令和６年第１回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　３月７日（木曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… １８
○委員会報告 …… １９
○散会の宣告 …… １９
○署名 …… ２１

第５日　　３月１１日（月曜日）

○議事日程 …… ２３
○出席議員 …… ２３
○欠席議員 …… ２３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ２３
○本会議に出席した事務局職員 …… ２４
○開議の宣告 …… ２５
○会議録署名議員の指名 …… ２５
○一般質問 …… ２５
　渡　邉　忠　義　君 …… ２５
　西　本　久　雄　君 …… ３２
　西　内　玄　太　君 …… ３７
　高　木　光　雄　君 …… ４３
○散会の宣告 …… ５６

○署名 ……５７

第６日　　３月１２日（火曜日）

○議事日程 ……５９
○出席議員 ……５９
○欠席議員 ……５９
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……５９
○本会議に出席した事務局職員 ……６０
○開議の宣告 ……６１
○会議録署名議員の指名 ……６１
○一般質問 ……６１
遠　藤　　浩　君 ……６１
○議案第　４号　広野町手話言語条例の制定について ……７１
○議案第　５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……７３
○議案第　６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……７４
○議案第　７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例 ……７５
○議案第　８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について ……７７
○議案第　９号　指定管理者の指定について（広野町老人福祉センター） ……７７
○議案第１０号　指定管理者の指定について（広桜荘） ……８０
○議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑） ……８２
○議案第１２号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号） ……８６
○散会の宣告 ……９２
○署名 ……９３

第８日　　３月１４日（木曜日）

○議事日程 ……９５
○出席議員 ……９５
○欠席議員 ……９５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……９５
○本会議に出席した事務局職員 ……９６
○開議の宣告 ……９７
○会議録署名議員の指名 ……９７

○議案第１３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　……９７
○議案第１４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）　……９８
○議案第１５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）　……９９
○議案第１６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）　……１０１
○議案第１７号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）　……１０２
○議案第１８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）　……１０３
○議案第１９号　令和６年度広野町一般会計予算　……１０４
○散会の宣告　……１３０
○署名　……１３１

第９日　　３月１５日（金曜日）
○議事日程　……１３３
○出席議員　……１３３
○欠席議員　……１３３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名　……１３３
○本会議に出席した事務局職員　……１３４
○開議の宣告　……１３５
○会議録署名議員の指名　……１３５
○議案第２０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算　……１３５
○議案第２１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算　……１３７
○議案第２２号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算　……１４０
○議案第２３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算　……１４４
○日程の追加　……１４６
○議案第２４号　令和６年度広野町下水道事業会計予算　……１４６
○議案第２５号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについて　……１４８
○委員会の閉会中の継続調査の申出について　……１５５
○閉会の宣告　……１５５
○署名　……１５７

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和６年第１回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和６年３月７日（木曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の施政方針並びに町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	松本　正人	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
参事兼 産業振興課長	猪狩　裕一	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長	佐藤　尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　　淳	君

参事兼 町民税務課長	岡		修一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博行	君
代表監査委員	鯨	岡	公一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

２番　渡　邉　忠　義　君

３番　高　木　光　雄　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る３月１日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から３月15日まで９日間とし、３月８日から10日まで及び３月13日を休会といたす答申がありましたので、本日から３月15日までの９日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から３月15日までの９日間とし、３月８日から10日まで及び３月13日を休会とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、定期監査報告、双葉地方広域市町村圏組

合議会からは令和６年第１回定例会議決書、双葉地方水道企業団議会からは令和６年第１回定例会議決書については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の施政方針並びに町政全般についての経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　皆様、おはようございます。

本日ここに、令和６年第１回広野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。令和６年度を迎えるに当たり、所信の一端を申し述べ、議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災及び原子力災害から13年が経過しようとしております。この大震災により、今日に至るまで尊い命を亡くされた、直接死と震災関連死を合わせて49名の方々のご冥福を祈り、被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。また、本年元旦に発生した能登半島地震において、貴い命を亡くされました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。広野町は、役場庁舎、公民館、文化交流施設ひろの未来館、振興公社、社会福祉協議会にそれぞれ募金箱を設置し、日本赤十字社を通し寄附を届けてまいります。

昨年を振り返りますと、広野町は、復旧から再生、第２期復興創生期間を刻み、復興・創生へと希望に満ちた未来社会の創造、被災地復興の展望に向けて、緊急時避難準備区域が解除された９月30日を「広野町復興創生の日」と制定しました。

「ひろの童謡まつり」では、平成30年の「童謡のまち」宣言、令和４年の“童謡によるまちづくり”の先駆者である兵庫県たつの市との「日本一の童謡の里づくりのまち」共同声明を経て、10月５日を「ひろの童謡の日」として新たに記念日登録を行いました。先人が築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、童謡が生まれた美しい里山、田園を渡る風、清らかな水を未来につなぐとともに、さらなる“童謡の継承”と“新たな童謡の発信”による童謡文化のより一層の振興を進めてまいります。気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、半世紀の歴史に及ぶ広野火力発電所と広野ＩＧＣＣとの未来に向けての共生を展望した脱カーボンを掲げ、童謡をはじめとする地域のアイデンティティーを掘り起こし、創出して、移住・定住を促進し、未来創造に取り組んでいきます。

私は、本年をふるさと復興・創生「創出の年」と位置づけ、これまでどおり「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町」を標榜し、日本一元気な町づくりとさらなる復興創生の躍進に向け全

身全霊、全力で取り組んでいきます。

初めに、『いのちを守り』についての事業であります。

町の健康課題として、高血圧や高脂血症、肥満、糖尿病などによる心臓病や脳血管疾患の循環器疾患が多いことが挙げられます。令和３年12月に県が公表したお達者度において、男性が県下ワースト１位、女性がワースト７位という結果となっています。これら健康課題に対応するため、令和３年10月の「脱お達者度ワースト１、脱メタボ」宣言に基づき、町独自の「広野町健康福祉手帳」、「健康ポイント事業」や「フィットネスクラブ利用助成事業」など、健康増進事業を積極的に展開し、赤ちゃん・子供から働き盛り世代、高齢者に至るまで、ライフステージを通した健康づくりを推進するため、町のみんなが「家庭」、「地域」、「行政」それぞれの役割を意識するとともに、相互に連携・協働しながら健康づくりの輪を広げ、「日本一元気あふれるまち」の実現に取り組んでいます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険においては、令和３年３月９日に閣議決定された「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和４年４月８日付通知に基づき、令和６年度から保険税・保険料の全額が賦課されます。一部負担金につきましては、上位所得層を除く被保険者は、昨年に引き続き免除されることとなり、令和７年３月31日まで免除期間が延長されます。なお、上位所得層の方につきましては、保険税・保険料及び一部負担金のご負担をいただきます。

平成31年１月の「福祉のまちづくり」宣言に基づき、地域が抱えている医療・介護・福祉の様々な課題に対し迅速かつ適切に対応するため、包括的な地域連携を図る「広野町地域包括ケアシステム」を構築することを目的として、高齢者福祉につきましては、健康で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう関係機関と連携し、外出支援サービス事業、配食サービス事業、高齢者の見守り体制を構築するため「広野まるごと応援隊ネットワーク事業」の普及に努め、独り暮らし高齢者や高齢者世帯の生活支援を充実していきます。

障害者福祉につきましては、障害者が自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業を通じて日常生活を支援し、各種障害福祉サービスや相談業務の充実に努めます。また、公共交通機関の利用が困難な障害をお持ちの方の通所事業所までの移動支援事業を継続して実施します。

介護保険事業につきましては、平成28年度から実施する「いきいき百歳体操」を積極的に実施し、地域の皆さんが自主的に活動できるよう、サポート体制を整えていきます。必要な方に必要なサービスが適切に提供できる体制整備を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施します。

母子保健につきましては、子育て世代へ寄り添いながら支援の充実を図るとともに、妊産婦・乳幼児健康診査、各種予防接種、乳幼児等医療費助成事業を引き続き実施いたします。出産並びに子

育てに悩むご夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療などについて、引き続き医療費助成を行っていきます。

全国的に大きな社会問題となっています児童虐待につきましては、役場内関係各課及び児童相談所等の福祉関係機関、学校等の教育関係機関、警察関係機関等との連携を図り、虐待防止、早期発見に取り組んでいきます。

交通安全対策につきましては、広野町安心・安全ネットワーク会議をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、国道６号等において立哨活動を毎月実施し、交通事故防止を呼びかけます。

学校から２キロメートル圏内において小中学生の徒歩通学が実施されていることから、交通教育専門員による児童・生徒の交通安全街頭指導を行います。

自転車乗車時のヘルメット着用を推進し、交通事故による被害軽減を図るため、ヘルメット購入経費の一部を支援していきます。

高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施するとともに、高齢運転者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため、自動車急発進防止装置の設置経費の一部を支援していきます。

防犯対策につきましては、地域住民が安心して生活できるよう、双葉警察署、警戒パトロール隊、防犯指導隊等関係団体と連携を図り犯罪の防止に取り組みます。犯罪に対する抑止力の向上を推進するため、住宅用防犯カメラやセンサーライト等の設置経費の一部を支援していきます。

高齢者がいる世帯を対象に振り込め詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺防止機能がついた電話機等の購入経費の一部を支援していきます。

防災・防火対策につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、地震・津波災害から住民の生命を守るため、関係機関と連携の下、町内全域を対象とした地震・津波避難訓練を実施し、防災体制の連携強化と住民の防災意識の高揚に取り組みます。

災害発生時において、住民を迅速かつ確実に避難させるため、防災行政無線や緊急速報メール、役場屋上ＬＥＤ防災情報システムを活用し、情報を的確に伝えます。

消防団活動の環境整備を図り、消防団、婦人消防隊と連携し、予防消防に取り組み、高齢者世帯においては関係機関と連携しながら火災予防啓発活動を実施します。

町内インフラ施設の維持管理及び整備につきましては、道路、橋梁、トンネル、下水道施設の点検を実施し、道路や下水道施設の計画的な補修による施設の長寿命化を図り、安全確保に取り組みます。

道路整備につきましては、危険個所、未改良区間の解消を計画的に実施し、町民の生活環境の向上を図り、安心安全な道路網を形成し、有事の際の緊急車両の通行及び通勤通学時の安全確保に取り組んでいきます。

次に『人を生かし』についての事業であります。

農業につきましては、営農再開12年目となります令和６年度に営農を行う農家に対しては、国の経営所得安定対策を活用していただき、農業経営の安定を図ります。本町のような中山間地域では、高齢化が進む中、農業生産条件が不利な面があることから、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するため、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、農用地等の地域資源の保全管理に必要な支援を行うとともに、福島県営農再開支援事業を活用し、イノシシ等鳥獣被害対策に取り組みます。

土地利用型農業の収益向上を図るため、基幹作物である主食用米の特別栽培米や有機栽培米を促進し、付加価値の高い米の生産に取り組むとともに、生産農家の収益向上と生きがいづくりを図るため、大豆、麦、野菜など町振興作物の生産に対する支援に取り組みます。

ふるさと納税制度を活用し、寄附をしていただいた納税者の皆様に、広野産特別栽培米コシヒカリや広野産米で造った日本酒、広野産無農薬バナナ「綺麗」などを返礼品として送付することにより、本町の基幹産業である農業の魅力や地域ブランドの情報発信を行い、特産品の販売促進や消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。また、町農産物の価値を伝え、販売・消費の拡大を図るため、秋には収穫祭を開催するとともに、町外で開催される様々な物産展等のイベントに積極的に参加します。

担い手農家の経営規模拡大、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、国、県、関係機関と連携を図り、町内７地区の圃場整備事業を継続して取り組みます。農業における高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の増加などの人と農地の問題解決を図り、地域農業を守り次世代に引き継いでいくことを念頭として、担い手農家へ効率的な農地の集積・集約を図るため実質化が図られた「人・農地プラン」から法制化された「地域計画」への移行と農地中間管理事業の活用の推進に継続的に取り組みます。本町の農業における担い手不足を解消し、農業の持続的かつ安定的な発展を図り、農業者の確保、育成を目的として広野町農業次世代人材育成奨学金の活用推進及び新規就農者等に対する経営安定化支援、スマート農業導入支援に取り組みます。

広野こども園事業につきましては、令和２年度に連携協定を締結したいわき短期大学附属幼稚園とは、園児や職員の交流などを通して双方の取組や課題を共有し、幼児教育の質の向上、人材育成に取り組みます。

次に『未来をつくる町』についての事業であります。

ふくしま森林再生事業につきましては、間伐などの森林整備より森林の有する多面的機能の維持と表土の流出に伴い原発事故による放射性物質の拡散防止を図ることを目的として計画的に取り組みます。令和６年度においては、折木字南沢地区において約54ヘクタールの整備を実施します。

町の大切な水資源確保のためには水源地周辺の森林整備が必要不可欠となることから、森林整備における作業コスト軽減による生産性の向上及び労働条件の緩和を図るため、林業専用道「狼山・

叶沢線」の整備に継続して取り組み、令和８年度完成を目指します。

五社山山頂周辺に整備された遊歩道等の施設が経年劣化により腐食している状況にあることから、森林環境譲与税を活用し、計画的に改修を行い、登山者の安全確保と地域住民が森林に親しめる環境整備に取り組みます。

復興関連事業につきましては、東日本大震災及び原子力事故から13年が経過し、第２期復興創生期間から、さらにその先に歩みを進めるに当たり、広野町復興計画に掲げる基本理念・目的を達成し、復興事業のシンボルに位置づけている広野駅東側第１期開発地区の産業団地並びに第２期開発地区の住宅団地、広野駅周辺の整備を着実に進めていきます。

住宅団地整備事業については、事業者による造成工事が完了し、販売を開始しています。若者・子育て世代の定住、県外都市部等からの移住に重点を置き、土地購入の負担軽減となる補助制度の実施、子育て・教育環境の充実、就労環境や企業マッチングに力を入れ、移住後の安定的な生活を支援していきます。

広野駅周辺整備事業については、「広野駅周辺整備の基本事項に関する協定」に基づきＪＲ東日本水戸支社と協議を進め、未来のかけ橋と広野駅構内跨線橋へのエレベーターの設置、スロープやホームのかさ上げなどバリアフリー化が進みました。今後、駅利用者の利便性を高めるため駅舎の改修、西口広場のロータリー化を行い、町のランドマークとして利用者が安心・安全に利用できる環境、地域住民の交流の場を構築していきます。

福島イノベーション・コースト構想の推進につきましては、福島イノベーション・コースト構想に掲げる多様な産業を集積し、福島第一原子力発電所の事故により失われた地域の生業を再生させるため、「研究開発」、「産業化」、「人材育成」、「司令塔」の４つの機能を有する福島国際研究教育機構（Ｆ―ＲＥＩ）が浪江町に設置されました。地域の現状や課題を整理し、技術の実用化及び具体化を念頭に本格的な事業化を推進するため、研究者や専門家をはじめ知見を有する人材の配置、支援を行い、完成した東町産業団地、駅東産業団地と共に企業誘致を積極的に進め、地元企業とベンチャー企業・スタートアップ企業とのマッチングやサプライチェーンの構築に取り組んでいきます。

教育の丘には、県立ふたば未来学園中高一貫校や広野小・中学校の児童・生徒、約1,000人が日々勉学に励んでおり、Ｆ―ＲＥＩに進出する研究機関が求める人材育成を念頭とした実学の場として、最も重要な位置を占めると考えています。今後、より高度な就学の場である大学などの高等教育機関と連携を深め、協定を締結している東京大学アイソトープ総合センター、早稲田大学、東日本国際大学、福島高専の拠点となる研究施設や研究等の充実を図り、地域の復興を支える人材育成に取り組んでいきます。

ゼロカーボンシティの取組につきましては、地球温暖化が原因とされる大災害を伴う気候変動から、パリ協定に基づく長期戦略として、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実現を目

指すことが掲げられ、CO_2の削減を目的としたカーボンニュートラルに向けての取組が世界の潮流となっています。

広野火力発電所が立地する町として、事業者である（株）ＪＥＲＡと共に、持続可能な将来像の実現のため「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定し、脱炭素技術の開発促進、経済的な合理性、国等の政策との整合性を踏まえ、再生可能エネルギーを推進していきます。

今後、町内の企業や各家庭において、省エネ化や脱炭素化を進めるため、環境省の交付金事業を活用し、先行して公共施設等への太陽光・風力・バイオマス発電など、再生可能エネルギーの活用を図り、ＥＶ車等や急速充填設備の設置、水素・アンモニアの社会利用モデルの構築に取り組み、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指します。

移住・定住事業の展開につきましては、第２期復興創生期間からその先に向け、少子高齢化の地域課題に対応するため、「広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プラン」による人口増を目標に掲げ、若者世代・子育て世代をターゲットとした住宅開発、各種交流イベントへの参加、ＳＮＳを使ったメディア戦略によるＰＲ事業の展開、移住体験ツアーや二地域居住の受入れ態勢の構築を図ります。

これら施策を展開するに当たり、東日本大震災・原子力事故以降、復興支援等でお世話になった国・県・地方自治体、ＮＰＯ等地域団体、ひろぼークラブなどで応援していただいている方々、東京福島広野会の皆様、大学などの高等学術機関、各企業等、関係する全ての皆様とネットワーク体制を構築し、様々な場面において情報を共有していきます。移住を希望される方々と地域の皆さんとの絆を深めながら、受入れ態勢の一層の強化を図り、移住・定住の促進に積極的に取り組んでいきます。

子育て環境の構築につきましては、子育て環境の充実を図るため、広野町子育て世代包括支援センターを中心に保健師、保育士、教育委員会、民生児童委員、こども家庭課職員が部署の垣根を越えた横断的な連携を行うとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業を展開し、子育てに関する様々な問題の早期発見、解決に取り組んでいきます。妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、出産・子育て応援給付金に加え、令和６年度からはゼロ歳から２歳児の保育料を無償化することで、子育て家庭の経済的支援を行っていきます。

教育全般につきましては、令和２年度（小学校）、３年度（中学校）より全面実施されている現行の学習指導要領及び第２次広野町教育ビジョンに基づく教育活動を展開し、ふたば未来学園中学校・高校との連携を見据えながら、広野町立学校独自の魅力ある教育の創出を図ります。

確かな学力を育成する学校教育の推進につきましては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、人権教育の理念を基にした授業の充実、小学校高学年教科担任制の導入、授業及び家庭学習において１人１台タブレットを活用するとともに、町独自にＩＣＴ支援員を配置し、本町の教育実態に即したＩＣＴの活用を図ります。これまでの小中連携体制を生かしながら、教育委員会と学校

で組織する「授業力向上委員会」において、子供たちの実態を分析し、学力向上に向けた授業研究会・指導法改善の研修会の充実に取り組みます。計画的に蔵書数増を図り、学校司書の継続配置と図書システムの活用により、蔵書・貸出返却を管理し、読書活動の推進に取り組みます。

グローバル人材を育成する教育の推進につきましては、語学力やコミュニケーション能力を育成する環境の充実を図るため、外国語指導助手を活用した英語教育に加え、中学校において異文化交流、国際理解や国際協調の学びを目的とした東日本国際大学との交流事業（グローバル・デイ）並びに小中学校児童生徒のブリティッシュヒルズ異文化交流宿泊体験事業を小学校５年生から中学校２年生まで連続した４年間に拡充して実施します。

地域と学校が協働する学びの創造につきましては、中学校において、地域の人的・物的資源を活用し、映像制作を通して「ふるさと広野町」のよさを再発見し、伝統と文化を見詰め直すことで、広野町の未来と地域の復興に貢献できる子供たちの育成を目的とした「ふるさと創造学」に取り組みます。令和３年度に作成した地域学習用副読本（小学生向け）を契機とし、地域の人的・物的資源を活用しながら、子供たちが地域の事象や歴史的背景等を学ぶことができるようにします。コミュニティ・スクールを展開することで、学校と家庭、地域住民、社会教育機関等が、学校内外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子供を育む環境の整備に取り組みます。

学びのセーフティネットの構築につきましては、特別な支援を要する児童生徒一人一人に対し「個別の教育支援計画」を作成し、専門機関、スクールカウンセラー、支援員と連携を図りながら、個に応じた支援体制を構築します。校種間での連携を図り、切れ目のない支援体制が構築できるよう「個別の教育支援計画」の内容を年度末に見直し、次年度の活用につなげていきます。

環境対策につきましては、現代の住民、そして未来の子供たちが健康で安全、かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境の確保に向け、環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施することを目標として、「広野町環境基本計画」の策定に取り組みます。

各地区のごみステーションにおいて、指定ごみを収集日以外に出されている事案や不要となった家電等を空き地や林道敷に不法投棄している事案があります。家庭ごみ収集日カレンダーの配布、広報等によるマナー周知のほか、環境美化推進員による巡回・監視と広野町安心・安全ネットワーク会議における関連事業所等への注意喚起に取り組みます。

低炭素社会構築に向けた環境に優しい町づくりの推進を図るため、住宅における１次エネルギー消費量の約３割を占める給湯設備の給湯負荷を低減し、光熱費と環境負荷を抑えることができる「節湯型シャワーヘッド」購入経費の一部を支援していきます。

燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車の普及を促進し、地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車及び電気自動車等充電設備について、導入経費の一部を支援していきます。

除染対策につきましては、昨年度に引き続き、町民の放射線からの不安払拭並びに生活圏における放射線の状況について情報提供するため、一般家屋及び公共施設の敷地における環境放射線モニ

タリング調査を実施します。

以上申し述べました各種重点事業以外の主な事業について申し上げます。

公民館における生涯学習事業につきましては、人生100年時代を捉え、多様化する社会教育や家庭教育に対処できる学びの場として、「ふるさと創生大学」、「ひろの元気教室」、「各種文化教室」、「五社山登山」、「集団対抗パークゴルフ大会」、「文化展」、「生涯学習発表会」、「Ｊヴィレッジハーフマラソン」等の文化活動並びにスポーツ活動を実施し、地域間及び世代間の交流を促進させ、併せて交流人口の拡大及び地域活性化へと取り組んでいきます。

令和４年４月に開設いたしました「文化交流施設ひろの未来館」につきましては、本年度は約3,000人の来館者にご利用いただきました。これからも地元で発掘された遺跡・文化財の展示等を工夫し、町民だけではなく多くの方に興味をもっていただき、地域の歴史について理解を深めてもらえるよう取り組んでいきます。

震災からの避難等により、青少年を取り巻く社会環境も大きく変化し、次代を担う青少年が地域の中で、心身ともに健康で社会に参画できるよう青少年の健全育成を町民総ぐるみで推進していきます。

以上、令和６年度予算に計上した主な施策等を申し上げましたが、その財源としましては、国庫補助金や県補助金、町債を活用するほか、あらゆる方策を講じて財源を確保することや、国・県に対しても十分な財政措置を講ずるよう強く要望していきます。さらに、限られた財源を有効に活用する観点から、経費の一層の節減合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策の必要性・優先度を勘案した厳しい選択を行い編成したところであります。

その結果、一般会計の予算案は総額55億422万5,000円の規模となり、対前年比4.0％の増となったところであります。

その概要を申し上げますと、まず歳入面では復興関連の国庫支出金や県支出金、町税が減少しておりますが、普通交付税については不交付団体となる見込みであり、町税につきましては次年度以降も減収となるため、本町財政は依然として厳しい状況にあります。このため、可能な限り歳入の確保を図り、財源の確保をしております。

一方、歳出面では、復興・創生への取組を最優先とし、施策の大綱に掲げた重点事項等を実施するため、限られた財源の重点的、優先的な配分に努めました。歳出予算の総額は、前年度と比較して２億1,123万3,000円の増額となり、主な増額の理由としましては、学校給食共同調理場整備事業の増によるものであります。

次に、各特別会計の予算案について申し上げます。

「国民健康保険特別会計予算案」については、国保財政の健全化、効率的な運用に努めるとともに、医療費の適正化及び町民の健康維持対策等に取り組んでいきます。

「土地開発事業特別会計予算案」については、広野町復興計画に基づく、広野駅東側開発整備事

業（第２期)、広洋台整備に取り組んでいきます。

「介護保険特別会計予算案」については、制度の趣旨を踏まえ、介護保険の円滑な運営に要する所要経費を計上いたしました。

「後期高齢者医療特別会計予算案」については、これから迎える超高齢化社会に対応した高齢者医療制度の円滑な運営のため、所要額を計上いたしました。

次に、企業会計の予算案について申し上げます。

「下水道事業会計予算案」については、令和６年度から特別会計より公営企業会計へと移行するものであり、企業会計原則に基づき、収入の確保と経費節減に取り組んでいきます。

令和６年度の一般会計、４特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は73億5,431万円で、対前年度比3.7%の増となる予算規模であります。

事業実施においては、計画に基づき、安全管理体制の徹底を図り、着実かつ確実に事業を実施していきます。

以上、令和６年度広野町の主要な施政の基本、施政の概要及び財政運営方針についてご説明申し上げました。

本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和５年第４回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

１月６日、中央体育館において、令和６年新春交歓会を開催しました。交歓会では、各種団体代表者140名の方々ご臨席の下、参議院議員森まさこ様、同じく参議院議員星北斗様をはじめ、福島復興局長荒井崇様、福島県議会議員橋本徹様、同じく福島県議会議員佐々木恵寿様、福島県相双地方振興局長関根昌典様、渡邉正俊広野町議会議長からご祝辞を賜り、感染症予防対策を講じて開催しました。合唱団めじろたちによる新春合唱を披露いただき、新春交歓会に花を添えていただきました。

１月23日、トヨタカローラいわき株式会社から車椅子３台をご寄贈いただきました。今回で２回目の寄贈となり、ご寄贈いただいた車椅子は役場庁舎等の公共施設で使用します。

２月３日、東京グリーンパレスホテルにおいて、令和６年ふるさと福島広野会を、議長ご臨席の下、開催しました。移住定住の取組に係る応援隊として、初めての参加者に対し移住定住推進員の委嘱状を交付いたしました。会議の中では町の移住定住の取組、状況等について説明し、今後において、本会のメンバーと連携し、移住希望者の情報収集とＰＲ活動を精力的に行い、移住定住施策の推進を図ってまいります。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震において、大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」における相互応援等に関する協定書第６条に基づき、福島県が調整を行い、対口支援団体が富山県氷見市と決定され、２月４日から10日までの７日間、生涯学習課坂本拓貴主査、環

境防災課谷平涼主事の２名を職員派遣しました。２月16日、富山県氷見市への職員派遣報告会、意見交換会を職員40名参加の下、開催し、自然災害等に対する今後の備え等の情報共有を図りました。

２月８日、故猪狩新一郎様への叙勲「旭日単光章」伝達式をご遺族同席の下、執り行いました。

２月26日、長崎県立大学佐世保校において、教員及び学生を対象に「福島復興・創生への災害に強いまちづくり」と題し、講演を行い、福島第一原子力発電所の廃炉事業やＡＬＰＳ処理水の海洋放出、福島国際研究教育機構（Ｆ―ＲＥＩ）の取組等について、意見交換を行いました。

３月１日、ひろの未来館において、一般社団法人日本国際交流センター（ＪＩＣＥ）主催のマレーシア若手政治関係者町内視察において、「福島復興・創生への災害に強いまちづくり」と題し、講演を行うとともに意見交換を行い、福島第一原子力発電所の廃炉事業やＡＬＰＳ処理水の海洋放出等の福島の現状と今後の展望について理解を深めました。意見交換後、呈茶体験やトロピカルフルーツミュージアムの視察を行いました。

次に、復興企画課です。

１月12日、第２回新産業創出等研究開発協議会（Ｆ―ＲＥＩ協議会）が、平木大作復興副大臣、内堀雅雄福島県知事、福島国際研究教育機構山崎光悦理事長をはじめ、関係15市町村長、大学等研究機関の代表者ら約50名の出席者の下、開催されました。協議会ではＦ―ＲＥＩにおける令和５年度の活動報告、令和６年度の事業計画の説明があり、出席者から速やかな事業の具現化、広域的な展望、生業再生、人材育成について、要望や意見交換が行われました。

１月14日、新春初打ちパークゴルフ大会が南相馬市長門馬和夫様をゲストにお迎えし、約150名の参加の下、二ツ沼総合公園パークゴルフ場で開催されました。新年の門出を祝う晴れやかな空の下、参加者の皆様とパークゴルフによる親睦を深めました。

１月16日、あぶくま信用金庫様より企業版ふるさと納税贈呈式をあぶくま信用金庫太田福裕理事長のご出席の下、実施いたしました。広野町とあぶくま信用金庫様とは、平成28年度に地域密着総合連携協定を締結しており、企業版ふるさと納税によるご寄附は令和４年３月に続いて２回目となります。いただいたご寄附は、今後まちづくり・にぎわい創出事業の財源として活用していきます。

同じく１月16日、「パナソニックホームズ株式会社と広野町との地方創生実現に向けた魅力向上と移住定住促進に関する連携協力協定」の締結式が、パナソニックホームズ株式会社日高基比古東日本分譲開発支社長の出席の下、開催いたしました。今後、駅東側に完成した住宅団地の生活利便性や付加価値を創出し、地方創生の実現のため移住定住を推進していきます。

１月19日、「株式会社二光製作所と広野町との連携協力基本協定」の締結式が、株式会社二光製作所坂口吉昭代表取締役、渡邉正俊議会議長の出席の下、開催いたしました。御社は、駅東側第１期開発地区の産業団地内に進出することを念頭に、地域経済の活性化、地元雇用の採用、人材育成を進め、福島イノベーションコースト構想にある技術革新から最新技術の実用化を目指していく考えであり、町として具現化に向け支援してまいります。

１月28日、第13回ふくしま学（楽）会が、県立ふたば未来学園中高一貫校を会場に開催されました。原発事故の教訓をしっかり踏まえ、地域課題の解決、社会問題として広く対話による議論を行うため、大学などの専門家や国、県、市町村などの行政機関、学生、漁業者などのステークホルダーが、相手の立場を理解し、公平性・公正性に配慮しながら議論を行いました。会場には約70名が参加、リモートでは35名が参加しました。

２月23日、「環境動態評価を活かした町づくり」と題したＦ―ＲＥＩフォーラムが、いわき芸術文化交流館アリオスで開催されました。Ｆ―ＲＥＩの第５分野の研究では、原子力災害被災地の復興・再生の町づくりを進めるため、環境動態評価に関する研究で得られた科学的知見を風評被害払拭に生かし、住民が抱える課題解決に活用することを目指しています。今回のフォーラムでは、今後の方向性や人材育成の場づくり、地域に根差した取組状況など、報告がなされました。

２月26日、喜美運送株式会社が東町産業団地に新たに建設した広野物流センター東町倉庫の竣工式が開催されました。本倉庫は、東日本大震災・原子力事故後の相双地域の復興・創生を物流面で支える拠点として活用され、地元からも新たに人材を採用するなど、地域経済の活性化につながるものと期待しています。

３月３日、第３回南相馬市と広野町とのパークゴルフ交流会が、南相馬市東武パークゴルフ場を会場に南相馬市民と広野町民約150名の参加の下、開催されました。当日は天候にも恵まれ、両市町のパークゴルフ愛好家による白熱したプレーが繰り広げられ、相互に親睦と交流が図られました。

３月４日、富士フイルム株式会社様からの企業版ふるさと納税贈呈式を富士フイルムワコーケミカル鈴木直明代表取締役社長のご出席の下、実施いたしました。富士フイルム株式会社様から立地企業の富士フイルムワコーケミカル株式会社を通じてご寄附をいただいたことになり、今後教育関連事業の財源として活用していきます。

次に、町民税務課です。

マイナンバーカード普及促進事業は、マイナンバーカード申請等の機会を増やすため、毎月１回日曜日の役場開庁、高齢者宅訪問に加え、申請業務委託によりスタッフを増員し、対応しています。

総務省発表による令和６年１月31日現在、本町におけるマイナンバーカードの保有枚数は3,743枚であり、保有枚数率は80.1％、県平均は73.7％、全国平均は73.1％となっています。

次に、健康福祉課です。

12月13日、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給のお知らせを対象者へ発送しました。支給の辞退の申出がないことを確認し、１月９日、給付金の支給を開始しました。

２月９日、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金申請書を対象者へ発送しました。申請書受理後、内容を審査し、２月28日、給付金の支給を開始しました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、令和３年３月９日に閣議決定された「「第２期復興・創生期間」以降

における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和４年４月８日付通知に基づき、令和６年度から保険税・保険料の全額が賦課されます。一部負担金につきましては、上位所得層を除く被保険者は、昨年に引き続き免除されることとなります。これにより３月１日からの医療機関等受診に支障がないよう、２月16日、一部負担金等免除証明書を免除対象者に対し発送いたしました。

次に、こども家庭課です。

１月26日、広野こども園において、保育・給食参観を実施しました。保護者の皆様には、園児の遊びや活動の様子を御覧いただくとともに、園児が普段食べている給食についても試食いただきました。

２月21日、広野こども園において、仮入園、保護者説明会を実施しました。令和６年度の入園予定者は、３月１日現在、94名となっています。

２月26日、令和５年度物価高騰対策重点支援給付金を受給した住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対して児童１人当たり５万円の「こども加算給付金」の支給を開始しました。住民税均等割のみ課税の子育て世帯については、今後申請いただき、随時支給していきます。

次に、環境防災課です。

12月21日、１月24日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

１月21日、広野町中央体育館において、令和６年広野町消防団・婦人隊出初め式を、議長をはじめ議員の皆様ご臨席の下、挙行いたしました。当日は、雨天のため式典前のパレード及び広野児による防火宣言は中止となりましたが、消防団、婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊、総勢59名の参加の下、消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に通常点検を行いました。また、広野町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び株式会社ＪＥＲＡ（ジェラ）広野火力発電所の三者による「災害時における消防活動支援に関する協定」に基づき、本町消防行政に多大なる貢献をいただいております株式会社ＪＥＲＡ（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊に対し、感謝状を贈呈いたしました。

１月21日、午後３時８分、大雨（土砂災害）警報が発表され、災害に備え警戒配備体制を敷き、気象情報の収集、関係機関との連携・対応に取り組みました。午後11時27分、大雨警報が解除され、警戒配備体制を解除しました。人的被害や施設等への被害はありませんでした。

１月24日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止や防犯対策について会員企業に協力を求めました。

１月25日、午後零時26分、暴風警報（陸上）が発表され、災害に備え警戒配備体制をしき、気象情報の収集、関係機関との連携・対応に取り組みました。翌１月26日、午前零時42分、暴風警報が解除され、警戒配備体制を解除しました。人的被害や施設等への被害はありませんでした。

１月27日、消防団の後方支援を行う消防団機能別団員の研修会を実施しました。当日は、双葉地

方広域市町村圏組合富岡消防署楢葉分署の協力の下、礼式訓練や救命講習を実施し、機能別団員としての基礎と技能を学び、消防団との連携強化、地域防災力の向上に取り組みました。

次に、産業振興課です。

12月28日、町民並びに町内事業所に勤務している方を対象とした「プレミアム付ひろの商品券」の販売を終了しました。販売総数は１万9,000セットとなり、本年度準備した商品券全てが完売となりました。平成28年度から始まりましたこの事業は今年度で終了となり、８年間において約18億円の経済効果を生み出しました。

１月27日、静岡県伊東市において開催された第30回伊東温泉めちゃくちゃ市に農産物生産者２名とともに参加しました。風評被害払拭のため広野町産農産物のＰＲ活動を実施し、多くの来場者に野菜、農産物加工品を購入いただきました。

２月４日、亀ケ崎水利組合、２月18日、大谷内中山間保全組合、高倉水利組合において、地元消防団の協力の下、一定のルールに基づき、震災後５回目となる営農のための野焼きが実施されました。

２月５日、平木大作復興副大臣が来訪され、町内の新妻有機農園で実証しているスマート農業の現状を視察されました。復興庁として農林水産省と連携し、農業再開や規模拡大、若手の就農者がチャレンジできる環境整備に取り組むとのお言葉をいただきました。

２月15日、広野町商工会及び広野町商工会工業部会主催により、ハタゴイン福島広野において、広野町議会議員皆様の参加の下、広野町商工会会員、広野町立地企業連絡協議会会員及び広野町認定農業者協議会会員が情報交換と交流を図ることを目的に関係者60名が参加し、異業種交流会が開催されました。おのおのの会員企業によるプレゼンテーションや自己紹介タイムが催されるなど、参加者の交流が図られました。

２月25日、広野町公民館において地域農業の持続的な振興を図るため、福島県相双農林事務所双葉農業普及所職員を講師に招き、コロナ禍の影響により３年ぶりとなる「第６回　野菜づくりの勉強会」を開催しました。認定農家、直売所等に出荷している生産者及び家庭菜園を営む方など21名が参加し、土づくりや堆肥の与え方など基本的な野菜づくりを学びました。

次に、建設課です。

道路新設改良事業について、町道北釜・大谷地原線は、令和５年12月21日に今年度分の工事が完了し、供用を開始しました。

町道萱平線は、河川測量設計成果により農業用水路取水口の位置に変更が生じたことから設計業務を追加し、年度内の業務完了予定としています。

町道田戸作線は、現地精査の結果、支持地盤の改良工事が生じましたが、年度内の工事完了予定としています。

橋梁維持事業について、牛道橋は、現地調査の結果、橋の主要部材において損傷の進行が確認さ

れたことから詳細調査を実施し、年度内の業務完了予定となっています。

林道補修事業について、林道鍋塚線は、大雨により道路が崩落しておりましたが、補修工事が完了し供用を開始しました。

次に、学校教育課です。

12月20日、令和５年広野町子ども議会を開催しました。本議会は、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと、並びに、広野中学校生徒の夢のある幅広い意見・要望等を町勢進展の参考とすることを目的に実施しました。

子ども議会は、昨年に引き続き、６回目の開催となり、広野中学校３年生が、「ふるさと創造学」の３年間の取組の集大成として、地域について学んできたことを通して気づいた町づくりについての課題や問題点を、子ども議員として日常生活上の気づきから、異文化理解、町民の安全や生活上の利便性の向上、地域貢献について考え、質問、意見を発表する貴重な実践学習の場となりました。

６月24日から２月18日まで、町営学習塾を８回実施しました。大学生延べ18人、広野中学校及びふたば未来学園中学校生徒延べ88人が参加し、大学生と交流しながら、基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えて一生懸命学習に取り組みました。

次に、生涯学習課です。

12月23日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「書道教室」を開催し、小学１年生から４年生までの８名の参加者は、新年の干支や季節に合わせた題目で書き初めの練習に取り組みました。

１月７日、「令和６年はたちを祝う会」を執り行い、福島県議会議員橋本徹様、佐々木恵寿様並びに広野町議会議長をはじめ、多数のご来賓が見守る中、二十歳の門出を祝いました。14名が出席し、晴れやかな表情の中にも成人としての決意を胸に新たな一歩を踏み出しました。

１月13日、ふるさと創生大学において「脱炭素社会をめざしていま私たちにできること」と題し、株式会社ＮＨＫエンタープライズ第１制作センター社会情報部エグゼクティブ・プロデューサー、堅達京子氏による講座を実施しました。40名が聴講し、深刻化する環境問題への意識を高めました。

１月27日、ふるさと創生大学において「食育『生活習慣病予防のための食べ方』減塩について」と題し、いわき短期大学幼児教育科、高木三起子氏による小児期からの栄養と食生活について講座を実施し、５名の参加者は食育の基本的な知識を学びました。

２月10日、広野町文化交流施設ひろの未来館において、今年度最後となる広野町ふるさと創生大学を開催しました。「あそびから育つ乳幼児の言葉と心と体」と題し、いわき短期大学幼児教育科、佐野法子氏による講座を実施し、10名の参加者は子供の発達に係る「あそび」を通した育児の必要性と重要性について学びました。

講義終了後は修了式を執り行い、受講生に修了証書を授与しました。テーマ別の「ゼミ方式」を導入し、一部の講義は座学のほかにフィールドワークを取り入れ、主体的に学習を進めていくとい

う考えの下、６講座、11回の講義を実施し、延べ110人が受講しました。

２月17日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「自衛隊による防災教室」を開催し、小学３年生から中学２年生までの３名を含む、親子５名が参加しました。訓練では、災害時に役立つ知識や対処方法について実技を交えて教わるとともに、自衛隊車両や装備品の役割に関する説明を受け、日頃からの準備や、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを学びました。

２月28日、広野小学校で「ひろの元気教室」の閉校式を行いました。小学４年生から６年生までの児童19名が、多目的教室や体育館などを使用して、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、昨年４月から11か月にわたり、計90回実施し、体験活動やスポーツ教室に取り組みました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件４件、補正予算案件７件、令和６年度当初予算案件６件、その他案件５件、合計22件であります。

慎重なるご審議賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　監査報告を行います。

監査につきましては、北郷伯弘監査委員と共に実施しました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、令和５年11月分を令和５年12月20日、令和５年12月分を令和６年１月22日、令和６年１月分を令和６年２月20日に実施しました。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、定期監査につきましては、地方自治法第199条第４項の規定に基づき、令和６年２月１日、２日、５日の３日間、町民税務課、健康福祉課、こども家庭課、環境防災課、産業振興課、建設課を対象に実施いたしました。

監査の結果については、お手元に配付しました資料のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められます。

なお、改善を要すると思われた事項については、副町長、担当課長に指摘しました。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太議員、登壇を許します。

５番、西内玄太議員。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　総務文教常任委員会報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘議員、登壇を許します。

６番、北郷伯弘議員。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　おはようございます。

産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

３月８日から10日まで休会であります。３月11日午前９時から会期５日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前１０時２９分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　渡邉　忠義

署名議員　　高木　光雄

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和６年第１回広野町議会定例会会議録（第５日）

令和６年３月１１日（月曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智	君
副町長	松本正人	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松和真	君
参事兼 産業振興課長	猪狩裕一	君
建設課長	松本周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤義宏	君
健康福祉課長	佐藤尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本淳	君
参事兼 町民税務課長	岡修一	君
会計管理者兼 出納室長	北郷智恵子	君

教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博	行	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回広野町議会定例会５日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

５番　西　内　玄　太　君

６番　北　郷　伯　弘　君

を指名いたします。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答方式で行います。

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、１点目でありますが、外国人を受け入れた事業者に対し、雇用に係る費用の一部助成と居住について伺います。日本の労働市場では、一部の産業や職種で労働不足が発生しております。当町においても、労働力が不足しているようです。外国人労働者の雇用について伺ったところ、今後外国人労働者の受入れを考えていきたいと事業者からの回答でありました。

そこで伺います。町内事業者が外国人の受入れをした場合、雇用に係る費用の一部を助成してはいかがでしょうか。また、雇用した外国人に居住支援をあっせんできる環境を整えてはいかがでしょうか。

さらに、具体的な内容に触れますと……

○議長（渡邉正俊君）　一問一答方式で行いますので。

○**２番（渡邉忠義君）**　具体的な内容に触れますと、この外国人へ助成するのはあくまでも我が国にある外国人技能実習制度で、1993年度に創設され、既に31年前からある制度であります。その後、2017年11月には、新たな技能実習生がスタートしました。そこで、今回の質問の対象となる外国人労働者とは、技能実習制度、在留資格を指しております。つまり入国１年目、技能などを習得、入国２年、３年目では技能などの習熟、入国４、５年の技能などは熟達した内容を習得した外国人在留資格者で、以上の要件を満たした町内事業者が外国人材の受入れを支援し、雇用促進を図るため外国人材を受け入れた事業者に対し、雇用に係る費用の一部を助成する内容であります。それと、雇用した外国人に併せて移住支援をあっせんできる環境を整えてはいかがでしょうか、伺います。よろしくお願いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○**町長（遠藤　智君）**　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、外国人を受け入れた事業者に対し、雇用に係る費用の一部助成と移住支援についての町内事業者が外国人の受入れをした場合に雇用に係る費用の一部を助成してはいかがでしょうか。また、雇用した外国人に移住支援をあっせんできる環境を整えてはいかがでしょうかにつきましては、企業における人手不足は、少子高齢化に伴い、生産年齢人口の減少が大きな要因の一つとなり、喫緊の課題と捉えています。産業別に見た人手不足感が高い産業は、医療、福祉分野、建設業、運輸業、郵便業となっています。

現況において、人手不足を解消するため、国内はもとより、国内でも外国人を雇用する企業が年々増加している傾向にあり、町内において企業や医療、福祉法人が在留資格を有し、住民登録をした外国人を雇用している状況にあります。医療や企業、福祉法人における外国人雇用のニーズや雇用形態の実態を把握した上で受入事業者に対する支援策について検討し、取り組みます。

以上でございます。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　貴重な回答あるいは検討、ありがとうございました。

第２質問ということではございませんが、再質問ではございませんが、先日東工業団地に、竣工式に行ってまいりました。その中に主催者側のご挨拶がありました。会長からもあったのですが、その中に、町長並びに職員の皆さんに大変お骨折りいただいた建屋でございますということで感謝の言葉がありました。私も、職員のＯＢとしては大変うれしい限りでございました。

そこで、町長、東町の団地、南と北は今運営されているようですが、真ん中はまだ全然見通しがつかない現状であるというふうな状況なのでしょうか。売られていないとか、完売していないとい

うような、利用者もないということですね、あそこの真ん中の部分は。ということであれば、町長、町長としてはこれまでの立地企業、進出企業の本社などに表敬訪問というふうなこともされているかと思うのですが、私は当時も上司と一緒に表敬訪問をさせていただきました。そのときは、いわゆる会社側のほうから貴重なご意見をいただきながら、大変情報交換ができたなというふうに認識しているところであります。そんなところ、行ったところ、企業のほうからいろいろと買収したい土地があるというようなことでこんなご相談を受けたときに、仲介役としていろいろとお骨折りをして何とか、成立はしなかったのですが、ただそういう努力も、やっぱり表敬訪問した結果があるなというようなことでございます。

そんなことをやってきたわけですが、その中で町長は復興庁に対して、いわゆる自立・帰還支援雇用創出事業立地補助金について、かなり中長期にかけて支援要望はされておりますよね。そうしますと、町長、これからやっぱり若干株が上向いてきたような状況があって、ある程度の企業の動きも見えてくるのかなというふうな、今までになく、あるのかなというふうに思うところでありますので、これからやっぱり積極的に企業誘致を図るべきだというふうに私は信じております。

それで、町長、今の町長の言われた立地補助金と私が言った今外国人の助成金を併せて企業先に持っていけば、企業のほうでは必ず動くのではないかなというふうに私は信じておりますので、この状況を、その助成金をどうか前向きなご検討のほどでよろしくお願いをしたいと思います。

私の１問はこれで終わらさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　いいですか。

○２番（渡邉忠義君）　では、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのおただしに２点申し上げたいと思います。

まず、この東町団地の誘致の件に触れられたことにつきましては、今当町においては広野工業団地が45ヘクタール、東町産業団地が５ヘクタール、駅の東側産業団地が５ヘクタール、55ヘクタールを超えております。これは、浜通り原子力４町等々、様々に今企業立地補助金を活用してこの団地の造成に当たっておりますが、広野町は規模感として非常に敷地面積を有して今企業の誘致に当たっております。空いている場所については今商談中にありまして、ほぼ成立をする、完売をする方向に向かって今手続がされております。つきましては、この立地補助金が今度導入されることを踏まえて、この工場が成立するまでには約３年ほど時間を有する運びとなります。

２点目としまして、こうした企業誘致に当たって、外国人雇用についてのおただしについてでありますが、町としましてはこの支援をする際にはやはりその企業等と今雇用の状態をまず確認をするということでありまして、ついては国内において厚生労働省の労働局における有効求人倍率というのは、東京都が1.8で頭、トップにありまして、福島県は1.4という数値と表されています。広野町は2.4という数字が出ております。いわゆるこの雇用がどのように動いていくかということ。そ

して、その上において、各種業態においては、在留資格の今おただしがありましたが、簡潔に申し上げますとこのいわゆる実習研修と、あとは企業等々における即戦力として高度な技術を持ってくる、そういった内容が盛り込まれておりまして、ついてはこの外国人雇用においては、今現在広野町は24名という数字が出ております。国勢調査に基づく中期人口と滞在人口を表した数字の家族も含めた場合、この外国人の場合は家族である場合とかで在留期間が５年を超える、超えない、これ全部法律で縛られていますので、そういったことを企業と、また４割に近い福祉と介護は非常に厳しい状況にある。町内もその域に入っているということを捉えて、この動向をしっかりと捉えて、そして支援をする、講じることは非常に重要なことと受け止めておりまして、支援の内容については住居と生活の支援と、そして雇用に当たる手続の支援といろいろ幾つかありますが、全国の実例では70ほどあるというのは確認しております。福島県内では、１つを確認しております。そういった国当局からのアンケート等もいただいていますので、そういったことを鑑みながら時期と、そして在り方を精査をして捉えていきたいと。前向きにこの支援策については講じていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。今、私のこの外国人雇用のきっかけというのは、せんだって１月の全協のときに花ぶさ苑のいろいろお話があって、大分入居したいのだけれども、なかなか介護者がいないということを踏まえまして、これは何とかしなくてはならないかなと。ただ単に人がいないのだというだけでとどまっていたのでは、これからの時代どんどん人が減ってくるわけですから、だからそれにはやっぱり外国人をお願いをせざるを得ないのではないかということがありまして、いろいろと事情を聞いたらば、これまでも何とか自前で外国人の方を養成していた経緯もありますと。ただ、今ある程度外国人のいろいろ受入れについては大変日本人も勉強されて、そういう企業も出てきて、あっせんする業者も出てきたというお話なのです。ですから、今後そういった業者さんをお願いして、また外国人を雇用してみたいというふうなことも話があったので、それで、ああ、これは隣の友愛会さんにも正直なところを伺ってみたところ、どうですかと言ったら、所長が、私こんな格好で、本当はネクタイかけてお待ちしたかったのですがって聞いたら、私も今日の夜、夜勤やらなくてはならないのですよというご意見もいただいたところなのです。だから、これは広野にとって、当然双葉郡、これ人口が減少しているわけでありますから、これは当然外国人の方を養成してやっていかなくてはならないなというふうに自分なりに考えたところなのです。それと併せて企業の話も聞きましたらば、当然私たちもそれは考えておりますよというふうなことだったものですから、だからこの際有利にしていくのにはこういった補助制度をつくるということがやっぱり大事な部分かと。

あと、町長が今復興庁に交渉している。これもちょっと私見ましたらば、他町村はあるようです

けれども、まだ広野町はないようなので、これからもそれらも大いにＰＲをして、いわゆるこの立地企業の補助金をもらえる企業を多くしたらますます企業が増えていくのかなというふうなことも感じておりましたので、その辺を含めて今後何とか積極的にこの助成制度をよろしくお願いを申し上げまして、この１問目については終わらさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、２問目に移らさせていただきます。広野火力発電所１、３、４号機（計260万キロワット）の廃止による税収への影響はどのくらいですか。株式会社ＪＥＲＡは９月25日、長期計画停止していた広野火力発電１、３、４号機（計260万キロワット）を10月５日に廃止することとし、本日経済産業省に発電事業変更届出書を提出したとプレスリリースしました。

そこで伺います。まず、１点目でありますが、広野火力発電所の令和元年から本年までの５年間の各年度の町税収に占める割合と、大規模償却資産に係る税額を教えてください。

また、２点目、廃止のことですが、廃止が与える税収への影響はどのくらいなのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問２番目、広野火力発電所１、３、４号機の廃止による税収への影響はどのくらいですかの１点目、広野火力発電所の令和元年度から本年度までの各年度における税収に占める割合と償却資産に係る税額につきましては、まず町税に占める割合は、令和元年度が52.7％、令和２年度が46.7％、令和３年度が47.2％、令和４年度が25.4％、令和５年度が24.8％です。

次に、償却資産に係る税額につきましては、令和元年度が13億4,300万円、令和２年度が11億9,300万円、令和３年度が10億9,500万円、令和４年度が９億8,900万円、令和５年度が９億2,700万円です。

ご質問の２点目、廃止が与える税収への影響はどれくらいなのかにつきましては、償却資産は減価償却額が法人税法の規定による損益の計算上、損金に計上される場合に固定資産税が賦課されます。償却資産の除却の時期がいつになるかにより税収が影響され、現段階においては設備の解体、撤去等の除却の日程が決まっていないため、税収への影響はないと捉えています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、今②番の建屋を壊さない限りは固定資産税はおのずとかかっていくという解釈でよろしいのですね。ということは、個人の住宅等と同じように、建屋が建っているうちにはその税収は残っているということになるわけですね。そうしますと、それらの計画というか、壊すとか、そういったような時期というのもそれ示されているのでしょうか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この固定資産税についてのまず１つ目でありますが、償却資産、この法人税

法における損益の計算上、損金に計上されている場合は固定資産税が賦課されますが、今ご指摘いただいたように除却がなった場合においては、これは賦課されないこととなります。この税額でありますけれども、取得価格に５％を掛けて固定資産税が計上されます。ついては、今現時点においては、減価償却をして、減少して５％の水平になる、この損益分岐点ですね。分岐点までいましばらく時間がある現況にあるということをまず確認をしたいと思います。

２つ目としまして、その除却に関して質疑、意見、協議等があるのかについては、今現在全くそれはありません。昨年の10月５日に１、３、４号機が、この廃止措置が決定をしたということにおいて、現在今２号機が、重油プラントが令和５年度から６年度に向けて今動いているという最中にありますが、そういった状況下において、電気事業者の方とその１、３、４に対するこの除却等々についての協議は全くございません。１つだけ確認をしますと、これまでこの１から４号、重油、石炭、５、６号機が石炭火発で、ＩＧＣＣの石炭ガス化複合発電ガス化炉について、前身である東京電力ホールディングス株式会社に対し、かつ現在においては株式会社ＪＥＲＡに向けて、御議会とともにこの火発プラントのリプレースを今要望をしている経緯、経過にございますので、ついてはいわゆる京浜、京葉、鹿島、福島広野火発におけるこの広大な敷地を有効に活用するということを念頭に、地域の新しいエネルギー、この施策に向かっていく火力発電所の展望に向けて、１点だけちょっと増やさせていただきますが、このＪＥＲＡエミッションを標榜されている御社としっかりと連携を図りながら広野火発の展望というものを期していきたいと、そう捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいま貴重なご意見とこれから私から話しする中身と合っているかなというふうに思うのですが、ちょっと触れさせていただきます、勉強してきたものですから。

広野町火力発電所は、1980年、昭和55年４月に１号機が開始され、既にもう44年経過しております。町は火力発電所の立地に伴い、大規模償却資産税などの税収を町の主要財源にしました。周辺地域や関連事業所を含めた雇用の受皿として役割の大きいものでした。地域経済への影響を不安がる町民の方々の声も聞こえております。

さて、昨年の12月26日の福島民報によりますと、ＪＥＲＡは燃焼時にCO_2を出さないアンモニアや水素の導入を目指し、燃料の一部をアンモニアによる混焼実証を愛知県の碧南火力で始めているようです。こうした動きを踏まえ、町では脱炭素社会に適応した電力安定供給の拠点として広野火力を維持するよう期待する福島・国際研究産業都市、イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構、Ｆ―ＲＥＩとの連携を視野に入れ、国や県議などにも働きかける方針という内容でした。これは町長が話された内容かと思うのですが、先日双葉郡の議会研修会が開催されました。そのときにＦ―ＲＥＩの理事長、山崎様から、研究機構設立への挑戦の講演がございました。内容は、多岐にわたる研究内容でした。町長、この双葉地方に、何もないところに物を生むということ

は大変な労力かと思います。そこで、町長、広野町では廃止した火力発電所があります。今後のＦ―ＲＥＩの研究、開発として強く要望をしていただきたいと思います。私たち議員も応援します。今後の広野町の新たな主要財源につながると思います。

最後は、再質問としての質問ですが、将来的に予算への影響があることから、財政計画があれば教えてください。回答は、後日で結構でございます。この廃止には、町民の皆さんは大変関心を持っております。これから町政懇談会を開催するに当たり、町民の皆さんが安心して暮らせるような内容を説明し、何とかこの事業、すばらしい未来のために、町長、何とかご努力をよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご質問に２点にわたってお答えしたいと思います。

まず、広野火発の展望についてでありますが、ただいまお話をいただきましたように、今現在広野町としましては、令和の３の折に、10月に2050年に向かうこのゼロカーボン宣言を国はされていることにおいて、同時期に株式会社ＪＥＲＡ本社がゼロエミッションを唱えられた。その直後に広野町としまして、ゼロカーボンの社会に向かうその展望において、経産省、資源エネルギー庁等々と協議をしまして、翌年の丸10年を迎える３月に宣言をいたしました。今、企業の存続、企業の展望において、企業におけるプラントの存続に向けて何よりも大切なのは、やはりこのエネルギーの施策における新たな展望にあるということを念頭といたすものでありまして、つきましてはただいまご指摘いただきましたＦ―ＲＥＩ、国際研究教育機構というこの４つの機能と５つの分野におけるエネルギーの新たな展望の取組において、今お話しいただきました愛知県の碧南火発で今実証の捉え、取組がなされております。今置かれている状況は、この産業としてそのコストが非常に、水素、アンモニア等々において今道半ばにある。その現況において、まさしく国の英知を結集する福島イノベーション・コースト構想推進機構に基づくＦ―ＲＥＩの展望において、昭和55年１号、２号機が開始がなされたこの廃炉事業に向かっていく、福島復興に向かっていくこの地域において、今現在も安定電源供給を関東圏に送り続けているといういわゆる国の経済を、基盤を支えているというこの取組を、心からの敬意と町として誇りを念ずるものであります。つきましては、新たなこのエネルギー、社会に向かっていく火力発電所の展望を、これからの国の様々な施策の中においてしっかりと電気事業者の皆様と連携を図り、今ご指摘いただきましたように福島県と国に向けてこの強固な連携スクラムを組んで、そしてこのＧ７でも唱えられているように、非常に厳しい日本国におけるエネルギー政策における新たな展望を、広野火力発電所、御所と展望、捉えをしていきたいと、そのように考えるものでございます。

２つ目としまして、住民の皆様方々にこの町政における財源にあっての安定なこの展望においては、今現在において不交付団体は震災から20年、これから７年ありますが、継続されて不交付団体が続きます。そういった中において、復興特交、様々な税措置の中において、財調もしっかりと捉

え、そして今なすべきことは、13年目を迎えてからの復興の在り方のまとめ方ですね、展望と第２期、第３期復興の。そして、今町民の方が求めているのは、生活の安定であり、生活の確保でありますので、そういった住民自治に当たる生活を守るための支援がしっかりと、ただいまご指摘いただきましたように、おただしいただきましたように、その外国の方々の雇用を受け入れて共生をする、そういった環境を受け入れ、末端の自治体がしっかりと捉えていく。そのことは双葉８町のみならず、浜通りの15の市町村が横軸で連携を図り、そして雇用と生活を守ることを通して、これは医療、福祉の充実を捉えていくものでございます。ということにおいて、復興の10年の第１期と次の５年間の今第２期に我々はおりますので、今４年目に入るわけでありますが、第３期の時限立法の復興庁があるその次に続く５年、この時間軸の中で国としっかりと連携を図りながら支援を講じていただいて、町の存続に向けたこの展望というものを確立していきたいと。そのことを念頭として、住民の皆様にはこの健全財政、安定して生活の営みが確保できるというこの展望をしっかりとお届けをしてご理解をいただき、展望をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ご丁寧にありがとうございました。ということは、今後の広野町の火力発電所とは、国、県、そして町が今後将来開ける展望に向けてこの広野火力発電所を考えていくのだというご意見のお話だったですよね。それは当然そういう話ですよね。それがこれからの広野町の明るい展望になるし、町民の皆さんが心配しているところがそのところではないかと思います。このところを十分町民の皆さんに本当に分かるように、懇切丁寧にご説明をお願いしたいとともに、この不交付団体があと７年続くということですよね。これらも今初めて聞いた内容ですが、本当に安堵したところでございます。この事業については大変な事業になるかと思いますけれども、今後とも広野町の発展のためによろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

◇　西　本　久　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、１番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

１番、西本久雄君。

〔１番　西本久雄君登壇〕

○１番（西本久雄君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私、一般質問ちょっと初めてなので、不慣れなところありますが、よろしくお願いいたします。

まず、地域経済の展望、雇用の創出について。平成28年につくられた第５次広野町町勢振興計画・基本構想において、第２章、まちの将来像は、目標年度を2025年、来年となっています。第２節

内のそれぞれの項目について、現在までの経過とこれからの見解をお伺いします。

１点目、利便性の高い生活環境づくりとして、駅東の開発、整備、駅西側、役場周辺の商業、医療サービスの集積とありますが、９年経過してどのような方針を取られてきたのかを伺います。

２点目、また、若い世代、働き世代への雇用の創出、新たな産業の創出への取組はどのようにしているのかをお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　１番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の地域経済の展望、雇用の創出についての１点目、利便性の高い生活環境づくりとして、第５次町勢振興計画の９年を経過し、どのような方針を捉えてきたのかにつきましては、第５次振興計画におけるまちづくりの基本方向において、双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまちを標榜し、東日本大震災、原子力事故後のふるさと復興、創生に資する事業を展開してきました。役場前に建設した公設民営施設ひろのてらすには、スーパー大手のイオンをはじめ、飲食店やクリーニング店が入居し、住民帰還の促進に大きな役割を果たしました。復興、創生の拠点とした広野駅東側開発整備事業では、第１期開発として産業団地を造成し、企業誘致による地元雇用の創出、震災復興、原発廃炉従事者との共生を高めており、これまでオフィスビルやビジネスホテル、医療機関、薬局、データセンター、商工会事務所、集合住宅が進出しております。第２期開発では、約50区画の住宅団地を造成し、子育て、若者世代が入居しやすい補助制度の創設など、国と連携をして進めている移住、定住の受皿として、町が抱える少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるべく取り組んできました。また、ＪＲ常磐線を挟んで復興の拠点とした東側地区から駅西側地区にスムーズにアクセスできる未来のかけ橋を整備し、駅構内の跨線橋と合わせたエレベーターを設置するなどバリアフリー化にも取り組み、駅利用者の利便性を向上させました。第２期復興・創生期間において、広野駅舎の改修及び駅西側ロータリーの整備を実施し、さらなる利便性の向上に向けて取り組んでいきます。

ご質問の２点目、若い世代、働き世代への雇用の創出、新たな産業の創出への取組はにつきましては、平成28年３月に第１期、令和３年３月に第２期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町内の保育や教育環境を充実させ、子育て世代が暮らしやすい地域づくりに取り組み、若者の移住、定住の促進を図ってきました。並行して地元雇用の確保を念頭に、広野工業団地の再造成や駅東側産業団地、東町産業団地の新規造成にも取り組み、自立・帰還支援雇用創出企業立地交付金を活用した企業誘致を進めてきました。新たな産業の創出としては、福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構、Ｆ―ＲＥＩの具現化に伴い、廃炉、ロボット、エネルギー、環

境リサイクル、農林水産業、放射線医療関連、航空宇宙の各分野において協定を締結している大学などの研究機関と並走するベンチャー企業やスタートアップ企業、イノベーションを起こす意欲のある企業の進出を念頭に、事業用地、社員の移住場所、地元の就労、雇用環境のマッチングなど、新たな企業の進出を支援していきます。第３期復興・創生期間に向けて、若い世代、働き世代への雇用の創出、新たな産業の創出を実現していきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　町長の答弁いただきました。私ちょっと何点か確認させていただきたいことがありまして、再質問させていただきます。

駅の東側についてなのですが、先ほど渡邉議員のときにもありましたけれども、交渉中ということで、近年中には契約が、販売が完了するということでした。その近年中、近々というのはどのくらいのスパンで、また産業団地という仕組み上、雇用というのは、地元雇用、地元採用、この辺がどのぐらいを見込む、または要望しているのか、この辺もちょっと具体的に分かる範囲でご説明いただければと思います。

また、ちょっと１点あったのですが、空きスペース、今広野町には空きスペースはないということでしたが、例えば契約がちょっとうまくいかなかったとき、あのスペースについては細分化して若手の創業者とか起業家に向けていくことは可能なのでしょうか。

また、すみません、続けてよろしいでしょうか。駅の西側についてなのですが、駅の西側についても、あそこ通学路としても使っています。安全面を考えて開発を進めていくのかとは思われますが、具体的にはどのぐらいのスピード感を持っていくのか、ちょっと教えてください。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、駅の東側についての３点についてお答えをいたします。

今どれぐらいの期間を有してその企業等が立地できるのかにつきましては、大きく捉えて答弁をさせていただきますと、お答えさせていただきますと、まずこれはどの市町村も一緒ですが、基本的に今第３期復興・創生期間は国の予算づけはなされておりません。なされているのは、Ｆ―ＲＥＩの1,000億円のみなのです。それを６年、７年の中で各市町村が県の下でしっかりと連携をして国に要望してくる、それをずっと繰り返しやってきております。ついては、震災から20年目の時限立法の復興庁が存続するというのは、岩手、宮城においては報道されているように、15年までということを捉えられています。これからの第３期に向けてそれをまとめていくというところにおいては、まずこの目途となるのは今振興計画のこの10か年の計画に基づく取組と、そして国が定めるこの第３期にわたる残る７年の中でまずまとめていくということを念頭とするものであります。

加えて、ただいまご質問いただきましたように、広野町にはプラントという火力発電所を有しております。今、火発の中には大勢の雇用者の雇用をいただき、多くの方々が今仕事に従事をいただ

いております。今、１Ｆ、２Ｆと廃炉に向かっていく中において、多くの方々がこの雇用を受け止めていただいているというこの雇用の面を、新たな工業団地から産業団地において雇用を求めていくことにおいては、これは若者世代、そして活力ある社会の創出に向けていく上においては不可欠でありますので、ついてはこの駅東側の産業団地においては、ここはこれまでの経緯で研究のエリア等々の概念がありましたので、まず広野工業団地のほうは全て20社完成しています。東町団地のほうも完成に向かっていくという今手続にあります。駅の東側は、新たなまた研究等々において捉えていく上においては、中長期的なスパンを持ってまとめていくという捉え方を受け止めるものでございます。

２つ目でありますが、地元の方々がこの団地において活用できるのかどうかということにおいては、これは社会の競争原理の在り方から捉えて、それは条件に基づいて参画できる体制となります。そういった条件を捉えて、地元において県内、県内においては先般宇宙産業工学の二光製作所に立地いただきました、協定をいただいて。というように、地元からも参画をできるという体制を捉えるものであります。

ということで、今私２点と申し上げましたが、３点に置き換えさせていただきたいと思います。今度西側について１点。これは、西側の整備をどのように安全確保を捉えるのかということにつきましては、まさしく西側は安全確保のための整備であります。西側においては、このロータリーを東側のロータリーと西側のロータリーが交差をして駅舎の中に入っていくという今環境にあります。これをロータリーを一通方向にして、交差することなく安全に交通往来ができる西側のロータリーの整備に図っていくものであります。つきましては、安全を最優先に捉えた広野駅の駅舎を中心とした西側の整備ということになります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。その中で、すみません、町長、先般ありました町長の施政方針とか、後期計画とか、私参考にして質問今します。

駅の東側については、復興の事業のシンボルとして掲げていらっしゃると思います。私、地元で仕事をして、いろんなことに携わってきました。やはりどうしても草が、雑草だらけの空き地とか、ただ広大な空き地があって、資材置場だったり、そういうことにしか使われていない。これちょっと10年近くたって、この状態がやはり私も含め町民の方も気になっていると思います。私この質問したのは、委員会等でこういう報告は受けてはいましたが、やはりこの場で町長のご意見を伺いたくて質問しています。やはり私個人的にも、町民の方としても、広野町が復興という事業できれいになっていってほしいというのがあったのです。駅の東はそのようであって、駅の西側、今度は駅前通りなのですが、駅前通りについても未来学園ができて、高校生が往来するようになって、人通りは少しだけ回復しているように思われます。ただ、空き地だったり、雑草だったり、ちょっと車

の往来だったり、そういったところに何点かその課題はずっと残っていると思います。こういったところもやはり、足元を見るではないですが、これからちょっと私たち議員も含めて執行部の方もぜひ着目してほしいなと。何せ若い世代、これから私たち暮らしていく中で、あと移住、定住していく中で、暮らしやすい、住みやすいと思われる町になっていくべきかと思います。

すみません、次なのですが、ちょっともう一つ質問よろしいでしょうか。公設商業施設ひろのてらすについてご質問します。私ちょっと確認はできていないのですが、公設商業施設ひろのてらすはイオンさんなのですが、こちらのほう10年というお話をよく聞くのですが、これはいかがなのでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　２点お答え申し上げたいと思います。

まず、町並みの草刈り等々の美しい町並みをつくることについてですが、震災以降復旧から再生という復旧事業において国から特段の支援をいただき、これは制度設計でどの市町村も特段緊急時避難準備区域に設定された町として草刈りに関する国の支援をもらってきました。今まで１回だったもの３回やってきたというように、一定の期間この田んぼの草刈り、荒れた田んぼ周辺、除染して再興していく際におけるそこから始まったところでありまして、ついては今現在広野町からその国の支援はもう既に打ち切られております。ついては、まずは震災以前の予算規模でこの草刈り等々については対応に当たるということを、以前の姿に戻っていくということを捉えつつも、まずこのきれいな町並みをつくらなければ、新しい町並み、新しい今移住政策のお話をいただきましたが、迎え入れていくという体制には届かないということにおいては、それは必要なこの草刈り等々についてはしっかりと捉えるということを受け止め、確認をしています。

そこで、１つでありますが、環境美化推進委員も増員をして、今10名体制でやっているのです。町のきれいな町並みを確保するために、町民の方のご協力をいただいて、自らがきれいな町並みをつくっていただく。また、パトロール隊の方にも、この町内における道路の環境整備というものについていろいろと意見をいただきながら対応に当たっているという現況にあります。

そこで、最後まとめますが、13年目を迎えて、今年からいわゆるインターハイのサッカー大会がＪヴィレッジで開催されることになりました。県との手続をいたしております。ついては、町としてきれいな町並みをつくって、全国から来る方々にしっかりとこのおもてなしの心で、姿勢で、来た方にまた来たいと思ってもらえるような町をつくっていくということを捉えて今６年度に向かって行こうとしています。その会場がＪヴィレッジの5,000人スタジアムで決勝戦、準決勝行われるわけでありますが、また二ツ沼総合公園から往来する場所、国道６号線、県道ということで、国とも県とも既に協議はしておりまして、今般６号線にはこの歩道の柵が新たに追加いただきましたが、様々な観点から安全を期するべく、そしてかつ往来する子供たちと町民の方々をしっかり守っていくという体制を整えていくということにおいて、捉えて取り組んでいくものであります。

１点だけ補足させていただきますが、企業立地補助金等々投入した際に、町の土地ではなく、民の土地がそこに介在していますので、民の土地になりますと町はそれを手を出すことはできません。そういったことにおいては、やはりこの企業の方々とも情報共有して、しっかりと安心・安全ネットワーク会議をはじめとした方々との情報共有をもって、協力体制で町並みの美しい生活環境の整備を積み重ねていくということを念頭としております。ですので、国から補助金が、支援がなくなったことにおいて、幾度となくご指摘をいただいておるのは十二分に承知しております。ついては、来年度春夏秋冬の中において、ご指摘いただきましたその美しい町並み形成をしっかりと令和６年度においてはまた新たな時代の幕開けとしまして、スポーツ、文化の醸成に向けても捉えていくというようなこととして令和６年度に展望してまいります。

２つ目としまして、ひろのてらすの今10年とおっしゃっていただきました。これはイオンの企業を念頭としてのご質問かと思いますが、そういった事実はございません。イオン店はじめ各事業者の方々がおられますけれども、当然ながら企業活動をなされている、事業経営をなされている現況でありますので、ついては町としましては公設商業施設の公設を守るべく、商業に当たっているイオン店の皆様はじめ全てのお店の方にこれからも継続して震災以降、第３期復興・創生期間以降も継続をして営業活動いただきたいと、そのことを継続性を持って念頭としながら対応に当たっているところでございます。今ご指摘いただきました御社においては、先般も東北、宮城と秋田、秋田が本社でありますが、これまでご支援いただいてきました御礼を申し上げながら、かつ加えて双葉地方において、北の２町において活動されることに心からの敬意と感謝を申し上げながら、双葉の８町のイオン店が活動するこの展望において、広野町はこれからも永続的に展望していくその見通しを捉えて取り組んでいるところでございます。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。度々申し訳ありません。ひろのてらす、駅東について私質問しました。やはりどうしても町民の方には見えない、分からないので、うわさだけで物事が町民の方は理解されているようです。やはりこういった場所とかアナウンスを適宜していただいて、駅東については空き地はこういう利用用途がある、これからこうなっていくというのはやっぱりアナウンスが必要かなと思います。ひろのてらすについてもしかるべきかと思います。私も仮設だ、10年だとお聞きしているところがあったので、やはりちょっとこういった場所で町長の話を聞けてよかったと思います。

ちょっと短いですが、これで私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで１番、西本久雄君の一般質問を終わります。

◇　西　内　玄　太　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、５番、西内玄太君、一般質問席へ移動してください。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「おむつ」定期便の実施について。兵庫県明石市の５つの無料化を中心とした子育て支援政策が注目されています。明石市は、子育て支援を充実させた結果、人口増加し、商業の活性化、税収増加した結果、子育て世代以外の住民福祉も向上させることができたとのことです。これは現代の自治体運営の成功例であり、本町においても効果的な政策であると考えます。

５つの無料化の内容は、こども医療費の無料化、第２子以降の保育料の完全無料化、ゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」、給食費の無料化、公共施設の入場料無料化となっています。このうち、ゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」の本町での実施について、町長のお考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の「おむつ」定期便の実施についてのゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」の本町での実施につきましては、兵庫県明石市のおむつ定期便の趣旨は子育て家庭の経済的支援と見回りと認識していますが、町は子育て家庭の経済的支援として、国の補助事業である出産・子育て応援交付金に加え、町単独事業として、出産祝金、小中学校入学祝金の支給、チャイルドシート購入助成、広野小中学校生、こども園児の給食無償化など、３歳児から中学校までの児童生徒を中心とした町独自の経済的支援を行っています。

第２期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に進めています帰還・移住等環境整備事業計画の基本目標に掲げる「若い世代が安心して子育てができるまち」を実現するためには、ゼロ歳児から切れ目のない経済的支援が必要であり、令和６年度から新たにゼロ歳児から２歳児の広野町民の保育料無償化を実施します。

おむつ定期便のもう一つの狙いであるゼロ歳児の見守り訪問につきましては、町は生後１か月を迎えるまでの新生児のいる全ての家庭に、保健師において赤ちゃん訪問を実施することにより、子育ての不安や悩みの相談を受けており、経過観察が必要な家庭については訪問、電話連絡等継続的な支援を行い、地域の中で乳児が健やかに成長できるように伴走型支援を実施しています。加えて、令和６年度からは、家事、育児等の不安や負担を抱える子育て家庭などを対象とした子育て世帯訪問支援事業を実施する予定です。おむつ定期便と同様、保護者の悩みや相談に寄り添い、支援につながるものと期待しています。

現在、令和７年度から令和11年度までの５か年を計画期間とする第３期広野町子ども・子育て支

援計画策定に向け、アンケート調査を実施しており、ゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」については、子育て世代のニーズを的確に捉え、検討し、取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま町長から答弁をいただきまして、この質問自体の回答については、現在アンケート調査行っているところということで、そちらのニーズに応じて検討をしていただくというふうなことで、こちらについては納得をいたしまして、検討についてはそのアンケート結果を的確に踏まえて検討を図っていただきたいと思います。

アンケート結果次第ということではあるのですけれども、私自身はこちらのほう、このおむつ定期便のほう、本町での実施するに当たって、極めて有効な事業なのではないかなと思うところでございます。何より兵庫県明石市の事例を見ますと、「５つの無償化」というこの言葉自体が非常に広がりを見せておりまして、ほかの町の事業等にもいい影響を与えるのではないかなということを私ほかの部分でも期待しているところでして、子育ての経済支援であったりとか、あとは子育てに対する安心感の提供、こういったものを充実させることによって、そちらのこういう政策やっていますよ、広野町でもというところを知ることになった方が移住、定住を考えていただけたり、町のほうからの移住、定住の広報活動等も目玉として使うことでより効果を発揮するのではないかなというふうに考えるところと、あと町内の人が増えればもちろん人の分だけ支出があって、人の分だけ仕事があるということで経済の活性化につながって、町の事業者の売上げが上がれば町の税収も、時間がかかりはしますけれども、上向いていくということで、いろんなメリットがあると考えておりますので、何回も繰り返しになってしまいますけれども、アンケート結果に基づいて、ニーズに基づいて的確にニーズを把握して、検討をしていただくということで納得をいたしました。

仮にこの事業を開始するに当たって、仮にニーズがあった場合ということですね。事業を開始するに当たって、当町で実施する場合、懸念事項等、町長のほうでこういった部分は町ではやりにくいなとか、そういった事業の開始に対しての障壁と思うところがあれば伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この当支援についての展望についてお答えしたいと思います。

まず、アンケートの答弁から、アンケートのお話をいただきましたが、これは行政上手続において、町民のお声を最大限に捉えるということがこれ大原則ですので、そこはしっかりとやっていくということであります。ついては、ただいまその障壁、障害等々が何かあるのかということについては、まずそのことにおいてはこのように私は考えております。それは、この明石市の５つの無償化というのは、１つ以外は広野町は全てやっております。ただ、公共機関の無償化というのは、何が公共機関の無償化なのか、ちょっとこれは判断できないのでありますが、例えば２つの総合公園は全てといいますか、無償化の運営体制になってはいるわけであります。

１点だけ確認をしてお答えにしたいと思いますが、明石市の出生率は1.7という数字を確認しました。この出生率というのは２つの数値がありまして、１つでお答えをしたいと思いますけれども、広野町の場合は1.48ということで、これは震災以降の数値でありまして、これは県平均と同イコールなのです。出生率においては県と一緒なのです。ついては、震災以降はこういった数値は、今デリケートな事案については数値化はなされておりませんし、また町としてもそういった数値は捉えているものではありませんけれども、広野町が目指す将来の姿ということで人口累計を出していることについては、国関係アンケートからお答えはしているところでありまして、その数字を捉えて行政運営に当たっていくというのが一つの体制であるということにおいて、今議員からおただしのように何が大切なのかについては、子供にまつわる、子供の育児に関わるやはり支援というものを、その保護者の方が悩みとかいろいろあるわけです。そういったことを一緒になってその悩み、その求めに対応できる体制を整えていくということが何よりも肝要であろうということにおいては、おむつ定期便の趣旨については私も賛同いたしております。おむつだけではなくて、乳幼児用品とか、ミルクとか、パウダーとか、いろいろ種目があるということですね、御市においては。ついては、広野町の場合は、広野町としても言葉の教育、そして絵本を通した教育もやっておるのです。そして、例えば今の時代に言うゼロ歳児から半年を過ぎてからの１歳児、３歳児から５歳児、今社会で言われている虐待等々の問題もあります。そういった時流において何をどう捉えるかについては、しっかりと我々職員、そして今般子育て世帯訪問支援事業を新たに起こしていきますけれども、社協等々の連携も図りながら、しっかりとその保護者の方々と交流、情報共有ができる、キャッチボールができる、そういう体制を整えるということをまず捉えつつこの宅急便なるものを考案していきたいと、そのように考えるものでございます。ですので、ご指摘の障壁、懸念等々については特段それはございませんので、町の取り組んできているこの取組において参考にさせていただきまして、そして広野町としての独自な見合った、順応した支援策に講じていきたいと、そのように考えるものでございます。子育ての支援は非常に大事な施策でありますので、国、県の動向をしっかりと見極めながら町民の方の求めに応じて適切に対応していく、展望に当たっていきたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　非常に前向きで心強い答弁をいただけたというふうに思います。事例を含めて答弁していただけましたけれども、こちらの通告書にも書かせていただきましたけれども、５つの無償化の部分、こども医療費の無料化のほうは県と町のほう協力する形でもう実現既にしていると。第２子以降の保育料の完全無料化、こちらについてもこの後の定例会に令和６年の当初予算のほう提案されることになると思いますけれども、そちらの重点事業のほう保育料無償化事業ということで、こちらのほうで実現がされるということで、さらには給食費の無料化、こちらのほうも以前より実施をされていて、実現されているということで、こういった事例を含めますと広野町の子育て支援事業、こちらのほうは結構頑張っているというか、すごく実は手厚いよというような印象

を受けているところでございます。

このおむつ定期便に関しても、町長考えとしてはご賛同いただけるということで、今後町に合ったような形で検討をしていってくださるということで答弁をいただきまして、公共施設の入場料無料化の部分、こちらの部分は、現状二ツ沼公園、町長もおっしゃっていただきましたけれども、二ツ沼公園だったりとか、そういった部分ですか、実際無料で使えるものですし、仮に集会所等も条例で減免措置取れるようになっていますし、半分実現されているというような考えでいます。実際の課題として、子育て世代が親子で利用して楽しいという施設が２つ、公園ぐらいしかないという状況は１つ課題だとは思いますけれども、そちらの２点、検討いただくおむつ定期便と公共施設の無料化と、あと充実化ですか、こちらのほうはもっと時間がかかるものかなと、公共施設の整備とかという話になると。ただ、中学校の校舎を複合施設で建て替えをして、子供たちが少し雨天時でも訪れて遊べる施設にしたいというような、まだ計画も何も、お考えというところにとどまる話ではあるとは思うのですけれども、よくなっていくのではないかなというふうに考えます。

実際のそこまでで賛同いただいて、検討するというお話いただきましたので、もうほぼほぼちょっと聞くことなくなってきてしまったのですけれども、今後検討する材料というか、そちらのほうで情報提供も踏まえまして少しちょっと情報提供させていただきたいのですけれども、こちらのおむつ定期便のほう、実施される自治体広がりを見せているというふうに思っておりまして、明石市以外にも令和５年度から福岡市です。こちらも令和５年度だったかな。尾道市、石川県小松市ほかの市が多いですけれども、インターネットのほうで検索をしますと京都府の久御山町役場のほうではぐくみ定期便ということで、おむつやミルク等の育児用品ということで、いずれの自治体も申請時にカタログのような商品リストから、おむつだったり、ミルクだったり、お尻拭き、ベビーフードといったものが選べて、そちらのほうを毎月お送りするということで、実施の方法自体については、市のほうでは委託事業で行っているところが多いようです。かなり数が多いので、町というか、自治体独自で動くというのは難しいということで、大きい市などではこういった委託の体制が取られているように思いまして、ただささきに申し上げました久御山町役場のほうのはぐくみ定期便、こちらについては令和５年度の事業概要のほうをちょっと拝見させていただきまして、こちらのほうは予算の内訳が、産前産後訪問支援員134万6,000円、産前産後訪問支援員費用弁償５万4,000円、育児用品等254万8,000円、通信運搬費１万6,000円ということで、支援員も独自でやっていらっしゃるようです。事業費総額が396万4,000円ということで令和５年度の予算スタートしたようでございます。こちら参考にしますと400万円ぐらいということで、当町の予算規模からしても非常に費用対効果の高い事業になるのではないかなというふうな考えをしております。

ちょっとこちらのほうは私もリサーチ不足で申し訳ないのですけれども、久御山町さんの財源内訳ですけれども、こちら国庫支出金が198万2,000円入っておりまして、ちょっとこちらの国庫支出金の内容が私のほうでまだちょっとリサーチできていないのですけれども、もしかしたら国等の補

助金、補助事業として一部実施される可能性もありますので、こちらのほうも検討に含めていただきたいなというふうに思います。

こちらの久御山町さん、実際広野町より面積は非常に小さいのですけれども、総人口が24年、ちょっと古いのですけれども、１万4,000人ほどで、出生数、こちらもちょっと古くて、平成26年度なのですけれども、108人ということで、普通交付税不交付団体52年連続という、うちも一部普通交付税少額入ったことはあるのですけれども、ちょっと境遇としては似たようなところがあるのではないかなということで、こちらのほうはちょっと参考になるなと思って見ておりました。出生数108人、26年ですけれども、その後大きな変動なければ若干減ったような状況なのかなというふうに思いますし、そういったところで当町とも似ているということであれば、同じような形で実現できるのではないかなというふうに考えております。実際過去数年の出生数等見ますと、当町では30人弱ということで、こちら久御山町さんだと1,800円ほどの物的支援をされていると。すみません、失礼しました。1,800円は尾道市さんです。失礼しました。ちょっと額は各自治体ごとにばらつきはありますけれども、おおむね3,000円弱の自治体が多いかと思います。当町の現在の人口、出生数30人ほどで、3,000円だとしても育児用品等に係る額については100万円アンダーですし、訪問支援員のほう、こちらも既存の職員の労働力で、月30人ですから、回れるのではないかなというふうに考えていて、何度もちょっと繰り返しになってしまいますけれども、極めて費用対効果の高い事業ではないかなというふうに考えています。

非常に町長のほうもご賛同いただいて、好意的に捉えていただいたというふうに認識しておりますので、最後に以上の懸案事項等もないという答弁でありまして、私としても十分に実施可能であるというふうに考えるのですけれども、予想にはなってしまうのですけれども、こちら実現可能性が十分にあると町長お考えになるかどうかだけ最後お聞かせいただいてもよろしいですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　おむつ定期便のこの趣旨をしっかりと捉えて、私は先ほど賛同申し上げるというふうにお答えしました。実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　町長のお考え十分に理解ができたと思いまして、非常に有意義な質問をさせていただけたというふうに考えます。

以上で私の一般質問は終了いたします。

○議長（渡邉正俊君）　これで５番、西内玄太君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時30分です。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認め、よって10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時３０分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　それでは、３番、高木光雄です。一般質問通告書に従いまして、４点ほど質問いたします。

質問の前に、本日献花を予定しています東日本大震災、さらに今年１月１日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方へのご冥福をお祈りいたします。

あと、私ごとですが、昨年度11月の12日に町議選に当選してから、ちょうど今日で丸４か月たちました。早いのですけれども、今後とも町のために一生懸命に頑張るつもりですので、よろしくお願いします。

それでは、１つ目の質問に移らせていただきます。この点に関しては過去に何度か一般質問で議員の方から実施されていますけれども、温暖化の問題に関しては今後30年、50年ではなくて、永遠に続くということなので、私からも再度質問させていただきます。

①、広野町ゼロカーボンシティ宣言後の実態について。１、約３年前、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指すと町が宣言いたしました。町民や事業者へ具体的な取組方法の説明及び周知方法等について、現状の進捗を伺います。あわせて、昨年10月に広野火力発電所１号機、３号機、４号機の廃止（合計260万キロワット）を株式会社ＪＥＲＡより発表ありましたが、今後のゼロカーボンビジョン策定に変更等はないか伺います。

２点目、ゼロカーボンシティ宣言をした福島県双葉郡自治体の現状を伺います。これに関しては、隣町の楢葉町あるいは大熊町、浪江町の宣言と活動ということに関して情報があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、広野町ゼロカーボンシティ宣言後の実態についての１点目、ゼロカーボンシティ宣言を行い、町民や事業者への具体的な取組方法の説明及び周知方法、併せて広野火力発電所１号、３号、４号機廃止に伴う今後のゼロカーボンビジョンに変更はないかにつきましては、令和４年１月に広野町ゼロカーボンビジョンを策定し、令和４年７月、早稲田大学環境総合研究センター永井祐二教授を広野町ゼロカーボンアドバイザーに委嘱しました。令和４年８月、各課の課長補佐、係長を委員とする広野町ゼロカーボンビジョン推進チームを発足させ、定期的に広野町ゼロカーボンビジョン推進会議を開催し、役場庁舎や公共施設における再生可能エネルギーの導入、推進に向けた協議を行っています。令和４年８月６日、広野町ゼロカーボンアドバイザー早稲田大学永井祐二教授を講師に、町民及び町内の立地企業等を対象とした広野町ゼロカーボンビジョン説明会を開催し、100名を超える方々にご参加をいただき、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた説明と事業所及び家庭において実施すべき内容についての勉強会を行いました。令和４年10月、公共施設等への再生可能エネルギーの設備導入事業に関するＦ／Ｓ調査を業務委託し、役場をはじめ公共施設等への再生可能エネルギー設備導入に向けた基本的な基礎調査を実施し、本データを基に令和６年度において民間資金を活用した公共施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業の補助採択を受け、公共施設への再生可能エネルギー導入を図るべく準備を行っている現況にあります。令和５年３月、広野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定を行い、令和６年３月、広野町ゼロカーボンアドバイザーである早稲田大学永井祐二教授を講師に迎え、本計画の内容を分かりやすく説明する町民講座を開催する予定としています。

広野火力発電所１、３、４号機廃止に伴う今後のゼロカーボンビジョンに変更等はないかにつきましては、広野火力発電所を運転する株式会社ＪＥＲＡにおきましては2050年までにゼロエミッション火発を実現させる目標を掲げており、タイムスケジュールに変更はありません。カーボンニュートラル実現に向け、持続可能な社会の構築を図り、広野火力発電所の立地町として、火力の町の未来発展に取り組んでいきます。

ご質問の２点目、ゼロカーボンシティ宣言をした双葉郡内自治体の現状につきましては、ゼロカーボンシティ宣言をした自治体は、広野町をはじめ浪江町、大熊町、楢葉町の４自治体となります。浪江町につきましては、町内に福島水素エネルギー研究フィールドが設置され、燃やしても二酸化炭素が排出しない水素を次世代エネルギーと位置づけ、水素の実用化に取り組んでいます。大熊町につきましては、町と事業者が共同出資した地域新電力会社を立ち上げ、再生可能エネルギーを地域で消費する地産地消を提唱し、再生可能エネルギー自給率を高める取組を行っています。楢葉町につきましては、復興の拠点と位置づけた災害公営住宅や公設商業施設の集まるエリアをコンパクトタウンと位置づけ、再生可能エネルギーを活用し、災害に強く低炭素な町づくりに取り組んでいます。

町は、これまで環境省の補助事業を活用した公共施設等への再生可能エネルギー設備導入事業に関するＦ／Ｓ調査を実施しました。令和６年度において、同じく民間資金を活用した公共施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業の補助採択を受け、再生可能エネルギーを積極的に推進すべく準備を行っている現況にあります。太陽光のＰＰＡモデルを活用し、再生可能エネルギーの地産地消、停電時でも電力が使用できる災害に強い町づくりを基本方針として、役場や学校、避難所となる各公共施設の整備に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。ただいま広野町の全体的なスケジュール的なもので、早稲田大学の永井祐二研究所、このチラシがこの前入ってきました。これ私が一般質問通告した後だったのですけれども、この永井先生に対してはアドバイザーということなのですけれども、これは定期的に、例えば１か月とか２か月に１遍とかということに相談する、あるいはこちらのほうに来てもらってそういうアドバイスを受けているのかということと、23日に「町民の環境行動等の現状」というふうに書いてありますけれども、広野町でそれの対策の一つとして、例えば一般家庭のごみの量は今何キロ出ていて、１年間ですよ。あと、それを何キロぐらいに減らすとか、あるいは電気料を、今何ワットなのだけれども、これをどのくらい減らすとかって、そういった具体的なこともこの23日に示してもらえるかどうかちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの早稲田大学永井教授の取組についてご説明申し上げます。

まず、令和３年の際に、ゼロカーボンビジョンの宣言をした際に、この早稲田大学との連携については以前から協定締結を結んでおりました関係から、環境に関する取組を取り組んできたところでありました。それは、ふくしま学（楽）会なる取組であります。原子力事故災害からの自然回復に向けての取組について、日々年に２回にわたる学（楽）会と称する取組の中で我々参加をして、定時的に永井教授とともに協議をしてきました。今般のアドバイザーに選任をいただくに当たりましては、別の小野田教授という先生がおられまして、座長を取り組んでいただいて、そしてその環境研究取組のセクションの中において、広野町の火発の町としての将来展望というものを捉えていただくべく、その後に今ご指摘いただきましたように、定時的に意見交換ができる環境にあります。ついては、今般の６年度３月に永井先生のこの講演会をするに当たりましては、令和５年から13年にわたる８年間の地球温暖化対策実行計画に基づいた中において、町民との会話を４回から５回取り組むということでおりまして、その第１回目が３月となるものであります。

２つ目でありますが、具体的な数値のお示しはあるのかにつきましては、今般の３月においての説明の中では具体的な数値をお示しする段にはなっておりません。ご指摘のように、その目的、目標値を掲げて、そしてプラン・ドゥ・チェック・アクション、この後工程を確認しつつ目標に進め

て取り組んでいくという姿勢は極めて計画に基づいて大事な姿勢でありますので、その数値等もしっかりと捉えながら、町民の方にご説明、ご示唆しながら受け止めていただけるよう取り組んでいきたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。宣言してからもう３年になります。例えば浪江町ですと、何かそういう専門の企業ですか、そういったところなんか募集して、そういった企業と一緒にやっているとか、そういう情報も入っていますので、具体的な目標値が町民のほうに示されれば、これそう簡単ではないのかなというふうに考えています。例えばごみをなくすといっても、ごみをなくすというところが、やっぱり我々いろいろ食べ物とか生活するところに、では半分にしてくださいというふうになります。電気料でも、例えば毎月300キロワット使っているとしたら、これをでは200キロワットにしてくださいと言ったら、そう簡単にはいかないと思うのです。ですから、もう早めに個々の町民あるいは企業に対して、こうしてくださいというのを早くするべきかなというふうに思います。

それと、広野火力発電所の件、先ほど渡邉議員がいろいろカーボンニュートラル等も踏まえて、今あるいは財政のこともありましたから私とダブるかもしれないのですけれども、やはりこの広野町は、あるいは新地町とか、あるいはいわき市もそうです。こういった火力発電所を持っている町というのは、やっぱりほかの町村とは大分違うと思うのです。例えば今、環境省、それから県、そして広野町というふうにこのゼロカーボンニュートラルの件で発表しています。広野町の去年10月ですか、１、３、４号の廃止というふうにＪＥＲＡさんで発表しましたけれども、例えばあれを受けて広野町で町長が、いや、その脱カーボンのために止めたって言ったら、これはもう大きな反響ありますよね。だけれども、先ほどの渡邉議員の答弁でも、要は広野町火力発電所では新エネルギーも含めていろんなところで共存していくというふうに私は捉えたのですけれども、ですから今後、今渡邉議員の質問等ありますけれども、あそこをこれから１、３、４号、あるいは２号機今稼働していますけれども、いずれは停止すれば撤退というふうになると思うのです。そういったときに、やはり広野町のこのカーボンシティ宣言の意味というのはどんどん変わってくるのかなというふうに思います。そういったことで、早めに町民、企業に対して具体的な数字を示して、それを目指すようにしていただきたいというふうに私のほうからお願いします。その辺をちょっと考えて取り組んでもらえればなということでいたします。

このゼロシティ宣言をしたということは、これ環境省のホームページからも、市長が表明するということでもう大事な宣言だと思うのですよね、これに関しては。ですから、先ほどの広野火力発電も含めて早急にその実施事項を示してもらえればなというふうに思いますけれども、最後にお伺いちょっとします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、２つのうちの１点目、数値の展望についての見通しでありますが、今この計画から事案、事象に向けて取り組んでいく上において、速やかにこの数値を受け止めて、目標値というものをしっかりと町民の方にお示しできるように捉えて取り組んでいきたいと考えます。捉えていきます。

２つ目としまして、この火力発電所を有する町としましては、新地町さんにおいては前の町長さんとも今の町長さんともしっかりとお話をしながら、連携をしながら取り組んできました。いわき市長さんとも一緒であります。ですので、廃止に至る経緯の中において、各自治体が、今３市町がこの浜通りに有しているわけでありますけれども、率先的に情報共有しながら取り組んでまいりました。プラントとエネルギー資源が様々に異なりがありますので、ついてはそのことを念頭としつつも、今お話しいただきましたように株式会社ＪＥＲＡさんという電力事業者の企業理念、ゼロエミッションという社是を立ち上げられたその敬意を表して、そして火力発電所の安定電源供給を担うという展望におけるエネルギーの施策に基づいた展望において、町は電気事業者の方としっかりとこの信頼関係の下に連携を図って新たな展望に向かっていくということにおいては、ただいまお話しいただきましたように、国と県としっかりと現況において取組を今いたしているところでございます。この件については、しっかりと国と県と連携を図って取り組んでいく自治体、広野町としてしっかりと捉えて取り組んでいくという決意の下に、火発の町としての誇り、伝統を将来県に届けていきたいと、その思いにあります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。このカーボンニュートラルに関しては広野町だけで完結するというようなことではないと思いますから、この双葉の、あるいは福島県全体も常に連絡取ってしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次の質問ですけれども、東日本大震災後に多くの自治体が防災活動及び災害発生時の対応等、つまり町民の命を守る、あるいは行政のサービスの向上のために多くの機関と連携、締結をしていると思います。

そこで、②としまして、広野町と各機関との協定締結について。１、当町では官庁関係（自治体、大学等）や民間企業、ＮＰＯ法人ほか、多くの機関と連携協定（包括等）を締結していますが、これらの目的と締結数を伺います。

２番、各協定者と町、これは執行部ですね、担当課。では、定期的に意見交換あるいは協議会等を実施しているのか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、広野町と各種機関との協定締結についての１点目、多くの機関と連携協定（包括等）締結していますが、これらの目的と提携数につきましては、町は地方自治において、行政各般にわたり、目的、目標に向けて各種機関と行政事務の幅を広げるべく、連携協定により行政事務執行に当たっています。防災関係30件、労働関係９件、相互連携関係26件、友好都市関係４件、福祉、医療関係５件、その他協定26件、現在協定数は100件となっています。自治体間の災害時における物質や人的支援に関する相互応援や教育、文化、産業などの幅広い分野にわたる地域間交流の促進、企業や学術機関との復興、創生への町づくりの取組における連携、医療機関や社会福祉法人との福祉の町づくりの実現に向けた医療、介護、福祉の様々な課題に対し、迅速かつ適切に対応、包括的な地域連携を行い、広野町地域包括ケアシステムを構築することなどを目的とした協定を締結しています。各種協定において、目的に基づき日常業務に当たり、意見交換、協議、イベント等を執り行い、進めています。

ご質問の２点目、各協定者と町（執行担当課）では、定期的に意見交換、協議会等を実施しているのかにつきましては、自治体間における災害時相互応援に関する協定においては、埼玉県三郷市などで地震等の自然災害が発生した際には相互に情報を共有し、支援の有無等を確認しています。地域間交流に関する協定においては、浜・中・会津友好交流協定に基づき、町議会と合同で相互のイベントに参加するなどの交流を図っています。また、岩手県葛巻町との特産品振興及び観光交流に関する協定においては、相互に視察研修やイベントで出品、販売を行い、技術的な支援をいただき、みかんワインの試作品作りに取り組んでいます。復興、創生の町づくりに関する包括的な協定においては、パナソニックホームズ株式会社などの企業と定期的に打合せを行い、東京大学や早稲田大学などの学術機関とは、ふくしま学（楽）会等において持続可能な地域づくりに向けた学びを構築し、広野中学校において東日本国際大学留学生との交流を通し、国際理解教育を目的としたグローバル・デイ事業、福島工業高等専門学校とは河川、水道水及び井戸水における水環境（放射線量・水質）について共同研究を行っています。福祉の町づくりに関する協定については、町内の３社会福祉法人との定期的に意見交換を行っています。今後において、協定を締結する自治体、企業や学術機関等との交流や意見交換の機会等を積極的に設け、新たな時代の安心、安全な防災に強い共生の町づくりに取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。今、協定を結んでいるのが100という数字ですけれども、これがほかの自治体と比べて多いのかなのですが、ちょっと私まだ勉強不足で分からないのですけれども、当町ではかなり多いのかなというふうな気がします。

それで、この協定なのですけれども、震災後あります100のうち何件くらい結んだかということと、この契約に関しては両方話あると。これあくまでも広野町からではなくて、相手のほうから申

入れがあったのか、その２点だけちょっとお願いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。震災以降は73件となります。

２点目につきまして、この協定における相互間の取組については様々な対応がございます。協定をする目的というのは、ただいま答弁申しましたように、我々は行政の幅を広げて企業等々の方々に、またＮＰＯ、様々な各種カテゴリー、ステークホルダーにおいては、それぞれの目標というものを持って自治体と協定を結ぶ、その在り方の意義、目的に基づいて相互に意見交換をしながら契約に至っていくということであります。中には、国の補助金が入った上において協定をするというケースもございます。様々なケース・バイ・ケースの中で協定に至っているという取組、現況にあります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今、町長の答弁で、震災のほうがもう73件、私かなりの多い数字かなというふうに思います。この締結の目的というのは、互助の精神というか、お互いに町と、それから相手の関係者と、どちらもメリットがあるということでしていると思うのです。町ではいろいろ、例えば震災後73件に対して協定の内容というのはそれぞれ別だと思うのですけれども、これはいろいろ町として、この件に関しては総務課とか、そういうふうに位置づけして、それでこの協定に関して内容をつくっているのか、あるいはそれらの内容に関して定期的に意見交換とかしているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　締結に当たっての運営の在り方についてお答えをしたいと思います。

２点ありまして、１点目、この協定の締結の取組方におきましては、これは最終的に復興企画課が協定締結の取りまとめを総括的に行っております。内容が、先ほど申しましたように、防災、学術、相互連携、友好都市、福祉、医療等々分野が様々に多岐にわたっていますので、つきましてはその内容に基づいて各課セクションのこの課において、情報、現況を確認をして、この現況が各課において協定が有効であるのかということを協議、確認をして、そして在り方についてはどのような展望をすべきかということを各セクションにおいて協議をし、復興企画課が取りまとめをして協議に当たっているという現況にあります。

２つ目でありますが、この協定の取組の現況についてお答えをいたします。取組の現況においては、これも様々な取組が目的に対してございますので、その目的に従って日々の中での情報共有とか、それでまた定時的な、例えばその年度を迎えてこの時期にこの協議をする、イベントを開催するとか、取組をするとかいうことにおいて、その事案について取組において協議を先方といたして取り組むという取組の在り方となっています。ただいま相互の互助の精神でというご指摘ありました。当然ながら協定ですので、２者協定もありますし、３者協定もありますし、様々な協定の対応

がお互い求められます。しっかりと各ステークホルダーがリスペクトをして、お互いが正面に向き合って、お互いの目的、目標に向かって、協定の締結からの取組において様々な機関の利益が資するように前向きに取り組んでいくということであります。中には長いスパンもありますので、長いスパンであれば長いスパンあったように様々な事案等々がございますが、これも関係各位と取組をするに際して、場合によっては私も東京出かけたりとか、様々にその協定する場所に必要に応じて出かけていって、そして協議をして、目的完結に向け、取り組んでいる現況にあります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。先ほどの100件のうち27件は震災前ということでしょうから、結構震災後13年たっていますから、その辺ももう一度見直しは、いざというときの協定ですから、見直しをしていただきたいと思います。

それで、あと最後にもう一点だけちょっと確認させていただきます。先ほどこういった大学等といろいろ締結という話ありましたけれども、例えばいろんな報道機関でもどこどこの大学と協定結んだとかというふうに報道でもされています。町民の目線からすると、何をやっているのかなというようなことが多分少なくないと思うのです。そういったことで大学とは、大学としているのか、あるいは大学の教授としているのか、そういったところの何か例えば具体的な例を用いて説明してもらえればなというふうに思いますけれども、やはりどこどこの大学っていっても学生ですから、例えば緊急の何か事態起きたときに学生が来るということはできないと思うのです。また、先生に関しても自分の指導していることはいろいろありますから、自分のを持っておりますから、なかなかこちらのほうには来れないのではないかなと思うのですけれども、そうなるとどうしてもいろいろな災害が発生後のいろんな調査とか、そういうことを主にお願いしているのかなということで、そこの１点だけお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　大学協定の在り方についてお答えをしたいと思います。

２つの１点目でありますが、協定の在り方としましては、大学のセクション、例えば具体的に東京大学でありますとＩＳＣ、アイソトープ総合研究センター、早稲田大学であればアジア太平洋研究科との協定となります。その内容については、その研究をなさる教授方々との取組となります。

具体的にここも、例えば早稲田大学においては、先ほども答弁で申し上げていますが、ふくしま学（楽）会なる、学会というのは楽しい学ぶ会と称しておりますけれども、13回の会合を繰り返してきました、年に２回にわたって。６年を超えております。７年に向かっています。かつ加えて１Ｆ地域塾なるふたば未来学園との協定の立地町として、今その１Ｆ地域塾も９回を数えております。この間、職員が参画をし、そして大学側の教授方々、そしてこの場合はイベント等として学生さんも入ってきます。その取組においては学生さんも入ってきます。町民の方も入ってきますということで、そういった事例があります。

東京大学の場合は、これは研究所ということで、今ひろの未来館に研究員が常駐いただいておりまして、そして町民の方に久しく情報共有、発信をしながら、ふるさと創生大学などでも共に一緒に取り組んでいただく、そういった取組もいたしております。

重ねて、地元で東日本国際大学においては、グローバル・デイという英語での教育を学生さん含めた教授の先生と一緒に取組をいただいており、かつ福島高専においては教授、先生に見えていただいて、子供たちに出前講座をいたしていただいております。

ということで、今ご質問いただきましたこの協定の在り方とその運営の展望については、現況については以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。実際、先ほどの繰り返しますけれども、やはり協定ということが報道されますと、やっぱり特に大学とかそういうのというのは直接町民からするとちょっと関係ないなというふうに思われがちですので、その辺は広報とかいろいろ定期的にこういうことやっていますということを町民に周知徹底するようにお願いしましてこの質問は終わります。

続きまして、あした13日で広野中学校の生徒３年生の卒業式なのですが、この子たちが経験したことをちょっと質問させていただきます。③として、子ども議会開催をつうじて。１、広野中学校生徒による子ども議会が令和５年12月20日に開催されました。行政や議会の仕組みを学び、町政や議会活動、町づくりに関心を持ってもらうことが目的かと思います。町執行部、議会としても、子供目線で意見、要望等を受け、行政運営に反映することが求められていると思います。そこで、今回も含めて子ども議会をどのように捉えておられるのか伺います。

２つ目、今回子供たちが提案したことは既に対応されたのか。あるいは、未実施でも生徒たちには途中経過を報告すべきと思います。ここまで実施して子ども議会の本来の意義があると思いますが、どのような考えか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の３番目、子ども議会開催をつうじての１点目、子ども議会をどのように捉えているのかにつきましては、双葉郡の学校では平成26年度からふるさと創造学に学んでおります。ふるさと創造学とは、ふるさとのひと、もの、ことを題材にする研究的な学習であります。ふるさとの持つ恐竜、樹木、魚介類等の化石、縄文、弥生時代からの遺跡や文化財、そして民俗芸能等から分かるふるさとの歴史と文化、歴史に刻まれた人々とその暮らしの理解を通して大震災などの震災前のふるさとを理解し、現在のふるさとの暮らし、復興状況、生活上の課題等の発見、課題解決策を探求し、ふるさと創造に主体的、意欲的に取り組む学習です。学習の過程においては、

広野中学校では１年生から３年生まで段階的に学び、１学年は「広野町を知る」、２学年は「広野町を伝える」、３学年は「広野町を創る」という学年ごとのテーマを設定し、３か年３段階で一貫した学習に取り組んでいます。

また、社会や地域の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成していく主権者教育の観点から、政治家などのリーダーに任せた社会に生かされているという受け身的な気持ちから、自分たちが社会をつくっていくという自分の意思や考えに基づき行動する主体的な意識、自分は社会の一員であるという認識を持ち、地域課題を自分ごととして捉え、地域運営に参画していく、その段階的な過程を踏む手段としてふるさと創造学に取り組んでいます。子ども議会は、主権者教育と広野中の３学年を通したふるさと創造学（総合学習）の総仕上げとして、町当局に質問することで生徒たちが学習して得た情報や考えを地域に還元し、中学生が地域運営に参画する場として捉えております。

ご質問の２点目、子供たちが提案したことに既に対応したのか、あるいは未実施でも途中経過を生徒たちに報告したのかにつきましては、子ども議会開催要綱に基づき、広野町子ども議会における提案内容については、町は将来を担う子供たちの意見をしっかりと受け止め、町民の生活に資する事業かどうかを精査し、これまでの取組について具現化を含めた結果を全生徒に報告しています。令和５年度においては、６人の子ども議員が質問した議案について方針を回答にまとめ、子ども議会会議録を生徒に配布して報告しました。

具体的には、（１）、多様な町民ニーズに合わせた給食の提供についての質問に対しましては、現在は食物アレルギーを持つ生徒に対して、あらゆるアレルギー食材を省いたユニバーサル献立により給食を提供しています。宗教的理由の場合は、食材、調理器具、工程などについて様々な制約があり、給食調理場のような大量調理施設においては対応が難しい。しかし、教育の場において多様な文化や習慣を理解、尊重していくことはとても大切であると認識しており、イスラム教に限らず、多様な宗教の子供たちが同じ給食を食べることができるように、給食の食材等を考慮した特別メニューを提供する日を設けることを検討しています。

（２）、街灯設置と電気が切れて暗くなっている街灯の修繕についての質問に対しましては、町内の防犯灯は552基設置されており、日常パトロールにより現地を確認しながら、計画的に設置、修繕など維持管理に取り組んでいきます。

（３）、道路の除草や整備、修繕についての質問に対しましては、道路の維持管理は国道、県道、町道とそれぞれの道路管理者が実施しています。国道は区間が長いため、除草が間に合っていない状況があります。町の除草は年１回お盆前に実施しており、道路修繕については週２回パトロールを行いながら、安全確保、優先順位を念頭に維持、修繕を実施していきます。子ども議会の開催を通じて、主権者教育の理解と醸成を図っていきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。この質問の内容に関しては、多分クラスメートとかあるいは友人、あるいは家族でいろいろ日常議論になっているようなことを含めて質問したのかなというふうに思います。

私、今回この６名の生徒の質問の６点に共通しているというか、キーワードは、私が見た目ですよ。ここの文章にもありますけれども、「町の活性化へつなげたい」ということが出てきます。あるいは、「町の安全のために」ということが、私この２つが６人の生徒の要望していることかなというふうに思います。つまりその逆は、町に生徒たちから見たときに活気がないのではないのというようなことをこの子供たちが言っているような気がします。冒頭に申したように、これは我々議員も、あるいは行政としても、ちょっとこの辺は今後きちっと活性あるような町にしておかないと、この子供たちが将来自分たちがまた広野に戻って、それでこの議会のことを忘れないで、要するに今選挙投票率がなかなか悪い。悪くはないのでしょうけれども、前回のあれも67％でした。あと、今中学生ですから、あと２年、３年たてばもう選挙権持つわけです。ですから、この子供たちの、先ほども報告したということなのですけれども、これは確実に、子供たちにとってはあした、無事ではないのですけれども、安心して卒業できるように、今後こういった子ども議会もあると思いますけれども、そういったことで言われたことはすぐにやるというようなことにしていただきたいというふうに思います。これで３点目の質問は終わります。

続いて、最後の４番目の質問に入ります。④として、Ｆ―ＲＥＩ（福島国際研究教育機構＝エフレフ）に望むことは。１、当町がＦ―ＲＥＩの新産業創出等研究開発協議会構成員として、今後どのような分野で連携し、協力体制を構築する考えなのか、現在の活動を含めて伺います。この件に関しては、町長の施政方針あるいは先ほども何回か答弁に出てはいるのですけれども、再度お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の４番目、Ｆ―ＲＥＩに望むことはの、今後どのような分野で連携し、協力体制を構築する考えなのか、現在の活動はにつきましては、Ｆ―ＲＥＩが掲げる研究開発、産業化、人材育成、司令塔の４つの機能を最大限発揮することができるよう、情報共有、広域連携、研究者等の住居や生活環境の整備などを行い、Ｆ―ＲＥＩが取り組むロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の５つの研究分野に対し、社会実装に向けた実証地の提供、人材や企業マッチングからサプライチェーンの構築に向けて支援し、産業集積、地域人材の育成、地域における課題解決により、地域

復興に取り組む創造的復興の中核拠点として実感され、その効果が浜通りから全体に波及することを期待するものです。

現在、ふたば未来学園中高一貫校では、震災後閉校した双葉地方の５つの高校の伝統、文化を継承し、双葉地区教育構想の下、郡内の小中学校とともに、ふるさと創造学、未来創造型教育の展望から社会をリードする人材の輩出を基本目標に捉えており、立地町として早稲田大学との協定により、13回に及ぶふくしま学（楽）会の開催、９回にわたる１Ｆ地域塾の開催を支援し、若い人材を生かす教育の充実をさせ、当地域における復興を支える人材の育成に取り組んでいます。

また、研究内容の第４分野である放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用のうち、放射線創薬医療の分野で東京大学アイソトープ総合研究センターと医薬品開発に関する連携・協力協定を締結しており、アルファ線放出核種を使った新たながん治療薬の開発を目指す研究について、広野町文化交流施設未来館に東京大学アイソトープ総合センターサテライトオフィスを設置し、研究員が常駐している現況にあります。今後、Ｆ―ＲＥＩが公募する委託研究に応募し、採択を受け、実証研究をスタートするべく準備に当たっている現況にあり、引き続き協力関係を維持し、取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。私は、このＦ―ＲＥＩが浪江町に進出した判断の一つとして、いち早く除染を行い、町、広野町ですね。の帰還率が９割以上を達成しているという広野町の存在があるからかなと私は思っています。このような点で広野町は貢献度が高いのかなというふうに思います。それで、先月広野町商工会主催で実施した異業種交流会が開かれました。そういったメンバーたちと一緒になってその研究機関の一部を誘致するような特別なチーム、町としてですよ。そういうものをつくってはいかがかというふうに考えています。

あと、現在のところ、いろいろ報道では何となく浪江町が中心にだけ何か動いているのかなというような感じしますので、その辺も何かＦ―ＲＥＩに対して町として少し望みが高いようなようなことを検討しながらやっていけばいいのかなというふうに思います。

その２点をお伺いして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　Ｆ―ＲＥＩの展望について、２点申し上げたいと思います。

１つ目でありますが、Ｆ―ＲＥＩの広野町におけるこの取組について、まず経緯としましては学術研究機関が復興地という国の支援が執り行われたのが平成の29年だったと記憶します。震災から５年が経過してからであります。スタートラインから広野町は、国際シンポジウム、そして国際フォーラムという、これは復興庁の支援の下に取り組んできたものでありまして、ついてはこの複合災害からの発祥は、取りまとめは、いわゆる国際の英知をまとめる学術研究がなければならないと

いうことを念頭とし、今日を迎えるに当たりましては、この目的なるものは産業の集積でありますので、これは各企業の方々、広野工業団地をはじめとする広野町として商工会、御会をはじめとして様々な地域経済を支えている、展望していただいている企業等の方々とＦ―ＲＥＩとつながっていくということは極めて大事であると常々念頭としております。ただいま広野町としての基幹になるものを創設すべきではないかということについては、前向きに具現化していきたいと考えます。民間の方々の理解と協力を得て、異業種交流会が２か年にわたり今般取り組んできたことにおいて、今Ｆ―ＲＥＩは19年の年度に向けて取り組んでいる。あと６年という時間軸の中で、これまでＦ―ＲＥＩに対して町としての意思を表明する取組を表に向けて捉えてまいりましたが、ただいまご指摘いただきました町としての体制について前向きに検討し、具現化するその形の中で新たな展望を期していきたいと、そのように考え、捉えていきたいと思います。

２つ目としまして、このＦ―ＲＥＩの展望についてでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○町長（遠藤　智君）　Ｆ―ＲＥＩの展望についてでありますが、具体的には今答弁申し上げました人材育成とがんの研究ということで申し上げました。がんの研究は、今公園にアルパカが２頭受け止めておりますが、これは抗体を摂取したアルパカを愛玩動物として受け止めている、その役目を担っているところでありまして、来訪される方に喜びを受け止めていただく。その目的となるものは、がんの研究であるものなのです。がんの研究については、この抗体に放射性物質を当てて、結合してがんの細胞を消すと、消滅させるということは、世界の治験においてアルパカが有効であるということを東京大学、ＩＳＣが捉えていることと併せまして、先般のＦ―ＲＥＩで私は発言をいたしましたが、火力発電所の石炭灰から創薬に関わる、治療薬となるその成分が石炭灰に含まれているということがさきに判明したところであります。いわゆる５分野があって、研究者同士が研究を捉えて新たな展望を期していくということを唱えたく、Ｆ―ＲＥＩの本部に私は申し上げたものでありますが、広野町にこの資源が存在する、こういった歴史的な展望を捉えて、そして今一つとしてのがんの研究については具現化すべく捉えていきたいと。そのことにおいては、薬品会社がこの製薬をし、そして臨床試験に入っていくという体制を整えて、国においては地域がしっかりと連携を図って、相互連携を図りながら対応していくものであろうと念ずるものであります。これは東京大学、ＩＳＣの意思の下にしっかりと対応できるよう、取組に当たっているところであります。

答弁でお話に届いておりませんが、先ほどのカーボンニュートラルの話でありますが、これは再生化エネルギーという取組と、そして環境を守るという取組、この環境を守るということは、やはり国民、町民の方々が再生化エネルギーに導入、例えば太陽光発電を入れるにしましても、生活の自然に負荷かかるものは抑えていくと、生ごみとか食品の処理。そういったものを議会と協議をしながら取り組んでいくことにおいては、火力の町としてゼロエミッションを目指す御社とこの環境を回復すべく、新たなエネルギーの実施地域に取り組んでいく上においては、これもＦ―ＲＥＩの

５分野の一つであるエネルギーというセッションにおいて、しっかりとＦ―ＲＥＩと協議、連携できるよう取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君、時間になりました。16秒です。まとめてください。

○３番（高木光雄君）　承知しました。今後ともよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時41分です。本日の一般質問はここで終了し、７番、遠藤浩君の一般質問は明日行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、７番、遠藤浩君の一般質問は明日行うことに決しました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第５日目の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は、午前９時から会期６日目を開きます。ご苦労さまでした。

（午前１１時４２分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　西　内　玄　太

署名議員　　北　郷　伯　弘

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　3　号)

令和６年第１回広野町議会定例会会議録（第６日）

令和６年３月１２日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　議案第　４号　広野町手話言語条例の制定について
日程第　４　議案第　５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第　６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第　７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第　８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
日程第　８　議案第　９号　指定管理者の指定について（広野町老人福祉センター）
日程第　９　議案第１０号　指定管理者の指定について（広桜荘）
日程第１０　議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑）
日程第１１　議案第１２号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号）

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智	君
副町長	松本正人	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	小松和真	君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一	君

建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 こども家庭課長	坂	本		淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智	恵子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博	行	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回広野町議会定例会６日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番　遠　藤　　浩　君

８番　門　馬　まりえ　さん

を指名いたします。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問は１点でございます。町内や周辺地域への柔軟な移動手段の確保とその効果について。町内や周辺地域における公共的かつ柔軟な移動手段や日常生活での歩行移動手段の推進支援及びその効果について以下を伺います。

１つ目、町内や周辺地域への公共的かつ柔軟な移動手段となり得るライドシェアの推進について、町長のお考えを伺います。

２点目、日常生活における歩行移動や健康増進に役立つ電動モビリティー、この推進について町長のお考えを伺います。

３点目、ライドシェアや電動モビリティーが町内に定着することで町が掲げるゼロカーボンに対する波及効果も期待できると思いますが、町長のお考えを伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の町内や周辺地域への柔軟な移動手段の確保とその効果についての１点目、町内や周辺地域への公共的かつ柔軟な移動手段となり得るライドシェアの推進についてにつきましては、ライドシェアは、令和５年12月20日のデジタル行財政改革会議において政府の方針が決定され、道路運送法第78条第１項第２号及び第３号に基づく地域の自家用車、ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入し、令和６年６月を目途にライドシェアが開始される予定です。ライドシェアの許可基準として、一般乗用旅客自動車運送業の許可を得ていること、管理運営体制や損害賠償能力があること、許可に付す条件として、使用する自家用自動車の制限、ドライバーに対しての事前研修や、利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うなどがあり、当町におけるライドシェア推進は難しい現況にあると受け止めており、動向を捉えていきます。

当町において、令和５年７月３日から従来の路線バスとデマンド交通を組み合わせたハイブリッド方式による広野町公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥを実施しています。加えて、令和６年度から75歳以上の者、身体障害者、妊娠中、または出産後１年以内の者、運転免許証自主返納者を対象に年額１万2,000円を上限にタクシー利用料金助成事業を再開します。広野町地域公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥ及びタクシー利用料金助成事業の利用状況等を捉え、移動手段の確保、地域公共交通の充実に取り組んでいきます。

ご質問の２点目、日常生活における移動手段や健康増進に役立つ電動モビリティーの推進についてにつきましては、電動モビリティーは電力で動く乗り物であり、ＥＶ（電気自動車）、超小型ＥＶ（超小型電気自動車）、電動マイクロモビリティー（キックボード、電動アシスト付自転車）があります。電動マイクロモビリティーは、歩道や屋内での走行を想定した、より歩行者に近いものをパーソナルモビリティー、車道を走行する、より自動車、バイクに近いものを超小型モビリティーと呼ばれ、高齢者や障害者が移動に不安を抱える場合において、パーソナルモビリティーに分類される電動車椅子を活用することで外出する機会が増え、地域内での交通の増加や生活の質の向上につながるツールとして期待されています。

電気車椅子は、介護保険制度において要介護度２以上の受給者を対象に福祉用具としてレンタルすることが可能ですが、当町において電動車椅子を利用する受給者はおりません。また、電動車椅子などのパーソナルモビリティーの普及には道路や歩道等の段差解消などバリアフリーの環境が必要です。町民の方々が住み慣れた地域でより長く生活を送れ、高齢者や障害者に優しい福祉のまち

づくりの実現に向けた事業に取り組んでいきます。

ご質問の３点目、ライドシェアや電動モビリティーが町内に定着することで、町が掲げるゼロカーボンに対する波及効果も期待できるにつきましては、町は令和３年３月５日に広野町ゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、令和４年１月に広野町ゼロカーボンビジョンを策定し、火力発電所を有する町として、広野火力発電所の事業者である株式会社ＪＥＲＡをはじめ町内の立地事業者に協力を呼びかけ、持続可能な未来像としてのゼロエミッションの追求を共に考え、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、町民や事業者などと一体となって取り組んでいる現況にあります。ライドシェアや電動モビリティーの定着により、町内を走行するガソリン車の台数が減少することにより二酸化炭素排出量の抑制が期待されます。

町は、令和６年度新規事業として、燃料電池自動車、または電気自動車などの普及を促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、次世代自動車及び電気自動車など充電設備の導入に対する補助制度を創設します。この補助事業は、燃料電池自動車、電気自動車並びにプラグインハイブリッド車の購入者に対し、１台当たり５万円、電気自動車など充電設備の導入者に対し、１台当たり10万円の補助金を交付するものです。この事業を含め、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、各種事業に取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。答弁いただきましたので、再質問を幾つかさせていただきたいと思います。

今町長の答弁にもありましたライドシェア、この一般ドライバーによる自家用車の相乗りサービスということで、交通手段の確保、これが困難な過疎地、現在の道路運送法上で公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合にと、該当すると。先ほど６月というところですけれども、４月スタートというところで、タクシーが不足している中、こういった地域、あるいは時間帯に限ってタクシー会社がライドシェアの運行管理をする、これも先ほど答弁ありましたけれども、いろいろと条件等がございます。こういったもので大幅に解禁されるという制度でありますけれども、現況町内あるいはこの周辺地域の柔軟な移動手段として公共的な役割としてタクシーが不足しているということは、当町だけでなく、この双葉郡内、取って見れる、そういうふうに感じているわけでありますけれども、こうした当町だけでなく、先ほど答弁にもありました路線バス、デマンドタクシーと、こういったものでの活用と。

当然これまで町内でのそういった移動手段、あるいはそういった利便性という中でそういった制度というものをつくってきたわけでありますけれども、要は一町一村ではなかなか単独では難しいのではないかというふうにやっぱり思うところ、当町だけでなく、各町、状況を見たときにちょっとスピードが止まっているなというふうに感じております。こういった、俗に言われる地域課題と

されるもの、これは当町だけでないですね、この双葉郡内でそういった地域課題とされるものがある。こういったものは共通で問題として持つもの、あるいは話し合われるものではないかと私はそういうふうに感じています。そういった意味では、町村会であったり、あるいは広域圏組合といった中で、現在はその事業という中で運営しておりますけれども、そういった中での話合いというものは当然なされているのであろうと、あるいはそういった動きが活発化してくるだろうという期待感があるわけなのですが、どうなのでしょう、なかなかそういった動き、私も前期４年、広域圏の議員ということで所属しておりましたけれども、既存として受け持つ施設、あるいはそういった業務というものに関しては注目といいますか、協議がされていますけれども、そういった共通課題として新しく出てきたもの、あるいは将来的に発生し得る、そういった中での話合いというものが広域圏の中でも議案として、あるいは話題としてもちょっと出ていなかったなというような感じなのですが、町長が町村会、あるいは双葉地方広域圏、こういったところ、今後こういった形でやるべきではないかと、あるいはそういった取組についての展望というもの、所見あれば伺いたいなと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの基礎自治体における町政運営において、広域圏組合における取組における現況からの展望についてお答えしたいと思います。まず、確認しますと、単独町村でできないものを広域圏組合を形成をして取り組んでいるのが双葉地方広域圏組合であるわけです。そこには常任委員会があり、25名の議員の方々が８か町村賛同して、そしてかかる課題について協議をいただき、そして広域的な事案、行政運営を、事務執行に当たっているという現況にあります。まず、双葉地方を捉えた際、これはご承知のとおり今各町村は非常に厳しい状況にある。復旧から再生、創生への復興の現況において、かかる課題が非常に各自治体において様々な難題、課題を有しているという現況にあります。

まず、そこで１点触れたいと思うのですが、双葉地方の抱えている課題は、やはり難題のテーマ、課題について、しっかりとその当事者、方々が連携を図っていくということは重要であろうということを共通認識として８か町村受け止めている現況にあります。具体的に言えば、帰還困難区域を有するこの地域、これは居住区域というものが設定されて、その次に白地地区というエリアに向かってどのように展望していくかということを、今国と県と、基礎自治体がしっかりと連携協議を図り、取り組んでいる現況にあるという現状です。

ただいま議員おただしの町民の生活を守るというテーマに向けて捉えていく際、今お話しのように地域連携を図っていくということは極めて大事なことだと、常々念頭としております。いわゆる自治体が様々な機関と協定締結をしながら各町村は動いているのです。そうした際に、いわゆる基礎自治体の１町、１村というカテゴリー、固まりの中で、予算措置をして業務執行に当たり、住民の生活を守るということを捉え、かつ復興の展望と取りまとめをしていかなければならないという

現況において、広域連携を念頭とする。テーマごとにおいて、課題ごとにおいて協力し合うということは極めて大事だと、それはまず念頭とするものであります。

今般の公共交通については、例えばバス、今広域のバスが動いていますね、いわきから南相馬に向かって。バスの運行も、バス事業者の方と協議をしながら、そしてＪＲもそうです。公共交通としてＪＲも同等であります。同じく要請、要望をＪＲさんにお届けをしながら、移動手段というものを捉えてきております。これが本題でありまして、前段がちょっと長くて申し訳ないのですけれども、公共交通は１町１村で終わるものではありませんから、広域的に動くわけです。ということにおいて、今置かれている各町村の現況から、期間を捉えていく際において、今何が求められているかということを自治体としてはまず第一として考えるということにおいて、ただいま答弁申し上げました町としてはデマンドと、そして公共交通、町のバスをハイブリッド、いわゆる複合的な機能をもってして取り組んでいくというのが今現況において置かれている町民の利便性を求めていく対応に当たっては、これが今現況におけるものであろうと捉えているものであります。議員おただしの今ライドシェア等々、今年の６月から法的に運行されるわけでありますが、そこは十二分動向を注視していきたいと考えます。その時期、その求めにおいて判断していくこととなると捉えます。まず、公共交通を捉えることにおいて時間軸を捉えて一つ一つ積み上げていくということと、念頭とするものであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。まず、公共交通というものをしっかり確保してからというところで、こういった移動手段、いろいろ地方もそうですし、地区もそうですけれども、そういったところから出る問題に柔軟にというところで国も動いているのかなというふうに思いますけれども、やはり町長おっしゃったように広域連携ですか、そういったところ、やはり一番重要になってくると思うのです。答弁にもありましたとおり、各町、村それぞれ状況は違いますので、当然足並みがなかなかそろわないというのはこれもう重々分かります。ただ、昨日もいろいろと話が出ましたけれども、そういった復興予算、計画的なもの、これがあと２年というところで７年までですか。そういった中でやっぱり外枠からどんどんある意味支援を受けられるものが外されていくのかなというイメージがあります、正直。それでいくと最終的には町の要望、あるいは１町１村での要望というものに蓋をされるのではないかというやっぱり見方をどうしてもしてしまいます。そのときに、やはり地域の連携というものがしっかりされていれば、共通した課題の中でこれは１町１村だけではないのだと、この地域の中で必要なのですよというものをやはり推進して、進めていくことができるのかなというふうに思いますので、こういった共通課題とするものをしっかりと町村会、また広域圏、目を向けていただくというところがやっぱり一番重要でありますので、そこはお願いをしておきたいなと思います。１点目については終わります。

２点目についてでありますけれども、電動モビリティー、この活用、先ほども答弁にもありましたけれども、ある意味高齢者の健康促進と、こういったものに生かしていきましょうというような動き、また取組というものが進んでおります。高齢者の外出、社会参画を促して介護予防、また健康増進と、こういった効果というものが期待されるわけでありますけれども、そうはいっても足腰の衰え、あるいは自動車免許証の返納というところで、どうもそういったものをきっかけに家に籠もりがちといいますか、そういったところのそういった高齢者の方々が気軽に外出できる。やっぱり町内見ても、通勤、通学時には確かににぎわい等ありますけれども、日中なかなか人の通りといいますか、そういったものが町内で見るのはなかなかないのかなと、なかなかないという言い方おかしいですけれども、防災緑地等、朝夕の散歩というところでは皆さん、元気に運動されているようですけれども、やっぱりこういった、なかなかちょっと表に出れないのだという方の太陽の下で笑顔で元気に生活していただける、こういったことを願うわけでありますけれども、先ほどこういった電動モビリティー、パーソナルモビリティー、ちょっとした電動での乗り物になりますけれども、こういったものが福祉関連で支援等も出て利用できるというところなのですが、私ここで言っているのは、障害とまではいかないですけれども、なかなか無理できないと。要は足腰に不安があってちょっと長い距離、あるいはちょっと出るのにもつまずいてしまうので、なかなか表に出られないのだというような方々、こういった方々が農作業、あるいはなりわい作業という中に携わっているというのが町内の現状かなというふうに思います。

年々体力の低下、こういったものを感じて足腰に不安を抱えているという話、お茶を飲みながらよくそんな話も聞きますけれども、そこでこういったモビリティーとする中になるのか、高齢者の介護予防、健康増進の観点からこういった作業支援のロボットといいますか、俗に言う作業スーツですか、そういったものをつける中で、重いものもそれほど負荷をかけることなく持ち上げられる、作業もできるというような、介護ロボットではないのでしょうけれども、そういった作業スーツというもの、県内でもそういった開発というものはされております。福島市、あと南相馬ですか。そういったものの推進といいますか、町内で広めていくといいますか、使ってもらって、健康で、無理なくそういった作業をしてもらうという、こういったのを展開していくというのが、町内見たときに、健康で長くそういった自分の好きとするなりわい、そういった作業に従事することができるのかなと思いますけれども、こういった作業支援のための装着型ロボット、こういったものを推進していくのもよろしいのかなと思いますが、そういったところについては町長、どんなようなお考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　作業における電動機器の支援についてお答えしたいと思います。まず、時代の趨勢において、今いわゆる情報化社会においてＡＩ等々の取組、またＤＸ、デジタルフォーメーションの取組、今進めていこうとしています。まず、作業用について、例えば電動の草刈り機とか、

身近なところでは、いわゆるあるわけでありますので、そういったいわゆる作業の種別において機能的な機器を用いて捉えていくというのは、これはあって当然しかるべきであろうと捉えるものでありまして、ついてはその展望に向けて受け止めて取り組んでいきたいと考えております。まず、これが１つ目であります。

いわゆる今議員おただしの電動モビリティーについて、パーソナルモビリティーにおける電動車椅子、これも生活感の中で今おただしをいただいたことで１点付加させていただきますが、やはり私たちはそのことを理解し合うということが大事だと、置かれている生活のエリアの中で、いわゆる時代変革の中における取組を理解を深めていくことがまず第一であろうと念じております。つきましては、町としては社会福祉協議会において福祉の従事に当たっているわけでありますので、そういった社会福祉協議会と共に連携を図って福祉のまちとして、まちづくりとして、今お話をいただいているライドシェア、そして電動モビリティー等々について理解を深めていくような捉えをしていくことをまず確認をしたいと思います。ご質問いただきましたこの取組において、まず１点として社会福祉協議会としっかりと共有をして、個々人の求めにおいて対応できることについては共有していきたいと、このように考えるものであります。

先ほど答弁で申し上げましたように、要介護２以上の方というのは広野町に180名おります。180名いる方において利用されている方は今現在おりません。そういった状況において、こういった資するものがあるということを情報共有して生活を守る、展望するということを捉えたいと思います。まとめとして、いわゆるＡＩ等々において電動機を活用して、そして安全をまず第一として、そしてかかる目的に対する対応に当たっていきたいと考えるものであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。電動モビリティーに関するもの、まずはこれを知ってもらう、あるいは活用してもらう。やはりこういった町内でそして人が増えてくる、定着してくるというもの、これまではそういう福祉、介護という中で人と人の触れ合いという、そこの部分が大分重要だというふうに感じていましたけれども、こういった活用できるツールというものはやっぱりどんどん使用していくべきではないかな、あるいは使ってもらう、知ってもらうべきではないかというふうに思います。知ること、それを活用することで、やっぱりその方の移動範囲、活動範囲も広がりますので、そういった中で、まだ使用されている方いないというところですけれども、使用したい、あるいは活用したいという方、全くゼロということではないと思いますので、その辺、推進とまでいかなくても、協議していただいた中で周知等も含めて進めていただければなと思います。よろしくお願いします。２点目については終わります。

３点目、こういった電動的なもの、ガソリン車使うわけではないですから、CO_2の削減というところでゼロカーボン、ここにつながっていくのではないかというところ、こういった効果という

ものは十分期待できるわけですけれども、そうはいってもそんなに大幅なものではなく、ただ、世帯数が増えてくればそういった効果も大きくなってくるのかなというふうに考えておりますけれども、この質問等に関してはちょっと私も意図が違って、昨日の町長の施政方針の中でも、2050年のカーボンニュートラル、この実現というところを目指している。以前、令和４年の３月、広野町ゼロカーボンビジョン、リーフレット出ましたけれども、こういった中では短期的取組ということで2030年、そこにある意味目標を持たれていたところもあったはずです。カーボンニュートラルの実現に向けて2030年度までの短期的取組を出されています。新築住宅のＺＥＨ、ＺＥＢ化の推進、あるいは既存住宅への電化、水素化の推進、次世代自動車の普及促進及びインフラ整備というところで、こういったものを打ち出しているわけですが、何を言いたいかといいますと、2050年というところにいけばまだ二十数年ありますので、まだ先かというところになってきますが、そうはいっても町内でゼロカーボンニュートラル、そういった意識というものがなかなか高まっていないような気がします。いずれは必要なのだろうというような考え方では皆さんいらっしゃるのですけれども、それが町全体で、あるいは一家庭の中から盛り上げていくのだという、そういった機運がなかなか高まってきていないのかなという感が、そう感じています。そうはいっても今年度ですか、こういった短期的取組、こういったものが当初予算等も入っているようですので、ようやくスタートしていくのかなというふうに考えておりますけれども、最後にゼロカーボンへの進めていく町長の方針といいますか、強い決意、そういった中でちょっとお聞かせいただけるものがあれば答弁いただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ゼロカーボンに向けていくその姿勢、考えについて申し述べたいと思います。ただいまご質疑の中でこれからの50年、30年という時間軸の中において、まず50年というのは、パリ協定で具申されている、その50年が菅総理の際に日本国として令和３年に表明された。それはゼロカーボン、いわゆる二酸化炭素の排出と自然界からの吸収量の相殺をした際においてゼロにするということです。福島県が30年、100％の再生可能エネルギーを県として表明されています。という取組の中において、町として捉えていますのが、これまでご質疑をいただいてこられている火力を有する町としてゼロエミッションとゼロカーボンと、それを再生可能エネルギーという一つの取組と、そして環境における負荷をかけないという展望していくということを、環境計画を策定をし、環境会議を設けて協議をして取り組んでいくということの道のりになります。しからば結論としてできるのかということにおいては、極めて厳しい、難しいものであると私は受け止めています。それは、町として、また県として、国として、今世界の潮流にある環境を守るということに関して私たちは社会生活を通して責務を果たしていくと。その責務は、人々の生活感の中にもありますし、こうした自治体という地方行政に当たる、国政に当たる様々な役割の中で責務を果たしていかなければならないということにおいては、まず様々な手段を講じて時間軸の中でベストを尽くすという

ことであろうと念ずるものであります。

現在においては、昨日ご質疑いただきましたが、CO_2の目標というのは、いわゆる50年の時間軸の中でゼロにするというのが目標値にあって、そこにおいて、そして我々住民生活の中においては、CO_2の削減において生活スタイルのCO_2を出さない、そしてまた生ごみ等々において抑制していくという様々な取組をするところにあります。つきましては、脱カーボンに向けて取り組んでいく際には、これまで申し上げていますように、CO_2の排出については、関東圏でカウントされる環境省の下でのスキームの中にありますが、電源を送る地域としてしっかりと電気事業者の方と連携を図っていく、そして、ただいま申し上げたように、様々な手段を講じて脱カーボンに向かっていく様々な再生可能エネルギーがあります。町として、今令和６年度に向けて環境省の補助事業として、公共機関に再生可能エネルギーを取り組んでいきたいということを、ここ２か年で取り組んできています。これも計画に基づいて国からの補助金をいただいての取組であります。そういった取組をしっかりと計画に基づいて着実に推進していく。何よりも大切なのは、住民の皆様方々に町の取組というものをやはり知っていただく、受け止めていただく。そして、かかる生活の中でなすべきものというものを町民の方と理解、共有をして、環境に負荷をかけない、脱カーボンに向かっていく生活スタイルというものを確立していくということだろうと念じているところでございます。これも全て50年、100年先、未来に向かって環境を保持して、守って、届けていかなければならないという私たちは使命を受け止めているわけでありますから、いわゆる環境保全についてしっかりと捉えていくということに尽きると考えます。

重ねて、原子力災害に見舞われた地域でありますから、そういったところで、新たな次代のエネルギーの展望というものを、私としてはこれまで国、県、関係の方々に常々声を上げて取り組んできました。重ねてお話をさせていただきたいと思いますが、こういった取組もやはり地域連携でやっていくということであります。双葉郡の中で脱カーボン宣言をしているのは一部の自治体であります。これは、双葉８町として全体でやるべきであるということをふたばグランドデザイン構想の中で、ワークショップを捉えて担当者の方々の意見具申を受け止めて、そして双葉８町として未来の双葉の地域に向けてこの環境を守っていくべく取組をしていこうという展望に当たって今おります。そういったことも念頭として、今般ご質問いただいた展望においては、私は中核都市、福島と郡山と、いわきと南相馬市等々がございますが、今県内においてその動きが出ています。中通り、会津地方と。１点だけ私お話しさせていただければ、会津地方の只見線を守るために、17市町村がみんなで力を合わせて、それを、ふるさとを守っていくという動きがあります。とても感銘を受け、そこにふたば未来学園の生徒さんが参画をして取り組まれていることに感動を覚えるものでありまして、そういった取組の中において広野町としてなすべきことを力を尽くすということと捉えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。いろいろと確認をさせていただきました。若干ちょっと時間もありますので、１点だけ最後に、すみません、確認させてください。現在広野町、不交付団体というところで、双葉郡内見ると交付団体等もございます。そういった中で、同じ国の支援というものを受ける中で、全て同じ支援という中で受けてはいないのかなと。表現的には、交付団体で認められているものが不交付団体で認められていないというようなところ、何かあるような感じのところがあったのですが、そういった、何を言いたいかといいますと、現在広野町、不交付団体でございますけれども、こういったところでの復興に進んでいく中で弊害といいますか、そういったものが出ているのか、いないのか、その辺感じるものがあればちょっと答弁いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　今不交付団体、交付団体という、この枠組みの中での復興に向けた取組、現況についてお答えしたいと思います。いわゆる国政における地方自治に当たる被災地においての取組、現況については、当然ながら様々な支援制度、支援策等々に条件がつきます。緊急時避難準備区域、旧警戒区域等々において、支援策も４分の３であったり、３分の２であったり、２分の１であったり、そういった条件が付加されます。当然その条件において企業等の方々、皆様方々、復興に向かっていく思いはみんな一緒でありまして、そこに皆さん参画をしていくという動きの中で、広野町は企業立地補助金の第一号として広野工業団地に入っていただいた企業がございますが、そういった規模感の中でも様々にあるということです。

交付団体、不交付団体といった際には、例えばまず交付団体である場合については制約が様々にございます。様々に制約があります。普通交付税を受け止めていない自治体において、その枠組みの中で行政事務執行が執り行われていくという形になっているわけですね、震災以前においてです。震災以降、しからば復興の状況において、それも様々な見解において支援策というのを講じられてくるわけです。当然ながら帰還をしたり、復旧をしたりすれば、これは復興というものの支援というものは時間軸の中では終了と、取りまとめていくという姿になっていくものであります。まちづくりの職員の方々が各町で取組をなされています。広野町にはおりません。広野町には支援がないのです。支援がないのです。そして、令和４、令和５、今令和６を迎えますが、まちづくりの支援とはまた別に国からの、県からの、そして市行政からの支援職員はもうおりません。双葉郡の中で広野町だけです。そのこともやはり町として国と県としっかりと協議をして、町の復旧、再生、創生と、町民の方に今どこに立っているのかということを明確に私たちは説明しなければならない、理解をいただかねばならない、そういったことも念頭として９月30日の復興創生の日を制定した意義もそこにあるのです。

復旧、再生、創生と、創生とはいかなるものかということを刻みながら今取り組んでおりまして、

これも全体的な復興において、「道半ば」という文言を使いますが、これも道半ばであるのです。一足飛びに前に進むことはできませんので、そこをしっかりと着実に歩みを計画に基づいて進めていくと。ですので、計画を見直しをしながら取り組んでいます。人口規模も5,000人から6,000人というふうに変えたのも、まち・ひと・しごとではない新たな計画を策定をして見直しを図ってきています。ということにおいて、職員一同が目標、目的に向かって、町民の方々にしっかりと理解を受け止めていただけることにおいて、国の枠組み、県の枠組み、そうした地方行政の現況において目的に従って機能して、ステップバイしていくと、積み上げていくということを、これは愚直に具現化していく、その取組を展望していくものと捉えているものであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　いろいろと確認をさせていただきました。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは、以上の５名であります。

これで一般質問を終わります。

○議案第４号　広野町手話言語条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第４号　広野町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第４号　広野町手話言語条例の制定についての提案理由を申し上げます。本案につきましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び手話の普及などに関し、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　ただいまの条例説明、ありがとうございました。これは、私の調べた範囲の中で質問させていただきますが、条例の成立自治体、今年の３月２日現在ですが、全国の町が制定、町は743、全国的にある中で102の町が制定されているようであります。それで、福島県の、先ほどの17市町村というお話ですが、福島県の町だけ、31町あるわけですが、その中で成立しているところが矢吹町、楢葉町、そして次、広野町が入るか、これは３月の定例会なので、ほかでも提案すれば分かりませんが。これは大変素早い、すばらしい取組として高く評価したいと思います。そこで、町長にお伺いをしたいのですが、聴覚障害を持つお客さんが町役場に来庁した際に手話のコミュニケーションが取れるような状況の職員を配置するのか、または、今後の公民館事業あたりでいわゆる町内に手話の対応できるような人を増やしていくというようなことで、公民館事業などにも取り上げていくのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。

○**町長（遠藤　智君）**　手話言語条例の制定において職員の対応についてお答えしたいと思います。

まず、いわゆる聴覚が届かない方と、あと目が、視覚が届かない方がおられます。という現況においてこれまでも協議、打合せをしてきましたが、現況において対応でき得るような体制をどうすれば構築できるかということを捉えてきました。職員の配置については、なかなかスキルの面から難しいところがあるということも現況にあります。今の機器を使って、いわゆる電子媒体を使って、ＡＩ等という今時流にありますが、電子媒体を使って住民サービスに資するべく取り組んでいきたいという考えを今持っているところでございまして、つきましては、この電子媒体も一つ一つ積み上げていかなければという考えもあります。今現状、何よりも大切な町民の方々がどういう現況にあるか、これをしっかりと、これは掌握しております。掌握している上において、条例制定から段階的に速やかに展望していきたいと。これまでも打合せをやってきましたが、条例制定をしてその体制というものを確立したいと考えます。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　職員のことなのですが、公民館事業として、町の人たちにも呼びかけながら手話のできる環境はいかがなものでしょうか、併せてお願いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。

○**町長（遠藤　智君）**　大変失礼しました。公民館事業において手話というものを取り入れをして、そして町民の理解を求める上において、職員共々手話の学びというものを正面に受け止めて対応に当たっていきたいと。まず、その取組を実行して、条例を制定して実行して、そして公民館事業からこの理解、普及を展望していきたいと考えます。取り組んでいきたいと考えます。

○**議長（渡邉正俊君）**　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　今この時期に何やるかというのは大体分かりました。もし差し支えなければ

今広野町でこういう聾者というか、こういう対象者がどのくらいいるのか。個人的なことなので、駄目であればいいです。あと、この言語条例の第５条と６条に町民と、それから事業者の役割で、町が推進する手話の普及等に関する施策に協力するというふうに書いてあります。この協力するというのは、大体具体的にどういうことをするのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

聾者と呼ばれる方につきましては、聴覚障害２級以上の方となります。現在広野町においては、２名の方がいらっしゃいます。あと町民の役割として協力することという部分でございますが、町におきましては、先ほど町長答弁いたしましたが、公民館講座等により手話の普及等を図っていく予定でございます。そういった事業に参加してもらって、今後手話を学んでいただき、障害者を差別なく扱えるような環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第４号　広野町手話言語条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、燃料費の高騰に伴う職員の通勤手当の改正、その他本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議案第６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定の整備、その他、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時14分であります。ただいまから10時30分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前１０時１４分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

○議案第７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上

げます。

本案につきましては、令和６年４月からの第９期広野町介護保険事業計画の移行に伴い、令和６年度から令和８年度までの保険料率の改定及び介護保険法施行令等の改正に伴い、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、保険料を多段階化し、現行の９段階から13段階に改定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　質問いたします。

ちょっと分かりにくいのですけれども、生活保護者世帯全員が、４ページの、世帯全員が市町村民税非課税の……これ合算で考えるのですけれども、世帯分離なんかしている方なんかはいらっしゃらないのですか。世帯を分離して申請するなんていう方は広野町にはいないのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

あくまで世帯単位で保険料率は計算します。住民票上、世帯を分離して、住民票の構成で計算しますので、その世帯で非課税であれば該当する内容となります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第７号　広野町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

○議案第８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についての提出理由を申し上げます。

本案につきましては、地域自立支援協議会について今後双葉郡８か町村が実施することに伴い、地域自立支援協議会の設置及び運営に関する事務を共同処理する事務から削除するための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第８号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

○議案第９号　指定管理者の指定について（広野町老人福祉センター）

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第９号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第９号　指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定により、広野町老人福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけちょっと確認をさせてください。

社会福祉協議会、これまで事業継続してきているということで、何ら反対するところはないのですけれども、過去においてはちょっと不祥事等もありまして、心配するところが、福祉協議会内部の内部統制、あるいはリスク管理という、規定であったり、マニュアルであったり、これしっかり整備されていますよねという確認をちょっとしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会において不祥事が発生したことに伴いまして、皆様方には大変ご心配をかけました。おわび申し上げます。協議会においては、不祥事の発生後、経理事務の見直し等を図り、事業を継続して行っております。以前行われていた現金等での支払い等は一切なくなりまして、全てネットバンキング等を使った支払いに変わっております。今後二度とこのような不祥事がないよう進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私は、これに反対する話ではないのですけれども、ちょっと確認という意味で、指定管理者制度を採用していまして、これに関しては今先ほど２月の24日に申請されたのはこの１社だけなのかということをちょっとお聞きしたいのと、あと、組織体制で、職員いました。あとここの中に受託という言葉が、どこかに頼んでいるのでしょうけれども、こういった全体的な組織体制は従来どおりというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　指定管理者の指定につきまして、原則につきましては公募によるものとされておりますが、広野町社会福祉協議会開所以来管理運営を委託してきた経緯がございまし

て、その実績を踏まえて、公募の方法によらないで今回は指名しております。あと、職員の配置の部分です。社会福祉協議会、様々な事業を行っております。施設の管理の部分につきましては、職員１名で管理という形で行っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今公募しないということなのですけれども、これは、この規定によって役所の建物だということで、これほかにも指定されているのですけれども、そういう位置づけで公募しないということで理解してよろしいのですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明したところでございますが、これまでずっと社会福祉協議会に運営をお願いしてきたというところもございまして、公募の方法によらない方法で指名をしております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっとこれ早いか分かりませんが、いわゆるこの事業計画は指定管理者のほうが町に出すという、これはなっていますよね。見ると広桜荘も同じような資料を出しているようなのですが、ただこれはあくまでも老人福祉センターの中で事業を取り組むということになっているわけだからね、広桜荘もね。それで、何でここで指定管理を分ける必要があったのかどうか、ちょっとお伺いをしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理につきましては、建物ごとに指定することとなっております。今回老人福祉センターと広桜荘、別々に指定をしているところでございますが、同じ社会福祉協議会が事業計画を提出しているということで同じ事業計画書になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今の話は理解できますが、建物が別々にあるので、指定管理は別々に受けないと駄目だという、この指定管理料の１項目があるという内容なのですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、建物が別々にあるということで１個１個指定管理をする形となります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第９号　指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

○議案第１０号　指定管理者の指定について（広桜荘）

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第10号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第10号　指定管理者の指定について（広桜荘）の提出理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定により、広桜荘の管理運営を行わせる指定管理者の指定をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　先ほども事業計画書、福祉協議会のほう、確認しました。その中でちょっと分からないところがあったので、１点教えていただきたい。団体の概要、分野別職員構成、職員数、載っています。後ろに来ますと、組織の職員の配置等、ここに所長、（２）番だと職員の職種、人数があるのですが、これというのは同じような……職員で所長１しかないのですが、表だとそれなりの人数がいるようなのですが、これってどういったことなのでしょうか。すみません。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

13ページに記載しています職員数につきましては、広桜荘のデイサービスセンター、通所介護事業に係る職員数の全てを表示しております。先ほど老人福祉センターのところでもご説明しましたが、施設の管理、施設を維持管理する部分として広桜荘に関しては指定管理を行っております。デイサービスの通所の介護事業につきましては、あくまで事業として行っているところでございますので、施設の管理というところで、管理者としては１名だけいるというような表示となっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。事業の管理ということだけの１名ということでよろしいのですね。それでやってもやはりちょっと気になるのが組織体系、この辺については、所長１というだけではなく、やはり体系図みたいのがあってもよさそうな気はします。誰が何をどういうふうにやっているというのは明記しておくべきかなとは思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申し訳ありませんでした。一応業務としましては、13ページのほうに広桜荘の部というところで、職員の種別の分は表示したところでございますが、体系図のほう、改めて次回以降は検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第10号　指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑）

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第11号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第11号　指定管理者の指定について（広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定により、広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑の管理運営を行わせる指定管理者の指定をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまの資料説明の27ページの収入の介護保険事業料収入の件と指定管理料の件でちょっとご説明を願いたいのですが、介護保険事業料というのは、いわゆる現物給付として本人が給食代と、あとは居宅費ですか、それらを１割出して、そしてあと町のほうが９割負担という中身のこれは計算式ですよね。ということは、今花ぶさ苑の入居者は24名ということでした。そうすると、この計算式はいわゆる満床、４床もベッド入れるようにしたということで40床ですよね、花ぶさ苑は。40床の計算式の収入なのか、それに見合ったこの介護指定料も40床の部分で見ての話なのか、これ１月に全協でやったときにちょっと私も記憶なくなってしまったものですから、その辺のちょっとご説明をお願いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、介護報酬につきましては、先ほど渡邉議員がおっしゃられたとおり、本人が負担する部分、今減免になっていますが、そちらの部分と町が負担すべき部分の合計と、あと食費等についてお支払いしている部分、そちらの合計となっております。介護報酬の計算の部分につきましては、１月の全員協議会のほうでもご説明したところがございますが、今般なかなか利用者を確保することができない、人員が不足しているというところで、今回の計算につきましては、令和６年度につきま

しては24床、令和７年度につきましては26床、令和８年度につきましては28床が稼働するということでの計算でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、今後24床から満床になってしまったと、花ぶさ苑が。その満床になった分の指定管理料はここ３年間同じく抑えて8,800万円となっているけれども、今後この期間に満床になってしまった場合は上がるというような計算式も考えられているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

満床になった場合なのですが、介護報酬がそれだけ増えますので、満床にするためには当然人も多く雇わなくてはならない部分でありますが、法人のほうの利益が増える形となります。人件費よりも経費のほうが下がるというふうになりますので、法人のほうの利益は増えますが、指定管理料はこのままの金額で計算いたします。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、これらの指定管理料の規定というのは、あくまでもそういう条件が満床になればこれだけの指定管理料になる。しかし、今の現在は24床しかないから、これだけの金額にしかならないというような想定する金額もやっておかなければ、ややもすれば、増えた分今度また指定管理料増やしてくださいとか、事業収入は入る代わりにって言われても、それは当然賃金、全て出ていくわけだから、やっぱり上げてもらわなくてはならないというふうな声が出たらどうしますか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今般、令和３年度から５年度まで指定管理料を定めて光美会のほうに管理をお願いしてきたところでございます。この３年間の介護報酬が少なくなってしまったことによりまして、光美会のほうの収益のほうですが、赤字というような感じに今回なっております。なってはいるところでございますが、指定管理料として最初に見積もって計算した金額で契約しているというところもあり、赤字の補填はできない状態になっております。ただし、物価の高騰等により電気料等が上がっているというところもございまして、その部分の補助はしたところではございます。今後３年間についても、状況がどのような形になるか、確かに分からないところでございます。現状では24名しか入所していないという状況にあって、40名を想定した管理料を設定することはできないというところもございまして、今回のような計算となっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。これで４回目の質問になりますので、特に認めます。質問をまとめてください。いいです。

○２番（渡邉忠義君）　私心配しているのは、結局この組織はここ１社ばかりではないわね。ほかのところも富岡とか、あらゆるところがあって、そのトータルの中で運営はしていると思うのです、会社なんかもそうだと思いますけれども。究極、これをやっていられないから、何とか上げてくださいとか、そういう形にならないような方策も町のほうでもきちっと取っておかないと、こういう、これからの状況は分かりませんよ、これ。そういう中で、きちっとしたものをつくっておかなければ、途中で上げてくださいといったときに、予算計上を上げられて、あのときはどうなったのだという話になってしまいますので、この辺はもう少し詳細な、指定料についてはきちっと定めたような形をつくっていくことが必要なのかなと思ったところであります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員の指定管理全般にわたる部分について回答させていただきたいと思います。基本的な概念でございますが、公の施設を民間等が管理すると、それで管理者を指定するというのが指定管理者制度であります。指定管理料につきましては、指定管理料、３年間幾らで指定管理をお願いするという金額、今般出ている数字以上を超えることはございません。変更はないということです。ですから、議員おただしのように、この施設を３年間運営するに当たってどのぐらい指定管理料が欲しいですかというのが指定管理者制度になりますので、基本的に健康福祉課長申したとおり、３年間赤字でした、お金をくれということはございません。赤字については法人で持つという形になります。

先ほど来言われている満床になった場合どうなのかということでございますが、今なかなか満床になってもスケールメリットというのがない現状です。と申しますのは、介護人材がいないということで人件費がやはり高騰していると。昔であれば、仮に40床が100床になった場合に少し黒字になるというような時代もございましたが、震災以降なかなかないというのは議員の皆様お分かりのとおりだと思います。ですから、花ぶさ苑については、ユニット構造ということで、４ユニットございまして、１ユニット10人ずつ増やすという形になっています。単純に30であればそれに見合った基準の中で職員配置をすればいいのですが、仮に入所者が例えば30超えて31とか、32とかという場合だと、やはり40人分の職員を抱えなければいけないということもございます。そういったことを鑑みて今般健康福祉課長のほうが社会福祉法人光美会と協議をしながら、指定管理について精査をしたということで捉えてございます。重複した説明になってしまいましたが、一応指定管理についてはそのような運用をさせていただくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと確認ですけれども、そうしますと、花ぶさ苑に関しては、町からの業者に関しての指定は令和６年度が24人、26人、28人というふうに指定したということと、これに関してちょっと私全部条例読み切れていないかも……広野町の住民だけがここに入居するということか、あるいはほかの人が入居してもいいという条件になっているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、入居の要件の部分です。広野町に住所のある人だけが入れる施設ではございません。どこからでも入所できるものとなっております。稼働の24床、26床、28床の部分でございますが、こちらにつきましては、光美会のほうと現況等を鑑みまして指定したものとなっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　すみません、１点だけと、予算にも関係することなのですけれども、１点だけちょっと確認させていただければと思うのですけれども、すみません、以前も聞いていたような記憶はあるのですけれども、ちょっと確認として、花ぶさ苑の指定管理料については、これは町の単独費用ということで私理解したのですけれども、間違いないかどうかだけ確認させてください。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、町の単独事業となります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第11号　指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第１２号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、議案第12号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第12号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、事業の確定見込みなどによる予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ１億9,663万7,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、財産管理費、地域振興対策費、老人福祉費、認定こども園費、予防費、農業振興費、道路維持費、公共下水道費及び保健体育施設費など、各種事業の確定に伴う減額計上をいたしておりますが、一方で、財政調整基金費、企画総務費及び住宅管理費などについては増額計上いたしております。

歳入の主なるものは、国庫支出金及び県支出金などを減額計上し、地方消費税交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などについては増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は11時58分です。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５８分）

○**議長（渡邉正俊君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○**議長（渡邉正俊君）**　健康福祉課長、説明を求めます。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　学校教育課長兼生涯学習課長。

（学校教育課長兼生涯学習課長、内容説明を行う。）

○**議長（渡邉正俊君）**　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　今各課から全部予算的なものを説明を受けたのですけれども、この予算は令和６年度に対して、今説明では確定した金額とか、これから繰り上げるのもあるのですけれども、こういったものがある程度見越して、それで令和６年度のほうに反映されているのかだけちょっとお聞きしたいのですけれども。

あと、結構予定よりも三角というか、予定ほど使わなかったという項目というか、金額の、細目が結構あるのかなというふうにこれ見た限りでは感じましたので、その辺を今年度を来年度にするときに、例えば企業でしたら、そこのところ原因とか、対策を打って、その次の年に次の予算を組むのですけれども、その辺どういうふうにしているのか、全体的にちょっとお聞きしたいと思います。

○**議長（渡邉正俊君）**　総務課長、答弁。

○**参事兼総務課長（飯島洋一君）**　３番、高木光雄議員のただいまのご質問についてお答えします。

まず、令和５年度の今回の補正予算は次年度、６年度に生かされていくのかということでございますが、基本的には生かされていくということではなくて、来年度につながっていく部分については補正予算書の６ページの繰越明許費、第３表の債務負担行為、こちらの部分が６年度につながっていくと。基本的には繰越明許につきましては、先ほど各課長が申したとおり、今年度で様々な事

象によって来年度まで工事期間、事業期間が延びたということで、５年度の予算を引っ張って使っていくということになります。債務負担行為につきましては、あくまで６年度の予算でありますが、４月１日から総務課の事業になりますけれども、事業をやらなければいけないと。当然に３月の中に事業者を決めなければいけないと。入札を行うというようなこともございまして、あくまで来年度の予算でありますが、今回の補正予算で債務負担行為来年度使えますというようなことで６年度の同額になりますが、予算を補正をさせていただいて、債務負担行為の額を設定させていただいたというようなことになります。基本的には、事業としては継続はしていくのですけれども、あくまで単年度の予算での要は補正をご説明させていただいたということになります。

あともう一点でありますが、不用額がなぜ多いのだというようなことでございますが、例えば工事とか、委託等々についてはある程度設計をするわけでありますが、入札の請け差等々もございます。ですから、当然当初の予算設定の段階の金額よりも安くなるというのが一般的かと思ってございます。加えて、補助金であったりとか、様々に給付するようなもの、扶助費とか、そういうのいろいろありますが、負担金とか。ある程度想定をしながら予算を計上しておりますので、こちらも足りなくなれば当然補正で計上させていただくのですが、大体ある程度見通しを持ちながら、例えば給付の推移であったりとか、件数であったりとか、そういったものを見込みながら当初予算のほうを算定させていただくということでございます。ですから、当然不用額が出てくるということになろうかと思います。加えて、その他のものについては、ある程度見積りを徴取しながら予算を編成します。基本的には実績に基づくもの、あとは見積りに基づくというようなことで当初予算のほうの編成をさせていただいておりますが、どうしても事業執行していく中で当然見積りも安く契約ができる、請負ができるということもございますので、そういったことからして３月補正予算につきましてはどちらかというと不用額を落とすような補正予算になると。加えて、では年度途中にもできるではないかということでありますが、やはり様々にそういう煩雑になるということもございまして、慣例として、３月の補正予算において不用額のほうを落とすというような提案のほうをさせていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　すみません、繰越しの件についてなのですが、先ほど産業課のほうから、あとまた建設課のほうから説明があったのですが、土地の購入だったり、用地の購入だったり、高含水の盛土だったり、電柱の移設だったり、こちら事前の調査というか、事前の準備、設計委託かかる段階で想像とか、予定はされていなかったのでしょうか。というのは、私建設会社のほうにいましたけれども、受注する際にはやはりそういったものはクリアされているともちろん思っているわけで、そういうものがあるとすれば特記仕様書なりに明記されているべきだと思っています。ただ、やはり以前もそういった調査の不足等があったこともあります。これからこういうことがあまりな

いようにはしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当然設計はやっているわけで、事前に分からなくてはいけない部分も多々あります。ただし、今現場において現地に入らないと分からない部分もあるのかなというふうに、実際工事をやってみて初めて分かる部分もあるのかなという部分で、不測の事態という、不測の状態があったということで今回繰越しということで計上させていただきましたが、本来であれば議員おっしゃるとおりに、事前に分からなくてはいけない部分だとは思っておりますが、ただいま申したとおり、現場に入ってみないと分からない部分もあったということでご理解願いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　今後これから行われる事業とか、そういったものに対しても、そういった調査を進めて確認をして、なるべくお互い嫌な気持ちにならないように仕事とか、事業を進めていければと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君）　ただいまのご質問ですが、おっしゃるとおりに事前にきちっと精査をして、お互いに気持ちよく事業を行えるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　歳入歳出それぞれ１億9,600万円というところで金額、実績に対しての差額での積み上げであれば納得ができるのですけれども、内情を見ると私、金額大きいところもあるものですから、何点か確認させていただきたいと思います。29ページ、２款１項５目、２の庁舎管理費ということで工事費、ちょっとすみません、説明の中で説明されたのかと思うのですが、ちょっと私ここ確認できなかったのですが、4,200万円減りますと、落としますというところなのですけれども、これ内容はどういった工事内容だったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

庁舎管理費の工事費4,200万円の減額でございますが、こちらについては庁舎のエレベーターの更新を当初予定してございました。庁舎のエレベーター、基準は満たしておるわけではありますが、事業を執行するに際し、メーカー側のほうからちょっと施工が対応できない、簡単に言うとマンパワーが足りていないというような事象がございまして、こちらについては皆減ということで見送るということにしております。加えて、聞き取りによりますと、令和７年度からでないと対応ができないというようなこともございまして、６年度の当初予算には計上してございません。基本的には

人的の不足ということで事業を見送らざるを得なかったことによる皆減ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。そういう状況が出てくる、そういった事象、解消はされてきているのかなと思ってはいたのですけれども、そういった業者側の理由といいますか、そういった中で、確かに６年度当初予算ですか、入っていないというところで、見送るだけの形なのかなと思ったのですけれども、そういった中では７年度の中で行うというところで了解しました。

あと同じく２款１項７目防犯対策費で自動通話録音機等の購入費補助金ということで、280万円落ちているのですけれども、これもともと何件設定して実績が何件かというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（松本正人君）　ただいまの遠藤浩議員のご質問にお答えしたいと思います。

自動通話録音機等の購入費補助金でございますが、当初200件を予定しておりましたが、実際固定電話の家庭が少なく、申請件数は３件ということで、このような減額補正をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　落とす金額が大きかったものですから、さほど実績は多分ないのかなというところで、今副町長おっしゃったように、やっぱり各家庭の固定電話、ある地区によっては皆さん外してしまっているというところも結構あるような話を聞きます。こういったもの、例えばですけれども、そういった固定電話だけでなくて、今皆さんお持ちになったのが携帯電話になりますので、こういったものに該当して、こういったものでも使えるようなこういった自動録音機等の機器等があれば、そういったものに変える必要もあるのかなと思うのですけれども、そこまでちょっと答弁を求めないですが、あまり需要がなくなってきているのかなというふうな印象を受けています。ちょっと今後検討していただければなと思います。

続いて、もう一件だけ、33ページ、２款７項２目ですか、こちらの10番、移住定住促進対策費ということで、説明の中では委託ではなく職員等の実施をしてというところなのですが、例えば移住定住促進支援事業委託費、5,500万円内というところですので、ある意味一つの事業自体が実施できなかったというような見方になってもおかしくないのかなと思うのですけれども、中身見るとかなりの額で減として落としているというところです。もうちょっとこの辺詳しく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども若干触れましたけれども、詳しくということですので、詳しく説明させていただければ

と思っております。移住定住促進事業費、移住対策促進事業につきましては、今年度、令和５年度において３年目になります。令和３年の９月から事業を実施しておりまして、２年半ほどたっているといったような状況になっております。当初、移住定住に資する事業については、やはりなかなか我々職員の中でそういった経験、そういったものがなくて、どうしてもこういった事業を専門的にやっている事業者さんに委託をして事業を実施するというようなことを政策として取ってまいりました。令和４年度においては、残り期間が短かったということもあって、まず実行できるものをやりましょうということでスタートしてございます。令和５年度において、この移住定住の背骨になる部分、こういった事業を実施していこう、そして町のブランド力を上げていこうというようなところを専門的に企画立案できる事業者に業務委託をして実施をしてきたという経緯でございます。

主にやった内容といたしましては、ソーシャルメディアを使って町の魅力を発信する事業として、動画の制作をしてございます。さらには、様々なイベントの企画、そしてそのマネジメントを業務委託をさせていただいております。令和５年度において皆さんも御覧になったかと思いますけれども、ユーチューブ動画で「日本一美しい日の出の町」といった動画を制作してございます。さらには、それに伴うイベントなども開催をしてきたといったところでございます。失礼いたしました、令和４年度において事業を実施してきたということです。令和５年度において同等の事業を実施する予定で予算は計上しておりましたが、執行元であります復興庁との協議の中で、この事業につきましては継続して事業を実施するのではなくて、最初の段階でこういったものを行った後は、職員がそういった事業を学んで、職員がその事業を自ら実施していくことが望ましいということになりましたので、令和５年度においてはこの企画立案業務につきまして見送ったというようなところでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。そうしますと、職員のほうで実施していくというところで、こういった関連のものは次年度、６年度の中にもないということでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　すみません、一応の確認なのですけれども、38、39ページ、３款２項５目、認定こども園費の時間外勤務手当の30万円。こども園の職員の数もいるので、あれかとは思うのですけれども、時期にしては大きいかなというところで、ちょっと目についたものですから。時間外勤務手当、支払えなかったことはないのかということと、あと３月分のところで払えなかった分がないか、これで足りるかというところだけ一応確認させていただこうと思います。よろしくお願い

します。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、１番目として、これまでに払えなかった部分があるのかないかどうかという部分につきましては、全てお支払いしておりますので、そこは大丈夫でございます。また、この時期に30万円、確かに今回上げさせていただいてございますけれども、今回３月分の残業代ではなく、今回上げた残業代というのはあくまでも２月に残業した分と３月に残業した分、２か月分の残業手当ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第12号　令和５年度広野町一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第６日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は、中学校卒業式のため休会といたします。

会期８日目は、３月14日午前９時から開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　２時１０分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　遠　藤　　浩

署名議員　　門　馬　まりえ

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　4　号)

令和６年第１回広野町議会定例会会議録（第８日）

令和６年３月１４日（木曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第１３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　３　議案第１４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）
日程第　４　議案第１５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
日程第　５　議案第１６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　６　議案第１７号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　７　議案第１８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第１９号　令和６年度広野町一般会計予算

○出席議員（８名）

１番	西本久雄君	２番	渡邉忠義君
３番	高木光雄君	４番	渡邉正俊君
５番	西内玄太君	６番	北郷伯弘君
７番	遠藤浩君	８番	門馬まりえ君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	飯島洋一君
参事兼復興企画課長	小松和真君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	遠藤義宏君
健康福祉課長	佐藤尚文君

参事兼 こども家庭課長	坂	本	淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博行	君
代表監査委員	鯨	岡	公一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回広野町議会定例会８日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

１番　西　本　久　雄　君

２番　渡　邉　忠　義　君

を指名いたします。

○議案第１３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第13号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第13号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ645万5,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費及び予備費等の減額計上であります。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額計上いたしております。

なお、歳入歳出の調整については、予備費により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第13号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第１４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第14号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第14号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ625万4,000円を減額いたすための提案であります。

歳出につきましては、広洋台整備事業費及び東町土地開発事業費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、財産貸付収入の増額計上及び一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第14号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第１５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第15号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第15号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ1,274万2,000円を減額いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般管理費及び施設管理費の減額計上であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　９ページ、１款１項２目施設管理事業費ということで、広野浄化センターの維持管理委託料、これ800万円落ちると。通常委託ですので、そんなに年度ごとで変わることがあ

るのかなと。要は仕様等に変更等、あるいはそういったのがあるのかなというところでちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

広野浄化センター管理委託料につきましては、運転に係る人件費等が主なものとなっておりまして、人件費が年々高くなっているというような状況等もありまして、今回金額等、人件費等が高くなっておりまして、それについて入札をした結果、請け差が発生いたしまして、今回815万1,000円の減額補正を計上しているものであります。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　これ今期800万円落としているというところで、必要ないということですよね。それでいくと、今課長の説明でいきますと、人件費等が高騰しているというところで、要はその分の人件費を積算上多く見ていたということなのか、これ大体1.5人工ぐらいの年間の人件費からするとそういったような金額になってくるのかなと思ったのですけれども、今でいくと人が足りないということですが、その分プラスして設計なり入札を行ったのでしょうか。そこの差異なのか、いやそうではなくて、入札時の仕様、要は前年度の比較での仕様の変更で金額等が全体的に減ったのか、その辺をちょっと確認したいと思います。人件費、今の説明ですと、本来はこれ増えていなければいけないのかなというような感じなのですが、再度お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、当初業務として見込んでおりました内容につきまして、発注に当たり業務の内容のほうを精査いたしまして、設計費自体が下がっていて、その結果として今回減額をしているものであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第15号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第１６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第16号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第16号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ80万円を減額いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般管理費及び施設管理費の減額計上であります。

歳入につきましては、農業集落排水使用料及び一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第16号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第１７号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第17号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第17号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ6,116万9,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、予備費等の減額計上及び介護給付費準備基金積立金等の増額計上であります。

歳入の主なるものは、国庫補助金、支払基金交付金等の減額計上及び国庫負担金及び県負担金等の増額計上であります。

なお、歳入歳出の調整については、繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第17号　令和５年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第１８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第18号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第18号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ55万6,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額計上であり、歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料の減額計上であります。

なお、歳入歳出の調整については、繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　８ページ、保健事業費で健康診査委託料11万4,000円補正しているのですが、何名の方が健康診査委託したのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（松本正人君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

健康診査の実績でございます。受診者数の実績でございますが、270名となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第18号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第１９号　令和６年度広野町一般会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第19号　令和６年度広野町一般会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第19号　令和６年度広野町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

本町の令和６年度予算につきましては、東日本大震災からの復興、創生への取組を優先し、ふるさと復興、創生、創出の年として、地域包括ケアシステムの拡充、ゼロカーボンビジョンの推進、移住、定住施策として駅東側第２期開発住宅用地取得支援事業を核に編成いたしております。

また、経常的な経費につきましては、町民税、固定資産税等の徴税収入を財源としており、依然として厳しい財政運営を強いられることから、経費の一層の削減、合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策につきましても限られた財源の重点的、優先的な配分に努め、歳入歳出それぞれ55億422万5,000円となる予算規模で編成いたしております。

特に復興、創生に係る主な経費としましては、移住定住促進対策事業及び心の復興支援事業等を行うための地域振興対策費、自立継続サポート事業、健康づくり啓発普及事業、不妊治療費助成事業、環境放射線モニタリング事業、ふくしま森林再生事業、広野町学校給食共同調理場整備事業、グローバル教育推進事業費等を計上いたしております。その他経常的な事業といたしましては、障がい者援護事業、児童手当支給事業、予防接種事業、乳幼児医療費助成事業、中山間地域等直接支払推進事業等を計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明をされる各課長に申し上げます。

事前に重点事業の説明及び詳細な予算説明資料が配付されており、議員の皆さんも自宅審議されていますので、簡潔に説明いただき、数字の朗読は省略を願います。

それでは、説明、総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は10時26分です。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２６分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長兼生涯学習課長。

（学校教育課長兼生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。歳出から行います。歳出のページを４分割し、分割したページごとに質疑を行います。分割のページを申し上げます。52ページ、１款議会費から83ページ、２款総務費まで。次に、82ページ、３款民生費から115ページ、４款衛生費まで。次に、114ページ、５款労働費から145ページ、９款消防費まで。最後に、144ページ、10款教育費から173ページ、14款予備費

までの質疑を行います。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時54分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５４分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（渡邉正俊君）　それでは、歳出、52ページ、１款議会費から83ページ、２款総務費まで質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、62、63ページ、２款１項５目の細目の３、集会所管理費の工事費についてなのですけれども、こちら集会所の空調設置費ということで700万円上がっているのですけれども、こちらのほうは集会所のほう、夏が暑いから熱中症等の問題もあるので、空調を全体20か所に設置するということで認識したのですが、そちらのほうで問題ないでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

昨年の議会の中で、集会所で活動する部分で夏場、酷暑期がございました。昨年は特に暑かったということでございます。加えて、集会所におきましては、地域防災計画において避難所の扱いになっております。そういったことを鑑みて、ある特定の集会所ではなくて、集会施設20施設について、エアコン、そんな業務用の華美なものではなくて、エアコンを設置をし、夏場の活動、冬場の活動にも使えますが、ひいてはそういった避難時においても対応できるような形で対応するということで全て整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　承知しました。そちらのことについてなのですが、集会所によっては複数部屋があるようなところもあるかと思いますので、そちらのほうも事業を始まるに当たって設計等の際には含めて検討いただけると幸いでございます。

続きまして、80、81ページ、２款７項２目の細目の10、移住定住促進対策費の相談窓口事務等業務委託料、こちらのほうなのですけれども、重点事業の説明等の際にも少しお聞きしたところでは

あるのですけれども、改めてこの窓口業務等で行う内容の確認と、あとどちらのほうにその費用が多くかかるのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

移住定住相談窓口につきましては、今復興企画課の隣のスペースに窓口を設置しておりまして、そこで移住者が、この地域に移住してきたいという方の様々な相談一括して承るという対応を取ってございます。移住者の中には単身で来られる方や、ご家族で来られる方がいらっしゃいます。ご家族で来られる方が来た際に、例えば子供を学校に通わせたいとか、もしくはこども園に通わせたいといったときに、その制度や対応等で質問があるといったときに、従来であれば、こども園に直接行って、子供を通わせたいのだけれども、どういう手続すればいいですかとか、小学校の場合は教育委員会に出向いて、そういった転入の手続をしたいのだというような話になろうかと思います。実際に住民票を移す段階になれば、そういった直接的な窓口での手続というのはあるのですけれども、事前相談という形で、またそういった窓口も分からない中で出かけていって相談するのはなかなか難しいということもありまして、ここに来れば横のつながりを使って、窓口を１つにしてワンストップで相談ができるような対応をしてございます。

費用でございますけれども、こちらにつきましては業務委託を取っておりまして、おおむねその費用については、常駐する職員の人件費という形になっております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　ページ数は……ごめん。オーバーした。取り下げます。83ページまでですものね。２ページオーバーしてしまった。ごめんなさい。失礼しました。

今の話でまた、１回取り下げたのだけれども、もう一回、３款１項、82ページです。民生費、社会福祉費となっています。そして、２、３と来て、これ続いているから……

○議長（渡邉正俊君）　２款総務費まで。６番、北郷伯弘君に申し上げます。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけちょっと確認させてください。

77ページ、２款７項２目、二ツ沼総合公園の施設管理というところで、官民連携事業委託料で1,270万円ですか、これ前も説明を受けていましたけれども、継続事業というか、内容をちょっと再度確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

こちらは、二ツ沼総合公園のパークゴルフ場を使って、利用者が健康寿命を延ばしていこうとい

うような取組でございます。広野町においては、特に高齢者において医療費が高いとか、お達者度が低いというような行政課題を抱えております。これらを改善するのは、特に運動習慣をつけるとか、もしくは食事によって解消していくということは専ら言われておりますけれども、なかなか高齢になってから運動習慣をつけていくというのは難しい取組になっています。また、野菜は取っているものの、その取り方、味つけの仕方や塩分濃度、そういったものを知らずに、野菜を取ればいいのだということで割としょっぱい調理をして、高血圧を助長しているというようなことがございます。今回の事業につきましては、そういった方々に向けて運動習慣をしっかりつけていただいて、加えて野菜もしっかり取っていただくようなプログラムを、パークゴルフと広野町の直売所を連動させて、事業者によります成果連動型の民間業務委託として実施をしております。この成果連動型民間業務委託といいますのは、従来の委託方式でありますと、こういった業務をしてくださいといって事業者がその業務を行います。しかしながら、その結果については、結果あまり効果ありませんでしたとか、もしくはすごく効果が出ましたっていっても、支払う料金は一緒なのです。この成果連動型というものは、一定の指標を設けまして、この指標に到達しなかった場合は満額のお支払いはしません。仮に我々が示した課題を100％クリアした場合には、逆に一部上回る金額を支払いますというような、最近新しく出てきた契約方式になっております。今回広野町の事業としまして、この成果連動型の民間業務委託、昨年の事業から実施させていただいているという内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　一応何点かあるのですけれども、ちょっと２つほどずつ聞きます。

69ページの説明の中で上から４行目の土地・家屋課税情報更新業務委託料という内容と、それからその項目の下に税過誤納還付金ということで、これ令和５年度も1,500万円取っているのですけれども、これはミスしたとか何かそういうことで取っているのか、そこの２つまずお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長、答弁できますか。

町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡　修一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、土地・家屋課税情報更新業務委託料でございますが、これ毎年予算計上はしております。内容といたしましては、地籍図に登載されているデータ、うちのほうで地図情報システム、ＧＩＳというものを使って課税しているわけですけれども、土地はやはり動くもので、分筆とか、そういった土地の区画が変わります。それの修正をするために、デジタル化をするために委託業務として業務を進めているというところでございます。

あともう一つが税過誤納還付金についてですが、これは当然課税ミスというのも含まれておりますが、大半の還付する原因というのは修正申告とか、あと確定申告に伴って所得が減ったと。あら

かじめ予定納税されている事業者があるのですが、決算の結果赤字になってしまったというような場合は所得割の部分を還付しなければなりませんので、そういった準備金というか、修正があった場合のお支払いするための準備金として予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　では、そうするといつも土地・家屋のやつは去年が6,600万円になっているのですけれども、これって毎年そういうふうにしているということなのですか。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡　修一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度予算が大きいのは航空写真を撮ったのが一番大きい原因かと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ページで77ページ、２款７項２目のここの細目の１ですが、イベント開催委託料、先ほど説明の中でちょっと聞き漏らしたのですが、スイーツ甲子園等を行うという事業というふうにはお伺いしました。その中で、これ2,000万円ぐらいあるのですが、具体的にはどういう内容で、どのくらいこれに係る、これには何が含まれているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

イベント開催委託料といたしまして見込んでおります、先ほどもちょっと説明いたしましたが、スイーツ甲子園という取組でございます。こちらにつきましては、昨年度、大熊町、富岡町、楢葉町が事業主体となりまして実施しているイベントでございまして、継続事業として、さらに広野町も加えた４市町村による事業として開催を予定しております。開催場所といたしましてはＪヴィレッジを予定しておりまして、その中で高校生が地域の特産品を使って新しい、この地域を元気づけるようなスイーツを開発するといったようなものになってございます。広野町といたしましては、今広野町で振興している作物としてミカン、バナナ等を使って、新たな特産品を開発をしていただこうというような取組でございます。金額が大きいというご指摘でございますけれども、全国放送されるような大きな大会というか、そういうイベントとして今回企画をしているものとなります。スイーツ甲子園と名前を打っておりますので、全国の高校生から参加するチームを募集をいたしまして、その中で各自治体の特産品を食材として選んでいただいて、作品を作ると。アイデアを出して、その後当然審査員などがいらっしゃってやるわけなのですけれども、やはり高校生の技術では、商品としてなかなか発表できるところまで至らない。アイデアはすばらしいのだけれども、なかなか商品としてならないというところがありますので、大会を運営する審査員、洋菓子の研究家であ

るとか、お菓子を作る専門の事業者さんいらっしゃいます。そういった方がアドバイスをして、店頭で売れるような商品を作っていくというようなところまで伴走して実施をするというようなものになっております。そういった点からして、今回広域連携で、そして地域の特産品を全国にＰＲしていくというような事業に広野町としても共感をいたしまして、参加をするというような内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。そうするとかなり大きな行事、イベントとなるようなことを承りました。ちなみに、開催時期というのはいつ頃を予定しているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まだ確定はしておりませんけれども、昨年ですと募集開始を５月の頭にしておりまして、６月の末頃まで応募しております。書類審査等を通過しまして、大会を書類審査で約20チームぐらいに選考するようですけれども、それを経て８月の末頃に大会を実施するという内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それではまず、ページ数が64、65の下段、９目のデマンド交通と、もう一つ併せて77ページのタクシー利用料金の助成金、これ２つ、総務課長、ちょっとお聞きしたいのですが、当然この予算は昨年度の実績を見て６年度に反映したということなのでしょうが、利用者の、町民の人たちのお話を聞くと、デマンドは利用する人はいつも同じなのだというお話と、あともう一つはタクシー利用券をもっと助成してくれないかという声を聞くのです。ですから、その辺のところを町民の人たちに納得できるようなちょっとご説明いただければありがたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、デマンド交通の事業費については、令和５年度の実績ベースと。タクシー利用料金助成事業については、令和４年度の実績を加味して積算をしております。令和５年度においては、４月から６月までの実施ということで３か月の実施でございますので、予算については令和４年度をベースに積算をしてございます。基本的に、デマンド交通でありますが、さきの議会等の中で、やっぱり玄関先まで、交通弱者といいますか、高齢者の方が利用できるような足の確保ということで様々に議論を重ねてきました。それで、昨年の７月の、実際には４日からになりますが、地域公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥとして、町民バスとデマンド交通のハイブリッド方式で運行してきたということでございます。ただ、昨年の議会の中でも一般質問等でご質問がありましたが、利用者の声はどうなのだというふうなことで、やはりタクシーの利用料金の助成のほうが使いやすいよとかい

ろいろ声があったということで、そういった答弁をさせていただいております。そういったことを鑑みて、令和６年度においては、地域公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥに加えて、過去に実施しておりましたタクシー利用料金助成をプラスをして、利用の状況等々を鑑みながら、広野に合った地域公共交通とは何かというものを検証していきたいということでございます。ですから、全てこういったものをずっと継続するとかということではなくて、様々にご意見等利用者の声を反映しながら、いい方向に持っていきたいということで、６年度については３つの事業形態の中で事業を実施して、７年度以降に向けて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　分かりました。タクシー利用券の方も、我々として言えばということだったのでしょうけれども、町の人たちの、これからも声を聞いて、それらのタクシー利用、始まってからまだそれほど年度たっていないので、その辺は利用していただけるようによろしくお願いしたいと思います。

次に、これは66、67の賦課徴収に係る任用職員、これ前回、６年度の会計任用職員の募集に当たって、いわゆる徴税職員の吏員の募集を１名するというふうに載っていたのですが、これが22ページの地方交付税の説明書を見ると、職員採用、地方交付税の特別交付金の中にいわゆる職員採用分としてこの徴税の方が入っているのかどうかちょっと伺ったのですが、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

地方交付税の中の地方単独事業分のところで、徴税に関しての経費がこの交付税で見ているのかというご質問かと思うのですが、人件費、ここの部分ではないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、昨年度の町政懇談会のときに町長は、徴収に当たっては国の責任からもいただきますということで、町長は医療介護保険税の滞納ということで、いわゆる復興庁に医療介護保険料減免措置見直し、滞納対策については、非常勤については国で出してくれというような要望をされていますよね。だから、私は国のいわゆる交付税があって、初めてこの徴税員の職員を採用したのかなというふうに私解釈したものだから、その辺のところをご説明できれば。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

基本的には震災以降、町税といいますか、国保税も含めて滞納が多いということで、それで減免措置が当然切れていく中で、やっぱり徴収率の確保ということで国のほうに再三支援を求めて、国のほうでは対応するというような回答はいただいております。ただ、実際あくまで徴収でそれ専門、

滞納専門に徴収する云々と様々な制約があって、なかなかその辺が国のほうからの補填に結びついていないのかなというふうに思っています。専門の徴収員、所管は町民税務のほうになりますが、その徴収員の確保というのがなかなか難しい状況もございまして、今そういった状況に至っているというようなことでございます。ですから、制度設計の制約の中で、それが純粋に国費対応になるのかというところだと現状ではなかなか認められていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　了解しました。今後も継続的に交渉のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、先ほどの22ページの地方交付税の中に双葉地方広域圏に南部衛生センターに負担金ということで１億9,000万円ありますね。これは、見ると今の南部衛生センターの建設費に充てているということなのだね。何で直接、南部衛生もこれもらってはいるのだよね。ぽんと同じ金額、南部衛生センターに持っている。俺は少しは町に入るのかなと思ったら、まるっきり向こうに行ってしまうのだよね。この仕組みは何なのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

なぜ迂回といいますか、その事業に対して広域圏組合に直接入らないのだということでございますが、一部事務組合の場合、直接受けることが単純にできないという形になります。ですから、当然構成する自治体を経由しないと出せないという立てつけになってございます。単純に言うとそういったことでございます。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは次に、お伺いするのは78、79の10節の移住定住促進対策費、これを見ますと、企画課長、ひろのアプリを見ましたら、３月の19日から20日まで体験ツアーとして20名募集している。やっていますよね。それが12日に締切りだってなっているのですけれども、どうでした。どのくらいいましたでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在募集の集計をしているところでございまして、事業委託をしておりまして、町直営でやっているわけではありません。ツアー会社をかけ、現在募集の集計をしているところであります。今回のツアーですけれども、旅行業の、我々やっているわけではないので、詳しくは存じ上げないのですが、一度申込みをしても、直前にキャンセルをするとか、そういったようなことが多々ございます。昨年においても、実施までの間に１次決定、２次決定、３次決定という形で募集をかけてきて

おります。一旦締切りをして、定員に満たなかった場合にさらに２次募集をかけたりとか、３次募集をかけたりするわけなのですけれども、加えて、一度決定して定員に到達したのだけれども、２家族ほど抜けてしまうとツアーとして成り立たないこともありまして、改めて２次募集をかけたりというようなこともしてございます。現在募集の状況についてはちょっと把握しておりませんので、後ほど現状の状況をご報告したいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　この移住、定住については、予算の福島再生加速化交付金事業を充てているということなのですが、私もこの事業をちょっと拝見したらば、相双12市町村に下ろされている様子なのですが、ただ今道半ばで、結局楢葉から向こう以降は今もうハード事業でいろいろやっている中に予算が組み込まれているという面があるのだわね。ところが、広野町はそれ先行してもうある一定のハード事業は整備されたというふうになっているので、移住、定住のところに入ってきたということは、これは今までのハード事業より大変難しい事業だと思う。というのは、これまでみんな双葉郡の人たち、楢葉以北の人はみんないろいろと自分のところに散ってしまって、それをまた戻そうという対策、事業だもの。これをいかにして広野町に転入してくる方を事業として進めなくてはならないかとなると、これはかなり長い時間がかかるような気もします。そうすると、私も皆さんの、職員のときもありましたので、いろいろ事情は分かるのですが、ただ今これが、この移住、定住を幾ら事業に充てても、受ける会社がそれをやったとしても、なかなかこれは難しい話になろうと思います。やっぱりまずは町の職員が本当に転入ということを、あの玄関開けて、戸籍係が転入ですって言ったときに、職員の皆さんが、係だからやるしかないけれども、本当に全部の課が、転入といったら、おおっと気持ちが入って、そしていらっしゃった、高齢者であれば花ぶさ苑があるよとか、いやまだまだ年齢が若そうなので、少しはまだ家庭菜園でもやって、産業課の課長来たりして説明したり、あとは小さい子供を連れてくればこども園の課長が来て、どうですか、こども園のあれも見てくださいと、学校に行けば、中学校は今アカデミーの子供たちがいろいろ来ているし、そういうことの説明がばばっと来てできるような状況なんかをつくっていかない限り広野のよさって出ないと思う。ところが、町長、ここがいいところは、広野町は移住、定住が、これは県も見ているし、国も見ているし、恐らく世界を見ているでしょう。だから、これを何人でも、これはこれからの増やしてやるという状況をこれをやっぱり日本の人たちに見せていかないと、あそこはいい町だと、そういうような雰囲気をつくる事業のような気もするのです。だから、やっぱりなかなか難しい事業展開になろうと思うのだけれども、一生懸命頑張ってほしいなと思うところであります。

それと、もう一つなのですが、二ツ沼の、この間重点事業で伺いました。内容は分かったのですが、リフレッシュふるさと館、それといわゆる合宿所の設計委託を出すのだということなのですが、

町長、町長としての立場として、合宿所を委託する、直す方向で考えているこの予算を出した背景は、町長の立場としてはどういうことで出したのですか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

二ツ沼総合公園の各施設の修繕につきましては、重点事業のときも説明をいたしましたけれども、令和４年３月に発生しました福島県沖地震において、施設が、建屋が被災をしております。建屋にクラックが、隙間、外壁等に剥がれなどが発生しております。こういった状況を修理するために、今回その修理に係る実施設計を見込んでいるものでございます。渡邉議員がご心配をしている施設の設備に係る費用ではなくて、まず建屋の修理、これをしないと実際にこれを利用される方、もしくは維持をしている職員に被害が及ぶ可能性がありますので、今回建屋の修理に係る実施設計を実施するものでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、当然外壁が壊れているということであれば、それは手直しするのは当たり前なのですけれども、直すことによって、今度この中に宿泊の利用をさせていくのだという流れになりますよね。サッカーの大きな大会があるので、それらにも臨んでいるのかなと思うのですが、ただ今旅館業とか民宿とか、また作業員の宿舎とか、そういうところが今の時期来るサッカーの人たちの入居者が何人ぐらいいて、それでどうしても足りないものだから、ここを直していくのだというような姿勢なら分かるのだけれども、ここに来て合宿所をやるということは、今道半ばの旅館業、町長はどう思われていますか。本当に今満杯で、お客さんが入っているような状況になっていますか。なっているのはここのこっちのホテルだけではないのですか。そういうことも含めてやっぱり考えていかないと、町は我々の旅館業とか何かを考えないで、自分たちの施設だけを考えて予算化したのだわという話になるのね。あの作業員宿舎だって、今駐車場に何人の車、３分の１とか、そんなのしかいないよ。だけれども、中には今サッカーの子供たちを受入れするのだという作業員の宿舎もあるのです。だけれども、全部が全部そうなってはいないのです。だから、やっぱり物を考えていくときには町の様子を見て、それを見て予算化をしていくという建前を持ってもらわないと、我々の旅館、我々の３つあの地区にはあるから、80過ぎたおかみが自前で、床がシロアリに食われたからといってそれを今直して、まだこの旅館に人を受入れするのだという気持ちがあるのです。ところが、こういうことをやられたのでは、実際に今聞いたから分かるけれども、また運営していくのだわって言われたら、感情的にやっぱりそれは俺いけない、いけないというか、よく町のことを踏まえて予算化してほしいという要望であります。町長、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの２番、渡邉忠義議員のご質問の前段の移住、定住についてはよろ

しいでしょうか。二ツ沼だけでよろしいですか。

〔「移住、定住で何か付け加えることがあるなら」の声あり〕

○町長（遠藤　智君）　今ご指摘、ご示唆いただいている移住、定住の現況については、お話しいただきましたように、広野が先駆けて先行して事業を推進しているという状況にあります。これは、復興事業において、移住、定住のみならず、様々な分野においての取組となっておりまして、これは国、県がしっかりと捉えておられております。広域的な観点から、移住、定住というものが被災地に求めていくべく取組となることを念頭としつつ、広野町として町の魅力化を図って、職員自らがその思いを持って新たな住民の方を迎え入れていくという、そういった道のりにおいて、今令和の４、５と、そして６に向かっていくという時間軸にありますので、今5,000人の計画を6,000人に変更したのも令和に入ってからであります。そういった計画に基づいて今捉えているところであります。

１点だけ、先般報道された、移住、定住の人数が報道されているところでありますが、広野町の移住、定住がされたという数字はここ３か年で、令和の３から令和の５まで25名なのです。数百名、1,000名単位で報道されておりますけれども、平成28年からの自治体の捉えにおいては、町は定義に従ってこの現実を直視して、そしてあるべき移住というものを捉えていこうということで取り組んでいることを補足させていただきたいと思います。

２つ目、よろしいでしょうか。二ツ沼総合公園のこの事業でありますが、まず２つあって、１つ目としましては、地元の旅館組合の方々の現況とお話は承っております。今震災以前の未来双葉の旅館組合が機能しておりません。そういった状況において１点だけ申し上げさせていただきますと、Ｊヴィレッジを有する町として、県としっかりとご指導、ご指南、ご支援をいただいて、夏場のインターハイの５万人の来訪者に対応するという体制を、県の下で日本サッカー協会と連携を図って取り組んでいく展望にあります。これは、常設というふうに報道されていますけれども、正確に言うと４か年の手続を経て初めて常設になるということにおいては、まずこの広野町、そして双葉の南地区から双葉全体、いわき含めた、相双含めた、そういった動きとなっていきますことにおいては、地元の旅館組合の方々の市場形成、経済の効果というものを念頭としながら捉えている現況にあるということをまず申し上げたいと思います。今復興事業が南から北へ、また向こうの南から北へと１Ｆのほうに集中していくような今人口の流れになってきています。各町、村の復興事業の取組において。そういった状況において、広野町において滞在する企業の方も今縮小になってきている。そして、労働人口も縮小になっている。震災以前は3,000名を超えていた、その従事される方々が今は900名であります。1,000名切れています。今脱コロナ禍から横ばいの状態にあります。こういった中において、当然ながら企業誘致を捉えて労働人口を増やしていくという取組をしていきます。そういった中において、戻りますが、二ツ沼総合公園のこの施設については、安全確保のためのまず手続をさせていただきたいということであります。そのことが実行することを前提とする

ということでは全くなくして、これは本年の１月にこの方針を、説明をご説明申し上げさせていただいた上においては、しかるべきご相談を申し上げながら、その展望というものを二ツ沼総合公園の来訪、来客をいただく展望においてご理解をいただくことを前提として、そして展望に当たっていきたいと、計画に当たっていきたいと考えるものでございます。ですので、今般はこの外壁等々が危ない状況にあることをまず実施設計させていただいて、安全確保を取って、そして運営については、例えばお風呂はあそこは２か所ありますので、どのように展望するかというのはいわゆる二ツ沼総合公園の維持管理、運営の観点から将来形に向かって取りまとめていく、令和６年度の中において展望していくということであります。ご説明申し上げさせていただいて、そしてご理解いただく、その説明において、意思決定において捉えていきたいと、そのように考えております。ご理解いただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　いわゆる二ツ沼の運営にさらに風呂とか宿泊施設を再開していくとなれば、これはこれまでには何回かありましたけれども、夜勤するとか、そういった方もやっぱり考えていかないと今いる人材だけではとてもできないし、今現状見て、あの玄関入ったところのこっち側の事務室のところに、事務室、あそこはいろんな展示場になっていますけれども、あの人ら、使う人らから、汚くて、汚くて、私らがここきれいにして、きれいにして、そしてここ今再開しているのだよということが現実なのです。だから、そこに職員やる人もなかなかいないところにさらに風呂だの、今の宿泊棟やるから、そこに人は住ませるのだとかということも全て包含して考えていかなければ、これからだってどんどん、どんどん人が減っていく現状の中で、物があるから、では造り返していけばいいだろうなということでは、民間は何ぼでも空いているわけなのだから、そこのところをよく考えながら、それと今町長言われたように、やっぱり町民の人にはまだ声となってつながっていないの。町長幾ら言ったって、町民の人ら、旅館業の人らって分からないというか、声になって、聞いていないから。その辺は、職員の人にこういうことで説明して、もう少し待ってくれとか、いろんな話合いのコミュニティーの場をやっぱり多くしてやってくれないと、何のための予算だか分からないよ。空回りしているような状況のところもありますからね。そのところを、町長の気持ち今は分かりました。だけれども、それはやっぱり職員の皆さんにいろいろとお話をして、町民の皆さんの思いを持って話してほしいとか、説明してほしいとかということも併せてお願いをしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの町民の方々、そして事業組合の方々への理解を求めることについてお答えしたいと思います。

まず先に結論申し上げさせていただきますと、今般令和６年度において来訪者が来ることが確実確定して、これも昨日も、今朝も県当局と電話連絡をしながらやっている現況にあります。今３月

から４月に参りますが、まず今予算化して、二ツ沼総合公園の展望についてのご質疑をいただいているところでありますが、令和６年度を迎えるに当たり、旅館組合の方々に参集をいただいて、ご説明をしてまいります。これまでの経緯、そして今地場産業として旅館の方々、旅館業の方々のいわゆる展望において、現況から将来への展望において、町はこのように捉えていきたいと。今申し上げたように、来訪する５万人の方々に夏場に見えていただく、これは恒常的に毎年起き得ることですので、そういったことをまず町内における旅館組合の方々にご説明を申し上げたいと、申し上げてまいります。その説明の在り方と、町民の方々におかれては、これまで一般質問でご質疑いただいておりますが、住民説明会を、行政区長会議を、これまで令和に入ってから１回だったものを上期と下期で２回実施をして今取り組んでいます。その中で説明を申し上げてきました。しかしながら、まだまだ届かないということにおいては、ただいま申し上げたように事案、事業、事象においてスポット的に説明会を開催して、そして職員を中心に説明を申し上げていくと。そして、町民全員の方々の説明においては、まず上期と下期の説明会を通して説明を繰り返し申し上げていきたいと思います。コロナが終わってから、震災が10年を超えてから今10年の４年目、５年目と、14、15と参るわけでありますが、被災地の空気は大きく今変わっています。町民の皆さんが求めているのは生活の安全の確保と健やかな生活を守るということ、安定的な経済がしっかりと履行されるということ。これにまずベースとなっているのは当然ながら基幹として捉えております。基軸として捉えております。そういった中において、移住、定住は、それは町民の方とはまた別の距離感がありますけれども、そういった中において町を永続的に存続させるための方針、方向性というものを培っていくべく、それをつくっていく、創出をしていくということの取組を、今国でいう、県で捉えていただいている第２期の14、15で捉え、第３が16から20と時限立法の国の形の中において今積み上げていく、そしてかつ今時期が新たに遡上しようとしている脱コロナ禍からの第３期の今予算づけが執り行われるという時期が、状況が令和６と７を今迎えております。これまでも財務省と協議をしてきた経緯もございました。申し上げるべきことは全て申し上げてきております。繰り返し具現化するように議員の皆様と一緒に要望、要請をさせていただいて、そして具現化を図っていきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、忠義君、同じ質問ですか。

〔「４回目なので、今回で最後にします」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　では、質問をまとめてください。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　町長のお話は分かりました。それで、私らもこの予算上がっている以上、地元の旅館業とか、そういう作業員の宿舎等のお話の中には、これからの５万人からの人たちが来場するという展望を何とか町のほうで説明してくれるということを確認できれば、これについては了承すると私は思いますので、今後そういう町民とのずれのないような行政を培ってほしいなという

思いであります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご指摘に一言ご返答させていただきたいと思います。

事業体の方々への説明は確実に実行いたします。今置かれている現況をしっかりとお伝えをいたします。これまでの経緯を踏まえて、できることは何なのかということを、できないことも含めてご説明を申し上げ、そしてできることを捉えて、その根源になるものは地場産業を守るということですので、それは農業しかり、商工業しかり、全てしかりであります。そういった中において１点だけ補足させていただきますと、双葉南の旅館組合というのは富岡が中心でありました。富岡の方とも話をして私はきました。川内の方とも話はしてきました。ということで、広域的な観点からもこれからの動きなのです。ちょっと時間が押していますけれども、昨日も知事さんがこちらに見えていただき、その件について意見交換は昨日の午後させていただきました。ついては、我々としましては、予算にも計上されております300万円を県に申請を上げて、そして経済波及効果を得ていくということにおいて、Ｊヴィレッジの立地町として市場形成、それは泊まる方、これが一番のベースでありますので、泊まる方が郡山まで行くのではないかというふうに言われています。ですので、リピートされる、そのありようを初年目の１年目、２年目においてしっかりと形化していきたいことにおいては、旅館組合、事業者の方々にもご理解とご協力をいただきたいということを捉えて令和５年度取り組んできた次第であります。今朝も県当局とやり取りしていますが、４月を迎えるに際してしっかりと現況をお伝えして、地場産業を守るということを念頭としてご理解とご協力をいただくべく、新たな展望を捉えて事業を守り、そして継続させていく、その道のりをしっかりと培っていきたいと、そのように考えます。全ての産業は広野町の宝でありますので、以上であります。

〔「議長、議事進行について」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　すみません。議事進行について議長にお願いしたいことがございますので、お話しさせていただきたいのですけれども、質疑の内容についてでございます。議員必携によりますと、質疑とは、議題に供された事件について疑義をただすものであるというようなことで書かれております。途中略しまして、現に議題になっている事件に対して疑問点をただすものでなければならない。また、自己の意見を述べることができない。この場合、意見とは、討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではないという形になっております。先ほどまでの質疑の中で、一部討論や一般質問で行うべき内容の要望等が含まれていたように感じました。そこで、現に議題となっている広野町一般会計予算の内容についての疑義をただすことにとどめて、町長の政治指針だとか、

そういったところは一般質問で行うべきだと考えますので、議長の判断において適切に議事の整理を図っていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　私の議事整理の中でのお話だと、そういうふうに思います。議事進行に対しては、我々今議員の皆さんの思いをこの議場の中で執行部のほうに伝えていただくという中で最善の努力をしていきたい、そういうふうに思いますので、ご理解のほどお願いします。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　では、ちょっと３点ほど、今、渡邉議員が二ツ沼総合公園のことで聞きました。これに関してはまた事前に説明していただきましたから、大体理解していますけれども、いずれこれに関して令和５年度の決算があると思うのですけれども、この内容を、二ツ沼の一番後ろですか、資料の中で、前年度、今年度の予算の費用の内訳書いているのですけれども、これには例えばパークゴルフで幾らとか、あるいはバナナの施設で幾らとか、あるいはイベントで幾らやったとか、そういった項目別なものがあると我々も分かりやすいので、そういったものを提示してもらいたいなと、決算するときそういう説明をお願いしたいということと、それともう一点、２点目が75ページの先ほどちょっと説明あった、説明の中の２番の企画総務諸経費の東京大学専門家報酬で300万円取っています。これに関しては、先ほど協定を結んでいるというちょっとお話あったのですけれども、こちらの資料では月25万円で12か月で300万円で去年も取っているのです。これは協定を結んでいるということで、もうずっとこのまま東京大学さんと契約しながらいろいろ助言をもらっていくということかどうかです。

あともう一点、先ほどこの……

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君、まず最初の１点目終わってから。

復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、二ツ沼総合公園の指定管理料の内訳の件かなというふうに考えております。二ツ沼総合公園に関しましては、経営を指定管理として今広野町振興公社のほうに委託をしておりますが、広野町振興公社は株式会社でございまして、一人株主で広野町が株主になっておりますけれども、取締役会、さらには株主総会通じて年間の行事、さらには事業の実施内容について決めております。ですので、そういった中でしっかりと我々も株式会社広野町振興公社の経営については監視をしているといったような状況になってございます。指定管理料については、それらに係る基本的に人件費や必要とされる経費等について積み上げたものを指定管理料として払っているということであります。その指定管理の業務の中で、与えられた振興公社の中で、それはどういったことをやっていくかということを会社として決めてやるということで委託をしている内容でございますので、その事業の内容まで深く我々は、取締役等にお任せをして、事業の内容についてはしていただいている

といったところになります。当然全く知らないというわけではなくて、コミュニケーションを取りながら、運営方法については相談をして、助言等をしながらやらせていただいているというような内容になっておりますので、ご理解いただければと思っております。

もう一点でございますけれども、東京大学の専門家の報酬でございます。現在文化交流施設、ひろの未来館におきまして、東京大学アイソトープ総合センターのサテライトオフィスを常設させていただいております。そこに勤務する研究員の費用として計上させていただいているものとなっております。この研究員につきましては、今後Ｆ―ＲＥＩ等でも研究として実施されるであろう放射線創薬の研究に向けて今準備をさせていただいているといったところでございます。さらには、教育委員会で実施しておりますふるさと創生大学などでの講師などにもなっていただいております。そのほか様々な形で町民と触れ合う形で町民に対して分かりやすい地域課題の解決、そういったものを助言をしていただいているというようなことに業務として行っていただいております。そういった点で、我々といたしましては、東京大学アイソトープ総合センターが掲げています研究の実現に向けて、引き続き協力体制の下で研究員を招集しながら事業を続けていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　よろしくそこはお願いしたいと思います。

あともう一点だけ、79ページの指定管理料なのですけれども、５番の公設商業施設管理運営費で、また指定管理料ということで2,400万円あるのですけれども、これも前回頂いた資料で見ますと、ちょっと気になったのが支出の部で警備費用が1,600万円、2,500万円の1,600万円、これ毎年払っているかと思うのですけれども、何かちょっと高いのかなというような感じがするのですけれども、実際にこの警備費用は常駐する人がいるとか、あるいはオンラインでやっているとか、あるいはこの庁舎と一緒になってやっているとかという、その辺のところをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

公設商業施設ひろのてらすの警備費用の件でございますけれども、こちらにつきましては、ご承知のとおり、ひろのてらすのキーテナントとしてスーパーイオンが入っております。このスーパーのイオンが入るテナントについては、警備会社というものが決められておりまして、その会社運営の指針に応じた警備会社を採用してございます。そこの基準にのっとってこの費用を積算をしているという形になります。様々に民間の警備会社ございますけれども、その中で特にイオンが進出しているテナントにおいては、イオンのそういった会社の方針として決められた警備内容、そういったものがありまして、それに合致する警備会社を採用するということになっておりまして、そういった意味からして、今ご指摘の割高というお話はいただきましたが、十二分な警備体制を取ってや

っているという内容でございます。我々もその警備会社とは月１回この商業施設の運営に対する意見交換、出店者会議を開催して報告をいただいているところでありまして、業務については間違いなくしっかりやっていただいているというような認識でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

次に、82ページ、３款民生費から115ページの４款衛生費まで質疑を行います。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　１点だけで先ほどつまずきましたが、ページが85ページになります。上から７段目の広野町権利擁護支援センター事業委託料ということなのですが、先ほど間違って聞いたか何だかちょっとあれなのですが、この事業は今回新たにできた事業だというものだから、どんな事業で、なぜこういうのが出てきたのだが教えてもらえればと思って質問します。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　６番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回新たに掲げました広野町権利擁護支援センター事業委託料につきましては、昨今障害や認知等により契約や意思決定ができない独り暮らしの方等が発生しております。そういった方につきまして、成年後見制度の利用の支援や、そこに向かう窓口を設置しまして、支援をしていくための事業委託でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　成年後見制度、これの意味を少し教えてもらえますか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、そういった意思決定ができない方の財産を守るために成年後見人を立てまして、財産を守っていくというような中身となっております。これまでもそういった方いらっしゃってはいます。大分独り暮らしで認知等が進んで、意思決定できない方増えてきておりますので、そのための業務委託という形になります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ページ数で99ページ、３款２項５目の22番、下から８行目、幼児教育事業委託料についてなのですが、ちょっと頂いた説明書の中で書いていないのですが、これはどのようなことなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

今回ここに挙げさせていただいています幼児教育事業委託料でございますけれども、こちらは３歳児から５歳児を対象に、言葉の教育といいまして、子供たちに遊び感覚で漢字が交じっている絵本を読み聞かせすることによって、漢字の意味を知るのではなく、漢字を形から入ってもらって、いわゆる語源力を高めるということで令和３年から始めさせていただいている事業でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　一応資料も見て、確認なのですが、87ページ、生きがい活動支援事業委託料とその下の生きがい（ミニデイ）事業委託料、これは社協のほうでやっている、下のほうは介護１とか２の人たちが集まって、みんなで年間通して活動しているのかなと思うのですが、上のほうの生きがい活動支援事業委託料ということはどこに委託して、どんな活動をしているのでしょう。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託している事業でございます。デイサービスセンターのほうに、要介護になっていない方、要支援の方に係るデイサービスの通所事業のほうの委託事業でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　98、99ページの、先ほどの西本議員の言葉の教育ということで内容は分かったのですが、具体的にこの３年間、今年で４年目になろうと思うのですが、その事業効果というのはどういう効果があったかどうか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほど私ある程度説明させていただいたのですけれども、中身が不十分な部分もございまして、この事業、初めに、絵本遊びをする前に、まず子供たちに瞑想といいますか、落ち着いて座るような指導もします。そういった形で、漢字による効果というのは、当然小さなお子様ですから、ないのですけれども、ただじっとして座っていられるとか、そういった部分で多少効果が出てきているのかなというふうに思っています。また、ふだん声を発せられないような恥ずかしがり屋のお子さんも、このときにやはり自分で覚えた漢字があると、喜んでそれを大きな声で発するということで、そういった部分で、多少ではございますけれども、少しずつそれに対しての効果というのは現れているのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　これは、あくまでも幼稚園の３、４、５歳を対象にしているということですよね。そうすると、今言われた効果があるということなのですが、教育長、小学校にもこういった事業があるのかどうかちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問にお答えします。

小学校ではありません。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君、この３回目はまとめてください。

○２番（渡邉忠義君）　そうすると、広野独自の幼稚園の事業だという受け止め方でよろしいのですね。了解しました。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

次に、114ページ、５款労働費から145ページ、９款消防費まで質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　122ページ、123ページの下段、振興作物収穫補助金の件でお伺いしますが、町の振興作物、振興している作物については、いわゆるこの間回覧が出た農協、直売所等出荷または販売した農業者の方に補助金を交付しますというチラシが出たのですが、あくまでも振興作物というものは補助金を出すに当たっては、こういうところに出荷しない限りは出さないのだという解釈で振興作物なのだという解釈なのでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

制度設計上あくまでも農協、直売所等に出荷されている農地が対象となっている制度となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　分かりました。ということは、町長に伺いますが、振興作物というのはあくまでも町に、各農協に出荷しない限りは振興作物とはいわないということですね。それ以外は、出さないものについては振興作物ではないのだという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君）　まず、この制度の目的なのですが、名称が振興作物補助金という名称でありますけれども、目的としてはまず農家の収益アップにつなげるような制度としたい

ということで、そういった直売所であったり、農協等でいろいろ農家の皆さんが作物を作っていただいて、出荷して、収益をアップしていただきたいというのが１つ。

もう一つは、農業を今後生きがいづくりとしての農業としてやっていただくために、若い人からお年寄りまで農業に携わっていただきたいということで、そういった名目で、振興作物といっていますけれども、中身的にはそういった農家の収益アップと農業に対する生きがいづくりを目的とした補助金の制度となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君、３回目、質問まとめてください。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。そうしますと、いわゆる生きがいづくりといっても、これはあくまでも自然を相手にする作物ですよね、農業、作物というのは。去年のような暑い日に６月から種をまいて、11月に収穫しようと思ったら、収穫できなかった。その原因は暑さだったと。でも、ここに引っかかってくれば出していないから、これは補助金をあげられません。当然ノーだから駄目よ。でも、国はそういう限りでも出したという経緯があるのですが、町は出さないよということになれば、これはやむを得ないですね、出さないのだから。だから、我々としては、我々というか、この振興作物というのは、補助金を出す町の性質としては、どこかに売らない限りは絶対出さないのだよという解釈でいいのですね。分かりました。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　２点ほどお願いします。

127ページの下から３行目ですか、９番の土砂採取区域、これ道の駅の中止になった、先ほどの変更協議分の多分1,100万円だと思うのですけれども、このときに今現状のあの残土を、残土というか、あれを場外搬出しないであのやつを切り盛りしてどのくらいの高さで、多分簡単にできるのかと思うので、その辺だけもうちょっとこのときに協議、協議というか、していってもらったほうがいいかなと。要するに出さない、切り盛りだけ。高さ上がるのでしょうけれども。

それから、もう一点は133ページの８款土木費の１の道路維持費の説明のやつで、２番の道路維持補修費で、ここに除草委託料、一般廃棄物処分委託料、建設副産物処分委託料というふうに出ています。これ合計で約7,000万円くらいなのですけれども、広野町は今除草、草刈りました、何かやりましたというときに、指定された処分地というのは多分ないのかなと思うのですけれども、こういうのを、例えばこの廃棄物処理のあれって結構高いのですけれども、こういったものは今後造る予定はあるかどうか含めてちょっとお伺いしておきます。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、１点目、土砂採取区域の森林機能回復事業費につきまして、ご意見いただきましたとおり、現場内で残土等を出さないようなことで計画のほうを進めていきたいというふうに考えておりま

す。ただ、傾斜になっているところを盛土することによって安定するのかというところもありますので、そういったところは十分に確認しながら、極力残土を出さないような計画で進めていきたいと考えます。

続きまして、２点目、道路維持補修費の除草委託料につきましては、まず除草の委託料、こちらは町内の道路の草刈りをし、そちらを、刈った草を一時仮置きするための費用となっており、その下の廃棄物処分委託料につきましては、除草した草をもともと南部衛生センターのほうに持ち込んで焼却のほうをしておりました。今南部衛生センターのほうが改築というようなこともありまして、現在浪江町にあります仮設減容施設のほうに運び込んで、そちらで処分のほうをしております。その分の処分委託料として一般廃棄物処分料を計上しております。浪江町まで運ぶための建設副産物処分委託料として運搬費を計上しているようなことで除草の委託事業のほうを進めているところです。今後町の処分をする施設というようなことにつきましては、具体的に町のほうで処分する施設等、そういったものを建設するなり、そういったことをするというようなことは現在検討ということはしておりませんので、今後令和７年度から稼働予定となっている南部衛生センターの、そっちのほうの処分のほうとか、そういったところも情報のほうを集めながら検討のほうをしていきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと最初私が、1,100万円の土取場の件はそういうことではなくて、今ありますよね。あのやつをいずれは今度開発の申請出すので、そうではなくて、あの土を切土盛りとして平らにしたときに、要するにあそこを平らに、あのやつを出さないで、そういったのもちょっと検討はできないですかということです。そこだけ、そういう私のちょっとあれだったのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

あそこを土取場だったところの森林回復事業というようなことで、これから森林に戻していくのだというようなことで事業のほうを進めて完了させるというようなことでやっております。その中には平場等を造って植林とか、そういったことをして回復させるというようなことになっておりますので、そういった平場についても極力取れるような形で計画のほうを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

次に、144ページ、10款教育費から173ページ、14款予備費まで質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　154ページ、155ページの、155ページの中学校管理諸経費の中に学校支援外部講師補償保険料、これ教育長に伺いますが、教育長、この予算は、私が間違っていたらごめんなさいね、というのは、昨日中学校で卒業式ありました。33名のうち18名がアカデミーの子供たちですよね。その中の15名のうち10名は男性だったと思うのですが、あの１時間半の時間に背中はぴっと伸びているし、そしてすばらしい卒業式だなというふうに感じたのです。というのは、私３年前にあの子供たちが、アカデミーの子供たちが、教室の風景を見たのです。そうしたら、あの体です。それで、広野の子供たちがどこにいるのだか、ちっちゃくなっているようにしか見えなかったのです。だから、それがずっと３年間続くのかと思ったらば、昨日の姿見たらば、広野町の中学校の卒業生ということで卒業していった、これは教師のすばらしい教育をしているのだなというふうに私は感じました。大変ありがとうございました。これはほかの、まさか半分以上が外から来てあのような卒業式をするというのは、やっぱりほかにも誇ってもいいのではないかなというぐらいの卒業だったと思います。つい私も五社山の、ちっちゃくね、校歌、あれを口ずさんでしまいました。そのくらいすばらしい卒業式だったのですが、この学校支援外部講師という、こういう人たちが来て、１年生から３年まで教育して、あのような姿に持っていったのかなという印象を持ったのですが、教育長、よろしくお願いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　教育長、答弁。

○**教育長（根本良政君）**　２番、渡邉忠義議員の質問にお答えします。

まず、中学校の昨日の卒業式に関しては、またほかの議員の皆様方からも非常にいい、凛としてすばらしい卒業式だったというお褒めの言葉をいただいております。どうもありがとうございます。学校のほうに伝えます。

それから、ただいまの外部講師の保険料については、和太鼓ですとか、そういう文化的なものも入って、その講師の方の保険料として支払っているものであります。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　私も教育委員やっていたのが、ちょっと記憶が薄れていたものですから、大変失礼しました。とにかく卒業式おめでとうございました。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　１番、西本久雄君。

○**１番（西本久雄君）**　161ページ、10款４項２目18節、広野みかんクラブ行政委託料というところなのですが、これ施設管理業務、公民館、中央体育館、総合グラウンド、屋外運動施設等があります。私見ていてというか、ちょっと感じたことがあったので、夜間利用して、９時までですか、公民館の開館が９時までなので、鍵を返すためだけにみかんクラブの方が待たれている実態があった

りとかして、昨今働き方改革とかもあるので、そういったところって鍵の返却ボックス等とかで対応できないのかと。ただ待っているだけの２時間とか３時間なので、ああいうところ、そういうところを今後、中身ちょっとそれますが、検討していってはいかがでしょうかというところです。

○議長（渡邉正俊君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（加賀博行君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、みかんクラブの行政委託料でありますが、公民館、体育館、グラウンド等の施設管理等の部分も委託をしておりまして、その中での９時までいる必要がどうなのかというところ、昨今の働き方改革も含めてどうなのかというところのご指摘、ご質問だと思います。公民館については、条例のほうで開館時間が９時までというふうに一応定めがございます。鍵等につきましては、ほかの地区ですと大きい支部ですと学校の体育館貸したりしていて、鍵の返却等についてはそういった返却ボックスということもありました。広野町においても、実際そういう運用をしていた時期もあったように私は記憶をしております。ただ今現状は、条例等で９時までというふうになっていることもあります。条例については、議会の議決を経て改正するということもあります。ただ、そういったご意見等を頂戴いたしましたので、実際９時まで人を配置するというのもなかなか厳しい状況にあることは事実でございます。今後そういったことも含めて開館時間、公民館の運用等も含めて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけ、145ページの説明の２番目に地域防災計画作成業務委託料と、その下に防災マップ制作業務委託料って書いてありますけれども、防災計画のほうは新規かと思うのですけれども、防災マップは昨年も予算取っていたのですけれども、これはまた引き続いて新しくするのか。

あとこの防災マップと、あと広野町に例えば津波とか何か来たときに、あるいは広野駅からＪヴィレッジに行くときか、そういう何か掲示板というか行き先案内、そういったものも含めて何か検討されたほうがいいかなということですけれども、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、地域防災計画になりますが、こちら今回地域防災計画の見直しということで予定をしております。これにつきましては、平成11年度に最初に計画を策定しまして、前回の改正が令和元年の５月になっておりまして、今回町内におきまして、令和元年以降に県のほうで津波浸水想定区域を、広野町でいいますと駅東側地区で見直した部分ですとか、それから今年ですと、昨年折木の南沢川のほうが土砂災害警戒区域のほうに指定をされておりまして、そういったことをもろもろ含めまして、令和６年度において見直しをするという中身となっております。

また、防災マップ、昨年度、令和５年度にも予算のほうを取っておりますが、令和５年度は浅見

川の河川ハザードマップのほうを４年度、５年度かけて作っておりまして、今年度末に浅見川の河川ハザードマップのほうは完成をして、町民等に配布をする予定としております。令和６年度の予算につきましては、令和６年、７年度の２か年計画で、今度は北迫川と折木川の河川ハザードマップの作成を計画しております。その中で、６年度は両河川の地形測量等の業務を行う予算を計上しております。

それから、３点目のご質問の津波浸水想定区域等からの避難の案内のサインというご質問かと思いますが、そういったものは今現在も駅東側地区で、海から避難所に向けたサイン等は要所、要所に設置しております。これにつきましては、また今後も見直しをして、今度駅東側にニュータウン等も出来上がりますので、そういったところも含めて、また新たにサインのほうは分かりやすいサイン等設置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいまの時間は14時43分です。ただいまから15時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、15時まで休憩いたします。

（午後　２時４３分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時００分）

○議長（渡邉正俊君）　先ほどの歳出の２番、渡邉忠義君の質問の中で、復興企画課長より追加の説明をしたいと申出がありました。これを許します。

復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　先ほど回答保留させていただきました、移住、定住のツアーの応募の状況でございますが、休憩時間に確認したところ、ツアー募集20名に対し、現在確定者は11名の状況になっております。応募期間、15日までとしておりましたけれども、現在12名の方が回答を保留している状況にありまして、17日まで期間を延長して、その応募の状況をお待ちしているといった状況にございます。また、このツアーにおいては、町内の観光地を巡るばかりではなくて、子育てや就職の状況、さらには居住の部分について、それぞれの担当者がツアーに参加して参加者

にご説明をしたり、もしくは質問、疑問に答えたりするような内容になっております。ツアーを通じて移住希望者を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　次に、歳入全般について質疑を行います。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　１点確認をさせてください。

24、25ページ、12款２項１目２節認定こども園利用者負担金についてでございます。こちらのほうに保育認定負担金、一時保育利用者負担金、教育認定預かり保育料、保育認定延長保育料ということで54万1,000円上がっておりますけれども、こちらを除く一般的な保育料ということですと、第１子、第２子問わず、所得によっての違いもなく、完全に無料化が図られたという認識でよろしいか確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど予算計上の中でも広野町、ゼロ歳から２歳の保育料完全無償化ということを説明させていただきました。今回無償化するのは、あくまでも広野こども園の無償化ではなく、広野町民、ゼロ歳から２歳の無償化でございます。今回歳入予算12款２項１目２節に取らさせていただきました保育認定負担金でございますが、こちらはあくまでもいわき市からの広域受託保育に係る保育料でございます。いわゆる広野町民でない方からは保育料のほうはいただきますよというものでございます。

また、２行目以降、一時保育、教育認定預かり保育、また延長保育、こちらにつきましては広野町民、いわき市民問わず、基本的にこちらの部分、いわゆる基本の保育料以外は無償化ではございません。あくまでも今回の事業というのは、基本のゼロ歳から２歳までの基本的な認定負担金のほうの無料化ということになってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第19号　令和６年度広野町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第８日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期９日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　３時０５分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　西本　久雄

署名議員　　渡邉　忠義

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　5　号)

令和６年第１回広野町議会定例会会議録（第９日）

令和６年３月１５日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第２０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算
日程第　３　議案第２１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算
日程第　４　議案第２２号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算
日程第　５　議案第２３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　６　議案第２４号　令和６年度広野町下水道事業会計予算
日程第　７　議案第２５号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについて
日程第　８　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄君	２番	渡邉忠義君
３番	高木光雄君	４番	渡邉正俊君
５番	西内玄太君	６番	北郷伯弘君
７番	遠藤浩君	８番	門馬まりえ君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	飯島洋一君
参事兼復興企画課長	小松和真君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	遠藤義宏君
健康福祉課長	佐藤尚文君

参事兼 こども家庭課長	坂本	淳　君
参事兼 町民税務課長	岡	修一　君
会計管理者兼 出納室長	北郷	智恵子　君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加賀	博行　君
代表監査委員	鯨岡	公一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡宏　君
議会事務局書記	黒田	峻介　君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回広野町議会定例会第９日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

３番　高　木　光　雄　君

５番　西　内　玄　太　君

を指名いたします。

○議案第２０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第20号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第20号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

法案につきましては、国民健康保険事業の円滑、適正な事業運営をはじめ、当事業の基盤安定化につなげるため、レセプト点検体制の充実、強化等による医療費適正化対策の推進と特定健診の周知徹底並びに受診率向上を念頭に編成し、歳入歳出それぞれ７億9,431万3,000円となる予算規模であります。

なお、歳入財源については、主に国、県支出金等をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から5,906万8,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、24ページ、25ページ、下段の医療費適正化特別対策事業費、これらに１人のレセプト点検者を採用しているようでありますが、医療機関からレセプトが送られてきたときに、一月分のレセプト、各医療機関から送られてくるでしょうけれども、そのレセプトの点検をこの１名だけで全て１か月分できるというような環境なのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

全ての項目を当町のレセプト点検の方が点検しているわけではございません。国保連合会のほうである程度の点検終わって、来たものについて資格の確認とか、重複受診とか、そういった部分の確認をしている点検になりますので、１名の点検で間に合うと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、国保連合会から送られてきた過誤納の関係を調べていて、一月の国保連合会から過誤納されたやつありますね。それを調べて、過誤納で送るということののみであって、自分から医療機関から出されてきたものを見ているという環境ではないということですね。あくまでも国保連合会のレセプトが送られてきて過誤納になったものだけをチェックして、また送り返しているというような状況なのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

検査したことについて再度点検するというものでもございません。資格の部分とかで確認し切れない部分等がございますので、その辺を重点に確認してもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第20号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議案第２１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第21号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第21号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広洋台整備事業費、広野町復興計画に基づく駅東側整備事業、東町土地開発事業など及び地方債の元利償還金に係る予算を編成いたし、歳入歳出それぞれ5,458万8,000円となる事業会計であります。

歳入財源については、当事業の円滑な運営を図るため、一般会計から3,850万6,000円の繰入れを行っております。

なお、詳細な内容につきましては復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　15ページ、２款１項２目ですか、広洋台の整備事業で、説明資料見ますと調整池の維持管理工事費ということで、これ内容についてちょっと説明いただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

広洋台２丁目に大きな調整池があろうかと思いますけれども、住宅団地造成してからまだ一度も調整池内の整備というか、中にたまった土を排出したり、さらには今、樹木などが生えて、調整池機能を十分に果たせない可能性が出てきております。そういった点から、今年度において調整池内の除伐と、さらにはたまった土砂を搬出する工事を予算として上程させていただきました。これを

しないと、災害時、大雨等で不測の事態に対応できないということもありますので、今年度しっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　今の課長のおっしゃったとおり、いざというときに機能しないというのが一番まずいことですので、そういった工事対応というのは必要なのですけれども、これ調整池等のそういった維持管理という中で、点検というのですか、今回はそういった事象が見られるので、しっかり中を整備したり整理したいということなのですけれども、こういった日々の点検というのは何か計画等に載っているのでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

定期的にといいますか、当然見回りや、さらには毎年除草工事も実施させていただいております。そういった点で、調整池の役割を十分果たしているかどうかということは確認はしております。しかしながら、今ほど説明したとおり、雑木も大分茂ってきたといったところがありまして、このままでは機能を果たせないおそれが出てくるというような判断から、今回調整池の整備をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数、12ページ、13ページの12ページの財産貸付収入の件ですが、この説明資料を見ますと、シマキュウから、いわゆる喜美運送までの貸付収入ということになっているのですが、私の解釈では売り払ったという記憶なのですけれども、あくまでもこのやつはみんな貸付けということの考え方でここを考えなければならないのか、この辺がちょっとご説明をお願いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今おただしの広野工業団地は、基本的に当初造成したときには販売をしております。一部販売できない土地がございます。例えば水路敷であったりとか、その道路敷において販売できない場所がございました。当時の平熔材、今シマキュウになっておりますけれども、平熔材さんの土地に、地下に水路が入っているところがございまして、その水路の上の部分、そこについては販売できないということで貸付けをしております。さらには、撤退いたしました三豊さんの土地、こちらは震災後、復興交付金を使いまして、土地を再造成して、その中で福島広野レミコン、株式会社レイス、ベルテクノプラント工業、常磐共同ガス、下越仙台陸送等に土地をお貸ししております。そういった土地については、復興交付金を使って造成をしている関係上、販売できないということで、貸与

という形を取っておりますので、貸付収入として見込んでいるといったところになります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、駅前の東、だから海側のほうも同じく、今のところ公費使っているので販売できないのだということなのですが、これらの、そうしますと、いつ頃販売できるということも計画はもうされているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に国の予算を使って造成をしている関係上、販売できないということで貸与しているということでございます。貸与も定期借地契約という形を取っておりまして、約30年ほどの定期借地契約で企業さんに貸しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、30年くらいは当然これ国の予算が入っているので売払いはできないのだよということなのでありますが、そうしますと、ここに出ている収入が1,600万円ということなのですが、しからば平米当たり150円、180円、この金額の差は、いわゆる国の負担によっての金額を表しているのか、それとも新たな町の貸付関係の資料があって、それに基づいて貸付けをしているのか、その辺の金額をちょっと知りたいのですが、いろいろ金額があるので。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

平均すると170円とか180円という形になろうかと思いますけれども、条例上は平米当たり200円で貸与するという形になっております。広野工業団地においては200円で貸与しております。一方で、震災後造成をした土地につきましては、企業を誘致を促進させる観点から、平米当たり160円で貸与させていただいております。こちらも法令に従って貸与しているという形でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　15ページなのですけれども、２款１項の３、４目の、この駅東と東町の除草委託料ありますけれども、これはのり面とか、先ほどのあるいは平面的のでしても、これは年１回やるのかと、これは目的上、いっぱい草が生えてきたから景観上やるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、回数でございますが、基本的に年１回というふうに考えております。一方で、景観上の観

点ということも当然見込んでおりますけれども、一番は維持管理ということで実施をさせていただくという形で計上しております。特に駅東においては、景観上も配慮しなければいけないといったところもございますし、区域内の道路と、さらには今活用されていない土地、こちらについても景観上や、さらには防犯の観点から除草が必要だということで計上しているものでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。草が生えてくると、通行とかいろいろありますから、その辺には支障ないように随時お願いします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第21号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

○議案第２２号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第22号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第22号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、介護保険制度の趣旨に基づく計画的、効率的な事業運営と介護サービスの質的向上を図ることを基本に編成いたし、歳入歳出それぞれ５億7,172万8,000円となる予算規模で

あります。

なお、歳入財源については、国、県支出金及び支払基金交付金等をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から9,152万円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　傍聴人の方に申し上げます。

傍聴席内での携帯電話及び電子機器使用は許可しておりませんので、ご注意願います。

説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけ確認させてください。

27ページです。１款５項１目計画策定委員会費という、報償金ですか、存目計上ということになっているのですけれども、前年度のほうでは550万円というところで、これを存目にした理由は何かあるのでしょうか。そこだけ確認したい。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和５年度につきましては、第９期の介護保険事業計画策定ということで、計画の策定の委託料、あとは委員の報酬等を計上してまいりました。令和６年度につきましては、計画策定に係る費用は発生しませんが、委員の報償金だけ存目という形で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、歳出のほうから行きますが、26ページ、27ページの中段、介護認定審査会共同設置負担金についてお伺いしますが、この負担金は広域圏に支払いするものだと思うのですが、いわゆる上段にあるように、これ１名だか、会計年度任用職員もこの認定調査費のために採用されている。しかし、この広域圏のところでも倍近い事務的負担金が支払われているのですが、その辺の広域圏にこの支払っているということについてご説明をお願いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

認定調査の会計年度の分につきましては、あくまで調査をする経費となっていまして、こちらの介護認定審査会共同設置負担金につきましては、認定されたものにつきまして、その認定が妥当かどうか、適当かどうかというところを審査する機関となっております。双葉郡と全体から集まって

きた調査結果を審査する機関となっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、その介護認定審査員というのは、広域の方たちの何か町村の１名ずつがそういう審査員というふうになってここで審査するのか、新たにこの資格を持った人たちが審査するのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

職員等が審査するものではなくて、医師や福祉関係者とか、そういった方が審査するものとなっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　続きまして、歳入のほうを２点ばかりお聞きしたいと思います。

ページ数が14ページ、15ページの上段、第１号被保険者保険料となっておりますが、これは65歳以上の方が町に納める金額かと思いますが、どのくらいの方がこの第１号の被保険者になっているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら特別徴収として1,467人、普通徴収として163人、合計1,630人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちなみに、２号被保険者については、各保険者から来ているので、そこまでは報告されていないのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

２号被保険者については、各保険者になりますので、町のほうでは把握できておりません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　最後なのですが、下段の調整交付金の件が、昨年度と今年は9,100万円下がっている状況なのですが、これらについてはいわゆる３項目って言ったらいいのか、10％、５％、２％というのですか、いわゆる後期高齢者が高く所得水準が低い町村とか、あと全国的な平均の町、あとは後期高齢者が低く所得水準の高い町が２％というふうな項目３項目なっているのですが、それらが移動してのこの減額になったのか、ちょっとお伺いして、どのラインが広野町に値するのか

お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回大幅に減った理由というところでございますが、調整交付金が大幅に減った理由ということでございますが、昨年度までは保険料２分の１賦課しておりました。その２分の１賦課が今回から全額賦課になったということがございまして、調整交付金のほうで保険料の減額見込み分をいただいていたところでございますが、それがなくなったことに伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、１つの調整交付金の流れを見ると、後期高齢者が低くなって所得水準が高く納める人が多くなってきたので、正直、交付金が減額されたという部分なのですよね、これ。そういう意味の見解でしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

後期高齢者の数の関係ではございません、今回減った理由というところでいいますと。これまで調整交付金につきましては、通常の交付金のほかに、介護保険料の減免のための支援分と、一部負担金の減免を支援する分ということで多くの金額をいただいていたところでございます。令和５年度については２分の１賦課だったものが、今年度から通常賦課になるということがありますので、支援いただく金額が減っているというような形でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ページ数で35ページで、２款５項１目の特定入所者介護サービス費が昨年と比べると約30％くらい上がっているのですけれども、これは人数的に上がったのか、あるいはそのほかの理由なのでしょうか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、第９期事業計画に基づいて金額のほうを出しております。人数等が増えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　もう一点、同じような質問なのですけれども、39ページの５款３項５目ですか、それの１節のここでも生活支援体制整備事業で、ここも約30％、こっちは減っているのです。これも人数的なものなのか、その辺の理由をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、地域包括支援センターへの委託事業となっております。地域包括支援センター、人の入れ替わり等がございまして、人件費を補填するものとなっておりますので、今回人件費が減額しているところもあって、委託料が減っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第22号　令和６年度広野町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第２３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第23号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第23号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度の趣旨に基づき、効率的な事業運営を図ることを基本に編成いたし、歳入歳出それぞれ6,072万7,000円となる予算規模であります。

歳入財源については、主に保険料をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から1,582万6,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるよ

うお願いいたします。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　13ページです。１款１項１目ですか、１節に現年度分徴収保険料ということで、前年度はほぼゼロなのですけれども、今回2,985万5,000円になっていますけれども、前年なくて今回こういうふうになっている理由をお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現年度分特別徴収保険料の分でございますが、昨年度当初予算編成時におきましては、特別徴収ができる形になるかというところがまだ決まっておりませんでした。そういうことで、存目として計上させていただいたところです。補正予算におきまして、２分の１課税による特別徴収を行うということで補正予算で予算計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第23号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時21分であります。ただいまから10時35分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時35分まで休憩いたします。

（午前１０時２１分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３８分）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

事務手続上、議会運営進行上の書類がまだ一部不足しております。作成に11時まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、11時まで休憩いたします。

（午前１０時３８分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時００分）

○日程の追加

○議長（渡邉正俊君）　日程に追加する議案がございます。

新しい日程表を皆さんに配付いたします。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　日程表について、事務局長より説明いたさせます。

（報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　ただいまのとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

さらに日程第８に委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加いたします。

○議案第２４号　令和６年度広野町下水道事業会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第24号　令和６年度広野町下水道事業会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第24号　令和６年度広野町下水道事業会計予算の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、終末処理施設等の適正な維持管理及び地方債の元利償還金を主体に編成し、本予算案のうち、下水道事業収益の予定額は２億7,345万7,000円となり、下水道事業費用の予定額は２億7,345万7,000円となり、また資本的収入の予定額は3,743万7,000円となり、資本的支出の予定額は9,527万2,000円となるものであります。

詳細な内容につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、歳出の部分で20ページ、21ページ。21ページの上段の消耗品費、通信運搬費、委託料について質問なのですが、これはマンホールの点検業務というところ、200か所となっているところなのですが、いわゆるこのマンホールというのは、マンホール蓋開けると、構造上はマンホールというのは１つの建物になっていて、それが地震あたりになると、それが荷重がかかっていて、その下の配管が壊れやすいというようなことが何か見させてもらったのですが、それでそこにちょっとげたを履かせると、それらが大丈夫だというようなことみたいなのですが、そこで、この水道管のいわゆる今日、本日地震になった耐震適合率、それと併せて下水道においてもそういった耐震化された計画に基づいてこの200か所はやっているのか、その辺ちょっとお伺いしたかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのマンホール点検につきましては、耐震化とかそういったことに関する目的でやっているものではなくて、経年劣化により下水道管が壊れていないかというようなことを、マンホールの中をのぞきまして、マンホールのひび割れ等、ずれていないかとか、あと下水が流れてくる飲み口、あと吐き出し口のところの状況を見て、土の中に埋まっています下水道管渠の健全性というものを確認する調査となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまの説明は分かったのですが、いわゆる大きな故障については、今言ったように地震によって壊れるという要因が多いというようなことで、いろいろ各町村あたりも耐震計画の計画書の作成なんていうの作っておりますので、今後そういったものを検討しながら運営

をしていただきたいというふうに思うところであります。終わります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点ちょっと確認させてください。予算書の１ページ、業務の予定量とするところで、接続戸数1,200、あるいは（２）で130戸というところであるのですけれども、この説明資料頂いている中では、何か1,570、140って戸数の数に差があるのですけれども、これはどういうような形になるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、説明資料のほうに計上しております戸数につきましては、予算を組む上で契約を、下水道使用料の申込みのある月ごとの戸数の平均でこちらの数値を計上しておりまして、こちら予算書のほうの１ページにありますこの接続戸数につきましては住民基本台帳を基に戸数を示しているもので、住民票がない方とか、アパートとか、そういったところで多少戸数に誤差があるという、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第24号　令和６年度広野町下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議案第２５号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第25号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第25号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現副町長の松本正人氏が来る３月31日付をもって退職されることから、後任の副町長として、県に派遣要請をいたしご推薦いただきました杉浦孝幸氏を適任者と認め、選任いたすための提案であります。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、本人に係る経歴書を配付いたしたいので、許可くださいますよう併せてお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　それでは、ただいまより履歴書を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま配付いたしました経歴書につきましては、本議会終了後回収させていただきたいと存じますので、ご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邉正俊君）　議案終了後、配付されました履歴書を回収いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　引継ぎのことについてちょっとお伺いしたいのですけれども、今の現副町長、松本副町長につきましては、職員から引き続き副町長も歴任されていて、内部事情については、広野町の事情についてとても詳しい方で、なおかつ副町長としても、監査等からの意見についても十分に把握をされているというふうに考えているのですけれども、そちらに当たって次の副町長に替わる際に引継ぎのほうをどのように行っていくかというところだけお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員の副町長人事に関する引継ぎについてお答えしたいと思います。

本日ご議決を賜りましたら、来週に向けてご本人に来庁いただき、そして松本正人副町長と実務に関する引継ぎを執り行うということで考えております。３月の31日までの間にその人事の引継ぎが確実に履行できますように対応するものであります。つきましては、これまで県ご当局、そして職員ＯＢの方の副町長の取組をもって今日まで捉えてきましたことについては、松本正人副町長に心から敬意を表すものでありまして、つきましては県ご当局からの来訪を受け止めることにつきましては、県との連携を強固なものとして、そして国が求めて、広野町はじめ、この被災地の復興に向けて、さらなるこの復興を牽引するべく、管理職を中心として職員一同がこの町政伸展並びに復興事業の展望に資するように取組を捉えるものであります。それも全て、ただいまご質疑をいただきました副町長人事に関するこの引継ぎを確実に捉えて、４月１日以降の事務執行を確実に展望す

る、その取組に向けて来週以降着手したいと考えるものでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　選任者、履歴書を拝見しますと、県の環境政策、あるいは町づくり、また現在に関しては港湾関係というところで、本当にすばらしい経歴の方だなというふうに思います。今町長のほうからもありましたそういった県とのパイプというところで、今回県に申入れした中で適任というふうに認めたというところですけれども、この選任者に関して町長が庁内で副町長としての期待というか、どういったところで業務を遂行していただきたいというようなところ、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員の、議決をいただいた際の新たな副町長に向けての取組、期待について申し述べたいと思います。

ただいま人事に関して今ご質疑をいただいたことにおいては、誠心誠意誠実に今答弁を申し上げてまいりました。重ねて申し上げますが、これまで県当局の副町長に着任をいただいた方々とは、これまでも事案、事象において必要な情報共有、確認をいただいております。その副町長を経験なされた方のこの広野町における取組においては、被災地からの10年余の中において、まず役場の職員としっかりと事務執行に当たって適切かつ確実な業務遂行に当たる業務のご指導を賜るということ、併せて双葉地方における８か町村、広域圏組合、事務執行を形成している８町村として、各町村にはこれまで様々な副町村長が着任をされてまいりました。そして、現況に今至っております。重ねて、県当局のほうに復職をなされて、そして各部署、機関の中でさらなる活動をなされておられます。そういった取組において、今般、部長相当職の方を迎え入れて、福島県知事、副知事、県教育長と共に、双葉地方の町村会等々においてしっかりと情報共有を図ることを通して、重ねてでありますが、福島復興に向けて県ご当局等の下に、国から求められる広野町の、広野の復興に向け、町政伸展に向けて、国、県、関係機関としっかりと連携を図って取り組んでいくことにおいて、前後しましたが、町民の皆様方々の親しくフレンドリーな取組をいただくことを通して、町民各位の皆様のご理解の下に、町政、そして復興を展望していきたい、していただくということを祈念、期待をしているものでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　では、町長に伺いますが、私事ですが、私も町職員として５名の町長さんに仕えて業務をやってきたわけですが、それで当時は助役さんとか、あと今現在の副所長というふうに流れが変わったのですが、そういったときの２人の関係を見た立場でもあります。その中で、今までの町長さんもかなり仕事はやってきましたが、今の遠藤町長も、若いということもあって、今

までにない以上に仕事はやられているなというふうに私は感じております。聞くところによると、朝５時半からもう仕事されているなんていう話も聞いていますので。

それで、それだけ一生懸命仕事をするという中で、今回部長クラスの人を起用したいということなのですが、ただ、今までの副町長も町長に仕えるということで、この業務についてはもう朝７時頃から来て、副町長も椅子に座って業務をされていたのかなというふうに思うわけですが、それはそれ以上に町長もまた早く来て一生懸命されているという姿でいたわけでしょうから。そのときに、これから、今先ほど職員と副町長の中で一体的に取り組んでいく、さらには部長職でもあるという方を任命したときに、町長があまりにも仕事を、一生懸命やるということはいいことなのだけれども、今副町長に求めているところはそこを求めて一生懸命やってもらうのか、そのときに町長は全て副町長に委ねてお願いするのか。ただ、私思うのには、あまりにも町長が一生懸命やっているから、副町長のやった仕事、業務に対して、そこに輪をかけてまた職員等のそういう混乱したのではまずいと思うので、ここら辺のところできちっとすみ分けをした形の中でやっていくことが、一番今後の町長の在り方として副町長を迎えるということではいいのかなというふうに私は感じてはいるのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員の副町長と町長との連携をする業務遂行についてお答えしたいと思います。

まず、この10年余の時間軸の中で、環境は大きく変化してきました。お二人の副町長の際には、震災からのいわゆる前期の期間を捉えていました。その際は、復興というものの道のりがない中において、要請、要望が限りなく、限りなく求められていた。時間を捉えて、そのニーズ、要請等々に捉えるためには、寝食を忘れて365日取り組んできたものであります。その後、県ご当局との連携の中で、しっかりと県との緊密な連携の下に、職員ＯＢとしてプロパーとしての副町長に就任をいただき、取組をしてまいりました。その時間推移の中において、私は今、８時半、17時15分という時間をしっかりと捉えて、まず今なすべきことを優先順位をつけて、いわゆるバランスを持って職務遂行ができ得るように、今取組に当たっているところであります。これは、重ねて申し上げますが、町民の帰還率を捉えて、10年を捉えた、東京オリンピックの緊迫した、あの捉えを過ぎて、これから３年過ぎて、今脱コロナになってきたわけでありますが、その状況状況の中で対応するに当たっては、この時間軸をしっかりと捉えていくということが極めて大事であるということであります。つきましては、県ご当局の職員におかれましては、これまで培われた県ご当局のその職責を、ご本人の理解の下に履行できるような環境の中で遂行していただきたいと、そのように念願するものであります。ついては、お話を今いただきました、副町長がやはり副町長の思いの中で業務遂行いただけることを全て第一義として捉えていきたいと、こう考えるものであります。

重ねてお話をさせていただきますと、私も福島県町村会を担務した際に、県内の46の町、村の町

長さん、副町長さん、よく承って承知しております。会津地方と中通り地方と浜通り地方と、その町村長さん、副町村長さんがどのような業務遂行に当たっているかということをつぶさに見てまいりました。その際、職員のＯＢの方が町村長さんをやっている方々の動きと、外部から来られている副町村長さんの動きも拝見してまいりました。重ねて、全国における町、村の、926の町、村の方々の動きというものも、ここ令和３、４、５年の中で拝見、俯瞰をしてまいりました。そういったことをしっかりと捉えて、今、復興の第２期から第３期に向かうこの大事な期間を、大事な期間をしっかりと展望でき得るような、そういった体制にあっていきたいと、そのように考えるものであります。全ては副町長が副町長のご意思に基づいて、ご理解、ご納得いただくことを第一義として、それは先ほど答弁申し上げましたように、管理職、職員方々、若い職員の方々と共に、よりよい職場環境を捉えていただいて、そして展望いただく。その展望において、ついては県当局において、県の幹部の皆様、そしてこの双葉地方の広域圏の事務局長をなされている方もおられます、部長相当級ということで。副町村長の方々としっかりと連携を図って、双葉地方の復興に資するべく、広野町の町政伸展、復興に従事いただきたいと、そのように念願するものでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまの内容は分かったのですが、今この広野町として町長は副町長を迎えるに当たって、今聞いた中身では理解できるのですが、ただ、私も職員時代には、副町長には話ししたのだけれども、町長に行ったらまた違う話になってしまったと。副町長が言ったこと、イコール町長というふうな仕事の流れなら職員はいいのですけれども、副町長に持っていって提案、発議書持っていったらば、今度町長が違うことを話しされるというケースもありますから、そういうことはもう今後、副町長に委ねるということであるので、そういうことは一切ないということで確認できるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　副町長と町長との意見の食い違いがあることも、それはあります、当然ながら。当然ながら質疑をして取り組んでいくわけでありますので。そして、それは課長等の皆さんにおいて理解をいただきながら前に進めていくということが肝要であろうと、そう捉えるものであります。つきましては、業務を遂行するに当たり、業務完結に向かうに当たり、私も一般企業から参った者でありますが、常に組織論というものは念頭として捉えてきています。組織論において、様々な捉え方の、念頭とするものでありまして、いわゆる三役、町長、副町長、教育長と、執行部というその概念と、課長等という職制から、課長補佐、そして課長になる方、課長となって職責を全うしていくという、そのプロセスの中において、しっかりと目的、目標に向かって確実に前進するように捉えてまいりたいと、そのように思います。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　そうしますと、我々議員としては、この同意というのは、社会的に言えば、俗に言うパートナー、女房役になるわけですけれども、その辺の町長と副町長のお互いの連携を図りながら、職員はスムーズに仕事がされるというふうに私は思っておりますので、今後そういうお互いの、これは当然議論は、人間ですから、ありますから、これは当然あり得る話ですから。ただ、そこをきちっと職員が分かるように説明をしながら、ご理解をいただきながらやっていくというお話だと思うのですが。ただ、最後に、この現住所がいわき市平ってなっているのですが、この辺のところは通うということなのですか。通ってここに業務をするということなのでしょうか。それとも、同意されて承認されれば広野町に転入して、広野町で過ごすのだということなのでしょうか、その辺伺います。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長。

○**町長（遠藤　智君）**　ご同意をいただいた際の住まいについてお答えいたします。

これまでの副町長と同様に、町内において生活をしていただく、これがまず第一歩であります。そのように考えております。

以上でございます。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　ただいまのご意見でご理解をいただきました。さらなる町発展のために、今後の副町長を招聘して、職員も、副町長も、町長も、全てが一丸となって復興を目指して頑張るという姿勢の中であれば、私も同意したいというふうに考えておるところであります。

○**議長（渡邉正俊君）**　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　今大体話聞いたのですけれども、この杉浦さんの経歴見ると、助役として１年、それから副町長として２年ですか、こういう経歴を持っていまして、これはあくまでも福島県の職員としてという立場でこういう任務を果たしたと思うのです。だけれども、これを見ますと令和２年、４年前に退職して、今民間の会社に行って社長をやっているわけです。今の話からすると、この会社を多分辞めて、あるいはこの取締役を辞めるのか、ちょっと分からないのですけれども、そういった民間を４年経験しています。それで、町長がずっと広野町長になってから、今まで何人かやっていますけれども、県のほうからも来た本多さんですか、あと大和田さん、それから松本さんということで、今まで広野町の職員としてやってこられた方。それで、今渡邉議員もちょっと聞いているのですけれども、今までこの約10年間、町長やられて、やっぱりそれを今、私は松本副町長が、私も除染やったときから復興企画の課長として大変お世話になって、一生懸命私それやっていただきましたし、教育長になってもずっと、２年ですか、ずっとやって、私はそういったところをずっと見ていまして、今回松本副町長が任期というか、ちょうど４年ですよね。そういったことで、引き続いて松本副町長にはもっとやってくれということはなかったのか。

それから、県のほうに確かに要望したのでしょうけれども、現職というか、民間にもう行って、

そうしたことで、私、杉浦さんはちょっと存じないのですけれども、こういったことで、本当に県とのパイプ役というか、そういうものを期待してというか、そういうことで採用しているのかと思うのですけれども、もう一度そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

２つありまして、１つ目、今お話をいただきましたように、松本正人副町長は教育委員会の教育長に就任をしました。そして、副町長の人事の取組において、引き続いて副町長に就任をいただきました。この取組を通して、任期が令和６年３月ということで、本人とは繰り返し話をして、そして本人の意思を最大限に尊重して捉えたものであります。つきましては、後ほど松本正人副町長から答弁をしていただきます。ということで、人事に関しては全て一様に、継続して取り組んでいただきたいという話はお伝えして取り組んで今日まで来ました。それは、人事という手続において、その方々を敬意を表して捉えてのことであります。全てにおいて、それが第一義として捉えてきたものであります。

２つ目でありますが、県との連携についてでありますが、先ほど申し上げましたが、菅野さんと本多さんと、着任いただきました。また、双葉郡内の副町村長さんも様々おられて、私も交流いただいて、連携を図らせていただいております、今日まで。いうことにおいて、今般このご案内をいただきましたプロセスについては、人事の件なので、ちょっと限りある回答にさせていただきたいと思いますが、退職をなされて、そして今、株式会社の代表取締役に就任されています。この会社は、福島県の外郭団体の会社であります。ということにおいて、この御社との取組においてはとても大きな職責であると受け止めるものであります。それも、これから広野町の復興に向かっていくに際して、いわき市との連携というものもございます。ということを念頭として捉えているものでございまして、副町長、助役を経験なされていることも今お話をいただきました。地方行政も経験なされております。そういったその職責を浜の復興に向けて展開したいと、展開していただくということを念頭とするものであります。会津地方、そして浜通り地方と、今福島復興に向かう各町、村の現況において、我々が求めて果たしていく責務というものを、しっかりとよりよい取組の中において展望していきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。私もこれには同意しますけれども、県とかそういったところのやっぱりパイプというか、重要になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（松本正人君）　ただいま３番、高木光雄議員からのほうのお話がありました件につきまして、私、退任に際しまして、私なりに熟慮した結果、町長ともご相談申し上げまして、今回の任期満了で終わらせていただきたいということでお話をずっとさせていただいておりますので、どうぞ

その件につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第25号　広野町副町長の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は給食センターの改修について、広野駅周辺開発について、産業厚生常任委員会は所管施設の調査について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和６年第１回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１１時５７分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　高　木　光　雄

署名議員　　西　内　玄　太